

丸亀市地域防災計画

震災対策編

令和6年3月

丸亀市防災会議

目 次

第1章 総則.....	10
第1節 目的.....	10
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	10
1 防災関係機関及び市民の責務.....	10
2 防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	10
第3節 被害想定.....	18
1 自然条件.....	18
2 過去の地震災害.....	18
3 地震・津波被害想定.....	18
4 減災効果.....	22
第4節 地震・津波防災対策目標（香川県策定）.....	23
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	24
1 南海トラフ地震に関連する情報.....	24
2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等.....	26
3 情報収集・連絡体制.....	27
4 災害応急対策をとるべき期間等.....	27
5 住民の防災対応.....	27
6 消防機関等の活動.....	28
7 警備対策.....	28
8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係.....	29
9 金融.....	29
10 交通.....	29
11 市自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策.....	30
12 滞留旅客等に対する措置.....	30
第2章 災害予防計画.....	31
第1節 都市防災対策計画.....	31
1 都市施設の整備促進.....	31
2 都市防災対策の推進.....	31
第2節 建築物等災害予防計画.....	32
1 公共建築物等の災害予防.....	32
2 一般建築物等の災害予防.....	32
3 家具等の転倒防止対策.....	33
4 被災建築物応急危険度判定・宅地危険度判定.....	33
第3節 地盤災害等予防計画.....	34
1 土砂災害・山地災害の災害予防対策.....	34
2 液状化災害の予防対策.....	34
第4節 津波災害予防計画.....	35
1 海岸保全施設の整備等.....	35
2 津波に関する知識の普及等.....	35
3 避難体制の整備.....	35
4 海面監視.....	35
第5節 火災予防計画.....	36
1 出火防止、初期消火.....	36
2 消防力の強化.....	36
3 消防水利の整備.....	36
4 火災拡大防止対策.....	36
第6節 危険物等災害予防計画.....	37

1	現況	37
2	施設の安全化指導	37
3	自衛消防組織の充実強化等	38
4	防災資機材の整備	39
5	防災訓練の実施	39
6	防災知識の普及	39
第7節	公共施設等災害予防計画	40
1	道路施設	40
2	河川管理施設	40
3	港湾及び漁港施設	40
4	海岸保全施設	41
5	ため池等農地防災施設	41
6	鉄道施設	41
7	放送施設	41
8	廃棄物処理施設	41
第8節	ライフライン等災害予防計画	42
1	電気施設	42
2	都市ガス施設	42
3	電気通信施設	42
4	水道施設	42
5	下水道施設	42
第9節	防災施設等整備計画	43
1	消防施設等	43
2	通信施設等	43
3	その他施設等	44
第10節	防災業務体制整備計画	45
1	職員の体制	45
2	防災関係機関相互の連携体制	45
3	民間事業者との連携	46
4	防災中枢機能等の確保、充実	46
5	複合災害への対応	46
第11節	保健医療福祉救護体制整備計画	47
1	保健医療福祉救護体制の整備	47
2	初期医療体制の整備	47
3	後方医療体制等の整備	48
4	患者等搬送体制の確立	48
5	医薬品等の確保	49
6	ライフラインの確保	49
7	広域的医療体制の整備	49
第12節	緊急輸送体制整備計画	50
1	緊急輸送路の指定等	50
2	物資輸送体制の整備	50
3	道路交通管理体制の整備	50
4	民間事業者との連携	51
5	道路啓開計画の策定	51
第13節	避難体制整備計画	52
1	指定緊急避難場所の指定、整備	52
2	広域避難地の確保	52
3	指定避難所の指定、整備	53
4	避難路の選定等	54

5	指定緊急避難場所等の明示	55
6	避難情報の発令基準の策定	55
7	避難に関する広報	55
8	避難所運営マニュアルの実効性の向上	55
9	丸亀市職員初動マニュアルに基づく体制整備	56
10	避難計画の策定	56
11	防災上重要な施設の避難計画	56
12	要配慮者への対応	56
13	福祉避難所の選定・指定	56
14	帰宅困難者への対応	57
15	児童生徒への対応	57
16	孤立地域への対応	57
17	新型コロナウイルス及び類似の感染症への対応	57
第14節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	59
1	物資の備蓄及び集積拠点の指定	59
2	食料の確保	59
3	飲料水の確保	59
4	生活物資の確保	59
5	新型コロナウイルス及び類似の感染症対策用品の確保	60
6	市民による備蓄	60
7	物資の集結拠点の指定	60
第15節	文教災害予防計画	61
1	学校における防災対策	61
2	文教施設・設備の点検、整備	61
3	文化財の保護	61
第16節	ボランティア活動環境整備計画	62
1	協力体制の確立	62
2	ボランティア活動の啓発等	62
3	防災ボランティアの研修等	62
第17節	要配慮者対策計画	63
1	社会福祉施設等入所者等の対策	63
2	在宅の避難行動要支援者の対策	63
3	福祉避難所の指定等	64
4	外国人の対策	64
5	旅行者等の対策	64
6	避難行動要支援者からの情報提供	64
第18節	防災訓練実施計画	65
1	総合訓練	65
2	災害対策本部設置運営訓練	65
3	図上訓練	65
4	避難救助訓練	65
5	非常通信連絡訓練	65
6	非常招集訓練	65
7	自主防災組織等における訓練	65
8	広域的な防災訓練	65
第19節	防災知識等普及計画	67
1	防災思想の普及	67
2	職員に対する防災研修	67
3	市民に対する普及啓発	67
4	学校等における防災教育	68

5	防災上重要な施設の管理者等に対する啓発	68
6	企業防災の促進	68
7	災害情報の提供等	69
8	防災意識調査	69
9	防災相談	69
10	災害教訓の伝承	69
第20節	自主防災組織等育成計画	70
1	地域住民等の自主防災組織	70
2	事業所の自衛消防組織等	71
3	社会福祉施設の自衛消防組織	71
4	自主防災組織協議会	72
5	消防団等の活性化	72
6	地下街等の管理者	72
7	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	72
第21節	被災動物の保護計画	73
1	被災動物避難対策（飼い主の役割）	73
2	特定動物対策	73
3	指定避難所における動物の適正飼養対策	73
4	飼養動物（犬、猫等）の管理	73
第22節	帰宅困難者対策計画	74
1	市民への啓発	74
2	事業所等への啓発	74
3	避難所等の提供	74
4	情報提供体制の整備	74
5	安否確認の支援	74
6	災害時の徒歩帰宅者に対する支援	74
7	帰宅困難となる観光客等への対策	74
第23節	業務継続計画（BCP）策定計画	75
1	市の業務継続計画	75
2	事業者の事業継続計画	75
第3章	災害応急対策計画	76
第1節	活動体制計画	76
1	全般	76
2	市の活動組織	76
3	初動体制の確立	78
4	職員の招集	79
第2節	広域的応援計画	80
1	市の応援要請等	80
2	消防機関の応援要請	81
3	応援受入体制の確保	82
4	他都道府県等への応援	82
5	緊急災害対策派遣計画(TEC-FORCE)等の要請	83
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	84
1	災害派遣要請要求の基準	84
2	災害派遣要請の手続等	84
3	派遣部隊の受入れ	85
4	撤収要請	85
5	経費の負担	85
第4節	地震、津波情報等伝達計画	86

1	大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報	86
2	地震に関する情報	89
3	県の情報収集伝達体制等	92
4	関係機関の伝達	92
5	市民等への伝達等	92
6	異常現象発見者の通報義務等	92
7	市における予警報の伝達要領	93
第5節	災害情報収集伝達計画	94
1	情報の収集伝達	94
2	県等に対する報告	97
3	直接即報基準に該当した場合の報告	98
4	被害の認定及び罹災証明の発行	98
第6節	通信運用計画	99
1	地震災害時の通信連絡	99
2	市防災行政無線の運用	99
3	県防災情報システムの運用	99
4	電気通信事業者の設備の利用	99
5	他の機関の専用電話の利用	99
6	非常通信の利用	100
7	放送の要請	100
8	最新の情報通信関連技術の導入	100
第7節	広報活動計画	101
1	被災者等への広報活動	101
2	広聴活動	101
第8節	災害救助法適用計画	102
1	適用基準	102
2	市による適用手続	102
3	救助の種類	102
4	職権の一部委任	103
5	救助の程度、方法及び期間	103
第9節	救急救助計画	104
1	市の活動	104
2	部隊間の活動調整	104
3	市民及び自主防災組織、事業者の活動	104
第10節	医療救護計画	105
1	保健医療福祉活動の総合調整	105
2	現地医療体制	105
3	後方医療体制	105
4	傷病者の搬送	106
5	医薬品等の確保	106
6	輸血用血液の確保	106
7	医療機関等の非常用通信手段の確保	106
第11節	消防活動計画	107
1	消防活動	107
2	応援要請	107
3	出火防止、初期消火	107
第12節	緊急輸送計画	108
1	輸送の対象	108
2	輸送車両等の確保	108
3	緊急輸送路の確保	108

4	海上交通の確保	109
5	航空輸送の確保	109
6	輸送拠点の確保	109
第13節	交通確保計画	110
1	陸上交通の確保	110
2	海上交通の確保	113
第14節	避難計画	114
1	避難情報の伝達	114
2	避難誘導	115
3	避難方法	115
4	指定緊急避難場所	116
5	津波避難ビル	116
6	指定避難所の開設	116
7	指定避難所の運営	117
8	指定避難所の統廃合・閉鎖	118
9	指定避難所外避難者への配慮	118
10	広域避難	118
11	広域一次滞在	118
12	在宅の要配慮者対策	118
13	障害者に係る対策	119
14	児童に係る対策	119
15	要介護者等の福祉施設における緊急受入れ	119
16	新型コロナウイルス及び類似の感染症対策	119
第15節	食料供給計画	120
1	食料の調達	120
2	炊出しその他による食料の供給	120
第16節	給水計画	122
1	給水の確保等	122
2	給水量の基準	122
3	給水の実施	122
第17節	生活必需品等供給計画	124
1	生活必需品等の調達	124
2	生活必需品等の配分	124
第18節	防疫及び保健衛生計画	125
1	防疫対策	125
2	保健衛生対策	125
3	食品衛生対策	126
4	薬剤及び資機材の備蓄、調達	126
第19節	廃棄物処理計画	127
1	処理体制	127
2	処理方法	127
3	災害廃棄物処理計画の策定	128
4	廃棄物処理施設の復旧	128
5	住民への周知	128
6	倒壊家屋の解体	128
第20節	遺体の捜索、処置及び埋葬計画	129
1	遺体の捜索	129
2	遺体の処置等	129
3	遺体の埋葬又は火葬	129
第21節	住宅応急確保計画	130

1	被災住宅の調査	130
2	応急仮設住宅の建設	130
3	住宅の応急修理	131
4	障害物の除去	131
5	公営住宅の特例使用	131
6	民間賃貸住宅の借り上げ	131
7	宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介	131
8	応急仮設住宅以外の収容施設	132
第2 2 節	社会秩序維持計画	133
1	市民への呼びかけ	133
2	陸上における防犯	133
3	海上における防犯	133
第2 3 節	文教対策計画	134
1	児童生徒等の安全確保	134
2	学校施設・設備の応急措置	134
3	応急教育の実施	134
4	就学援助等	135
5	学校以外の教育機関等の応急措置	135
6	文化財の保護	136
7	埋蔵文化財対策	136
第2 4 節	公共施設等応急復旧計画	137
1	道路施設	137
2	河川管理施設	137
3	港湾及び漁港施設	137
4	海岸保全施設	137
5	砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	137
6	治山、林道施設	137
7	公園施設	137
8	鉄道施設	138
9	病院、社会福祉施設等公共施設	138
10	廃棄物処理施設	138
11	放送施設	138
12	海域関連施設	138
第2 5 節	ライフライン等応急復旧計画	139
1	電気施設	139
2	都市ガス施設	139
3	電気通信施設	139
4	水道施設	140
5	下水道施設	140
第2 6 節	農林水産関係応急対策計画	141
1	農業用施設等に対する応急措置	141
2	農作物に対する応急措置	141
3	畜産に対する応急措置	141
4	林産物に対する応急措置	141
5	水産物に対する応急措置	141
6	ため池施設	141
第2 7 節	二次災害防止対策計画	142
1	土砂災害対策	142
2	被災建築物等への対応	142
3	高潮、津波等の対策	142

4	環境汚染への対策	142
第28節	危険物等災害対策計画	143
1	事業者の応急対策	143
2	市の応急対策	143
3	石油類等の危険物施設の応急措置	143
4	高圧ガス施設の応急措置	144
5	火薬類施設の応急措置	144
6	毒物及び劇物施設の応急措置	144
7	放射性物質等その他の施設の応急措置	144
第29節	ボランティア受入計画	145
1	受入体制の整備	145
2	ボランティアの受入方法	145
3	ボランティアの活動分野	145
4	その他ボランティアへの対応	146
第30節	要配慮者応急対策計画	147
1	高齢者、障害者、難病患者等対策	147
2	児童対策	147
3	外国人対策	147
4	社会福祉施設等の対応	148
5	香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)	148
6	配慮すべき事項	148
第31節	被災動物の救護活動計画	149
1	同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割)	149
2	特定動物対策	149
3	指定避難所における動物の適正飼養対策	149
4	被災動物救護活動対策	149
第4章	災害復旧計画	150
第1節	復旧復興基本計画	150
1	原状復旧	150
2	計画的復興	150
第2節	公共施設等災害復旧計画	152
1	災害復旧事業の種別	152
2	災害復旧事業に係る資金の確保	152
3	激甚災害の指定	152
第3節	被災者等生活再建支援計画	153
1	生活相談	153
2	被災証明・罹災証明書の交付	153
3	被災者台帳の作成	153
4	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	154
5	生活福祉資金の貸付	154
6	被災者生活再建支援金の支給	154
7	税の減免及び納税の猶予等	154
8	国民健康保険税等の減免等	155
9	応急金融対策	155
10	雇用対策等	155
11	職業訓練の実施	156
12	生活関連物資の供給確保及び価格安定対策	156
13	被災中小企業者の復興支援	156
14	被災農林漁業者の復興支援	156

15	恒久住宅への円滑な移行に向けた取組	156
第4節	義援金等受入配分計画	157
1	義援金等の受付及び保管	157
2	義援金等の配分等	157
3	義援金・義援物資の募集など	157
第5章	地震防災対策推進計画	158
第1節	総 則	158
1	推進計画の目的	158
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	158
3	南海トラフ巨大地震の特徴	158
第2節	丸亀市災害対策本部の設置等	159
1	丸亀市災害対策本部の設置	159
2	丸亀市災害対策本部の組織及び所掌事務	159
3	動員配備体制	160
第3節	地震発生時の応急対策等	162
1	地震発生時の応急対策	162
2	資機材、人員等の配備手配	168
3	他機関に対する応援要請等	169
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	170
1	津波からの防護のための施設の整備等	170
2	津波に関する情報の伝達等	170
3	避難対策等	170
4	消防活動及び水防活動	171
5	ライフライン等	171
6	交通対策	172
7	本市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	173
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	174
1	整備方針等	174
2	市有の公共建築物の耐震化	174
3	市有の公共構造物等の耐震化	174
4	指定緊急避難場所、指定避難所（避難地）、避難路の整備	174
5	消防施設の整備等	175
6	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	175
7	通信施設の整備	175
8	緩衝地帯として設置する緑地等の整備	175
第6節	防災訓練計画	176
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	177
1	市職員に対する教育	177
2	市民等に対する教育及び広報	177
3	児童生徒等に対する教育	178
4	防災上重要な施設管理者に対する教育	178
5	自動車運転者に対する教育	178
6	窓口相談の設置	178

第1章 総則

第1節 目的

丸亀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、自主防災組織等の強化、さらに障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による市民運動を展開することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の責務

- (1) 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

大規模地震並びに大規模地震以外の地震に対して、国や県との連携のもとに、地域の特性を踏まえた県実施による地震被害想定に基づく減災目標を策定し、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努める。

- (2) 指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

- (4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

- (5) 市民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

ア 丸亀市

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 避難情報の発令及び指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施

- 緊急輸送等の確保
- 食料、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防御又は拡大防止のための措置

イ 丸亀市消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

ウ 丸亀市消防団

- 消防訓練及び消防資機材等の点検
- 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助

(2) 県

ア 香川県

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報等の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防御又は拡大防止のための措置

イ 香川県中讃土木事務所

- 県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
- 水防活動及び水防予警報等の伝達

ウ 香川県中讃保健福祉事務所

- 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動

エ 香川県中讃土地改良事務所

- 事務所所管の施設の防災対策及び復旧
- 災害発生状況及び水防活動等の伝達
- 農地及び農業施設の被害調査及び復旧を指導

オ 香川県警察（丸亀警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- 被災者の救出救助及び避難指示
- 交通規制及び管制
- 広域応援等の要請及び受入れ

- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- (3) 香川県広域水道企業団
 - 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡
 - 災害時における水道水の供給確保
 - 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施
- (4) 指定地方行政機関
 - ア 中国四国管区警察局四国警察支局
 - 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
 - 警察庁及び他管区警察局との連携
 - 支局内防災関係機関との連携
 - 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
 - 警察通信の確保及び統制
 - 警察災害派遣隊の運用
 - 支局内各県警察への津波警報等の伝達
 - イ 四国総合通信局
 - 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
 - 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理
 - 災害地域における電気通信、放送設備等の被害状況の把握
 - 災害時における通信機器、移動電源車の貸出しに関すること
 - 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用及び協議
 - ウ 四国財務局
 - 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
 - 地方公共団体に対する災害融資
 - 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
 - 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
 - エ 四国厚生支局
 - （独）国立病院機構等関係機関との連絡調整
 - オ 香川労働局
 - 労働災害防止についての監督指導等
 - 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施
 - 二次災害発生の恐れのある事業所に対する災害予防の指導
 - 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
 - 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
 - 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
 - カ 中国四国農政局（香川支局）
 - 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
 - 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
 - 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
 - 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
 - 被災地への営農資材の供給の指導
 - 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
 - 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
 - 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
 - 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導（以下、高松地域センター）
 - 災害時における応急食料（米穀、乾パン）の緊急引き渡し

- キ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）
 - 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - 国有保安林の整備保全
 - 災害応急対策用木材（国有林）の供給
 - 民有林における災害時の応急対策等
- ク 四国経済産業局
 - 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
 - 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給確保
 - 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- ケ 中国四国産業保安監督部四国支部
 - 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
 - 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策
- コ 四国地方整備局
 - 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
 - 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
 - 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
 - 海上の流出油等に対する防除措置
 - 港湾及び海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
 - 空港の災害復旧
 - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
- サ 四国運輸局
 - 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - 陸上及び海上における緊急輸送の確保
 - 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
- シ 大阪航空局（高松空港事務所）
 - 空港施設の整備及び点検（管制部門）＊
 - 災害時の飛行規制等とその周知
 - 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門）＊
 - 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等
 - ＊の業務について管制部門以外は、高松空港（株）に運営委託している。
- ス 国土地理院（四国地方測量部）
 - 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
 - 地理情報システム活用の支援・協力
 - 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
 - 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
 - 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- セ 大阪管区气象台（高松地方气象台）
 - 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- ソ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部）
 - 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送
 - 海上における流出油等の防除、交通安全の確保、治安の維持

- 航路標識等の整備
- タ 中国四国地方環境事務所
 - 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - 家庭動物の保護等に係わる支援
- チ 中国四国防衛局
 - 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
 - 災害時における米軍部隊との連絡調整
- (5) 自衛隊
 - 陸上自衛隊第14旅団
 - 災害派遣の実施
(被害状況の把握、避難の救助、遭難者の捜索活動、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)
- (6) 指定公共機関
 - ア (独) 水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部
 - 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
 - イ (独) 国立病院機構中国四国グループ
 - 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
 - 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
 - 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報
 - (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
 - ウ 日本郵便(株)四国支社(丸亀郵便局)
 - 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持
 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄付金の配分
 - 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - エ 日本銀行高松支店
 - 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - 各種措置に関する広報
 - オ 日本赤十字社香川県支部
 - 医療救護
 - こころのケア
 - 救援物資の備蓄及び配分
 - 血液製剤の供給
 - 義援金の受付及び配分
 - その他応急対応に必要な業務
 - カ 日本放送協会高松放送局
 - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
 - キ 西日本高速道路(株)四国支社
 - 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

- ク 本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)
 - 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
- ケ 四国旅客鉄道(株)
 - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
- コ 西日本電信電話(株) 香川支店、KDDI(株)四国支店、(株)NTT ドコモ四国支社、NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル (株)
 - 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における非常緊急通話の確保
- サ 日本通運(株)四国支店、 四国福山通運 (株) 高松支店
佐川急便 (株) 西日本支社四国支店、ヤマト運輸 (株) 香川主管支店
四国西濃運輸 (株) 高松支店
 - 災害時における陸上輸送の確保
- シ 四国電力送配電(株) (丸亀事業所、坂出事業所)
 - 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における電力の供給確保
- ス イオン(株)、(株) セブン-イレブン・ジャパン、(株) ローソン
(株) ファミリーマート、(株) セブン&アイ・ホールディングス
 - 災害時における物資の調達・供給確保
- (7) 指定地方公共機関
 - ア 土地改良区
 - 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
 - イ 四国ガス(株) (丸亀支店)
 - ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるガス供給の確保
 - ウ 高松琴平電気鉄道(株)
 - 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
 - エ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、RSK 山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川
 - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - オ (一社)香川県バス協会
 - 災害時における陸上輸送の確保
 - カ (一社)香川県トラック協会
 - 災害時における陸上輸送の確保
 - キ (一社)香川県LPガス協会
 - LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - ク (一社)香川県医師会
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
 - ケ (公社)香川県看護協会
 - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
 - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
 - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ア 香川県農業協同組合（丸亀支店、法勲寺支店）
 - 関係機関が行う被害調査の協力
 - 被災施設等の災害応急対策
 - 被災組合員に対する融資等の斡旋
- イ 丸亀市漁業協同組合・本島漁業協同組合
 - 関係機関が行う被害調査の協力
 - 被災施設等の災害応急対策
 - 被災組合員に対する融資等の斡旋
- ウ 丸亀商工会議所、飯綾商工会
 - 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力
 - 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
- エ （一社）丸亀市医師会、（一社）綾歌地区医師会、医療機関
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
- オ 社会福祉施設、学校等の管理者
 - 自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。
 - 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
 - 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- カ 丸亀市社会福祉協議会
 - 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
 - ボランティア活動の体制整備及び支援
- キ 共同募金会
 - 義援金品の募集及び配分
- ク 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- ケ LPガス取扱機関
 - LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるLPガス供給の確保
- コ 石油類等取扱機関
 - 災害時における危険物の保安措置
- サ 火薬類取扱機関
 - 災害時における火薬類の保安措置
- シ 本島汽船（株）、備讃フェリー（株）、にじ観光（有）
 - 災害時における海上輸送の確保

(9) 市民

- 自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。
- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害時の備え、災害時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等を予め家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、公告板その他の工作物又は自動販売機を設置するものは、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。

- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは福祉課等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主的に避難する。また市が【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、速やかにこれに応じて行動する。(警戒レベルは、津波には適用しない)
- 避難は、市の地域防災計画、防災・ハザードマップ等によって示された行動基準に従って行う。

(10) 自主防災組織

- 自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。
- 予め災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 避難所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。
- 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害時、避難途中、避難所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

- 自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。
- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、予め 防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 被害想定

1 自然条件

(1) 地勢等

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっています。そして、瀬戸内海には本島、広島、手島、小手島、牛島などの島々が点在しています。

広ぼうは、東西 24.16 キロメートル、南北 23.82 キロメートル。市の陸地部の中央に標高 422 メートルの飯野山（別名、讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には土器川が流れ、多数のため池が水辺空間を創出しています。

気候は、温暖少雨のいわゆる瀬戸内特有の気候となっています。気温は、年平均気温が約 16 度、冬季でもおおむね 5 度以上あり、温暖な気候に恵まれています。年間降水量は約 1,000mm ですが、渇水が懸念されることもあります。降水日数は、年平均約 100 日で、日照時間は全国平均よりも高い地域に分類されます。

【地形・地質】

地 形	地 質 概 要
讃岐平野	砂礫主体の未固結堆積層、海岸部には軟弱層が分布
丘陵地	更新世の堆積岩（三豊層群や段丘層）、軟岩～風化層
山地	花崗岩及び和泉層群の堆積岩、中硬質な岩盤
島しょ	花崗岩と火山岩

(2) 活断層

日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓（徳島）、石鎚山脈の北麓（愛媛県）を東西に走るため、本県を通らない。

中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線状ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されており、断層が確認されている部分ごとに、個々に名称が付されている。県内に分布する断層のうち、現在及び将来において活動する可能性がある断層としては、長尾断層、鮎滝断層、岡田断層、上法軍寺断層が存在する。（活断層分布図¹⁾）

2 過去の地震災害

県では、90～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな被害が発生している。また、昭和 2 年の北丹後地震、平成 7 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

3 地震・津波被害想定

「香川県地震・津波被害想定(第 1 次公表)平成 25 年 3 月 31 日・(第 2 次公表)平成 25 年 8 月 28 日」から、丸亀市の被害想定を示す。

(1) 想定的前提とした丸亀市の状況

- ア 建物総数： 48,604 棟（平成 23 年 3 月香川県）
- イ 総人口： 110,484 人（平成 25 年 9 月 1 日現在）
- ウ 世帯数： 42,020 世帯（平成 22 年 9 月 1 日現在）

(2) 南海トラフの最大クラスの地震 (Mw9.0) の被害想定

地震発生の季節と時間により、建物被害と人的被害は、3 つのシーン（冬深夜・夏 12 時・冬 18 時）により異なるが、それぞれ最大の被害を記載する。

「*」は少ないが被害がある。

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

¹ 「新編 日本の活断層 分布図と資料」(活断層研究会編 東京大学出版会) に記されている名称を採用

建物被害（全壊棟数）（冬18時）

揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
1,400	100	140	10	*	1,700

人的被害（死者数）（冬深夜）

建物倒壊	うち屋内 落下物等	津波	急傾斜地 崩壊	火災	ブロック 塀等	合計
	90					

人的被害（負傷者数）（冬深夜）

1,300	190	820	*	*	*	2,100
-------	-----	-----	---	---	---	-------

人的被害（自力脱出困難者・要救助者数）

揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
370	30

ライフライン被害

上水道

下水道

断水人口	断水率	支障人口	支障率
69,000人	63%	16,000人	27%

電力

停電軒数	停電率
57,000	99%

通信

不通回線数	不通率	停波基地局率
19,000	83%	73%

都市ガス

供給停止戸数	供給停止率
8,200	65%

交通施設被害

道路（緊急輸送）	鉄道	港湾
被害箇所	被害箇所	被害箇所
60	20	30

生活への影響・避難者

避難所	避難所外
11,000人	7,300人

災害廃棄物

災害廃棄物	津波堆積物
126,000トン	228,000～365,000トン

エレベーターの停止

160棟

危険物

火災	流出	破損等
*	*	10箇所

(3) 中央構造線の地震（M8.0）の被害想定

地震発生の季節と時間により、建物被害と人的被害は、3つのシーン（冬深夜・夏12時・冬18時）により異なるが、それぞれ最大の被害を記載する。

「*」は少ないが被害がある。

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

建物被害（全壊棟数）（冬18時）

揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
920	100	*	*	1,000

人的被害（死者数）（冬深夜）

建物倒壊	うち屋内 落下物等		急傾斜地 崩壊	火災	ブロック 塀等	合計

人的被害（負傷者数）（冬深夜）

1,000	180	*	*	*	1,000
-------	-----	---	---	---	-------

人的被害（自力脱出困難者・要救助者数）

揺れに伴う自力脱出困難者
220

ライフライン被害

上水道

下水道

断水人口	断水率	支障人口	支障率
60,000人	54%	2,800人	5%

電力

停電軒数	停電率
55,000	95%

通信

不通回線数	不通率	停波基地局率
21,000	91%	82%

都市ガス

供給停止戸数	供給停止率
11,000	87%

交通施設被害

道路（緊急輸送）	鉄道	港湾
被害箇所	被害箇所	被害箇所
50	20	*

生活への影響・避難者

避難所	避難所外
1,400人	910人

災害廃棄物

災害廃棄物
28,000トン

エレベーターの停止

160棟

(4) 長尾断層の地震（M7.1）の被害想定

地震発生の季節と時間により、建物被害と人的被害は、3つのシーン（冬深夜・夏12時・冬18時）により異なるが、それぞれ最大の被害を記載する。

「*」は少ないが被害がある。

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

建物被害（全壊棟数）（冬18時）

揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
*	30	*	*	30

人的被害（死者数）（冬深夜）

建物倒壊	うち屋内 落下物等	急傾斜地 崩壊	火災	ブロック 塀等	合計

人的被害（負傷者数）（冬深夜）

30	*	*	*	*	30
----	---	---	---	---	----

人的被害（自力脱出困難者・要救助者）

揺れに伴う自力脱出困難者
*

ライフライン被害

上水道

下水道

断水人口	断水率	支障人口	支障率
6,300人	6%	990人	2%

電力

停電軒数	停電率
360	1%

通信

不通回線数	不通率	停波基地局率
80	0%	2%

都市ガス

供給停止戸数	供給停止率
80	1%

交通施設被害

道路（緊急輸送）	鉄道	港湾
被害箇所	被害箇所	被害箇所
30	10	*

生活への影響・避難者

避難所	避難所外
30人	20人

災害廃棄物

災害廃棄物
200トン

エレベーターの停止

150棟

(5) 津波被害

ア 南海トラフの最大クラスの地震（Mw9.1）の地震による津波

【丸亀市の主要な港の最高津波水位】

地点名	朔望平均満潮位 (m)	地盤沈降量 (m)	最高津波波高 (m)	最高津波水位 (m)
丸亀港	1.7	0.5	0.7	2.9
本島港	1.6	0.4	0.8	2.7
茂浦漁港	1.8	0.3	0.5	2.6
江ノ浦港	1.8	0.4	0.6	2.7

*津波水位とはT.P（東京湾平均海面）から海面までの水位

*数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【参考：内閣府被害想定による、津波波高1mが到達する最短時間】

地点名	最短到達時間
東かがわ市	81分
高松市	116分
坂出市	216分
丸亀港	記述されていない

イ 津波浸水想定

丸亀市防災マップによる。

4 減災効果

(1) 建物の耐震化

県内の住宅の耐震化率は、約75%（平成25年10月現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は、約15分の1に軽減される。

(2) 家具類の転倒防止・落下防止対策

県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、13%（平成24年10月県政世論調査）となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は、約4分の1に軽減される。

(3) 津波避難の迅速化

地震発生後、すぐに避難する県民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。

(4) 直接経済被害額の軽減

建物の耐震化が100%になれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

※ 資料編

VI - 1 - (2) 「過去における県下の主な地震一覧」

第4節 地震・津波防災対策目標（香川県策定）

市民生活の各分野に重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生前にさまざまな対策を講じ、被害軽減を行う必要がある。

しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。

そこで、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、別に定める「地震・津波防災対策目標」（令和6年2月県策定）を位置づけ、これに基づき、効果的な対策を戦略的に集中して推進する。

※ 資料編

I - 5 「地震・津波防災対策目標（香川県策定）」

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

発表時間	キーワード	キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

発表時間	キーワード	キーワードを付記する条件
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲(下図)



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1~3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1: 平常時のデータのゆらぎの中の1年に1~2回現れる程度の値に設定。

レベル2: レベル1の1.5~1.8倍に設定。

レベル3: レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30~40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。

このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

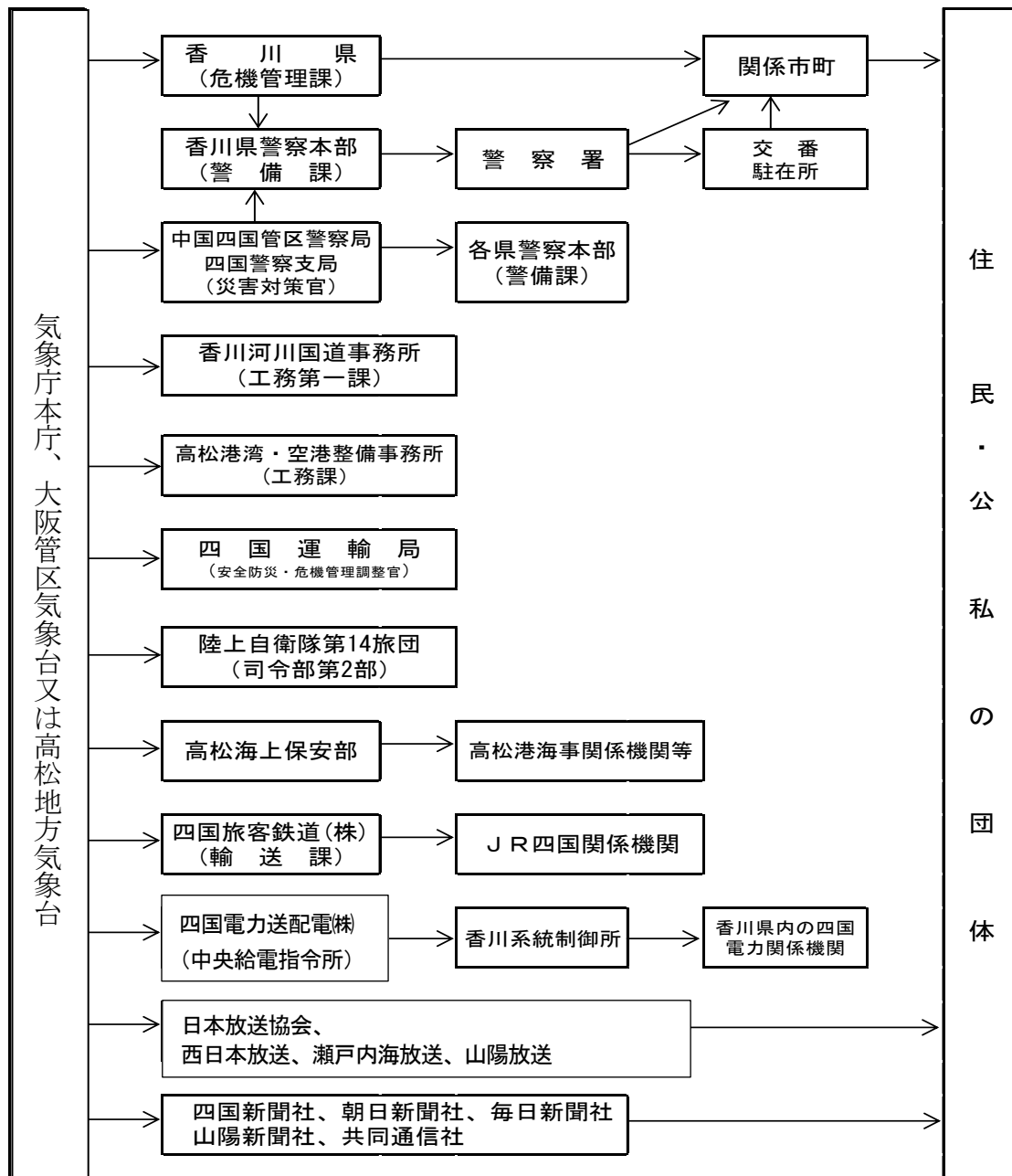
県は、市及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線や県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

県、市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合によっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

県、市及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、市及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

① 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

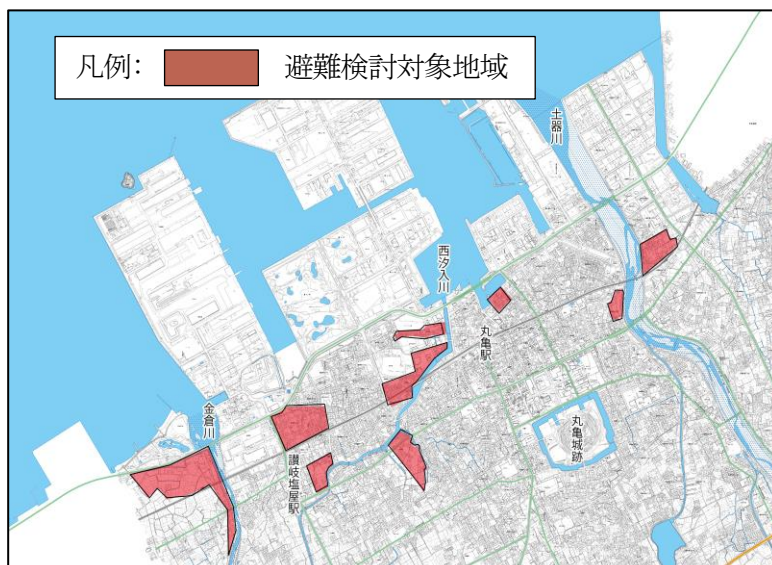
このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

② 後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が30cm以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図において、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

避難検討対象地域
中津町の一部
前塩屋町1丁目の一部
土器町東8丁目の一部
土居町3丁目の一部
塩屋町1丁目の一部
塩屋町3丁目の一部
天満町1丁目の一部
新浜町1丁目の一部
新浜町2丁目の一部
津森町の一部
西平山町の一部



イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

1週間を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深30cm到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることとする。

③ 避難所の運営等

市は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組みを推進するものとする。

また、市は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、津波予想図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、施設の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 道路管理上の措置

イ 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 学校にあっては、次に掲げる事項

- ・児童生徒等に対する保護の方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

エ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 市は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置等による非常用電源の確保

イ 防災行政無線等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、防災課、スポーツ推進課

1 都市施設の整備促進（都市計画課、建設課、スポーツ推進課）

(1) 土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

(2) 都市計画街路の整備

市、県等は、市内道路の整備、拡幅により市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

市、県等は、市街地における公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難場所及び避難所としての機能を確保する。地震防災対策特別措置法（第4次地震防災緊急事業5箇年計画）により、「丸亀市総合運動公園」を地震時において救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地機能を有する地域防災拠点として平成27年度に整備を完了し、「東汐入川けんこう公園」を指定緊急場所及び避難路として平29年度に整備を完了した。

さらに、「丸亀市総合運動公園」については、広域防災拠点と位置づけ、先代池北側に多目的広場（駐車場）を新設し、広域的な救護救援活動、復旧・復興活動等の諸活動を行うための拠点として整備を行う。

2 都市防災対策の推進（都市計画課、防災課）

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画を定めるため、都市計画マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 耐火建築物の建設促進

都市の不燃化を促進するため、都市計画法、建築基準法等による規制等により、防災建築化の指導を行う。

(3) 防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(4) 住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水のリスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途地域を指定する。

(5) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

(6) 地区計画による防災まちづくり

火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

(7) 市街地再開発事業

市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

(8) 災害に強いまちづくり

市は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

(9) 住宅地区改良事業

市街地にある不良住宅地や密集市街地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(10) 宅地造成等の規制

県は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

また、県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修等の推進に努める。

《実施担当》

都市計画課、住宅課、予防課、危機管理課

1 公共建築物等の災害予防（都市計画課、住宅課）

(1) 市は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について、耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、市有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。

この際、防災上重要な建築物については十分配慮する。

また、震災時に避難所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難所の安全性を確保する。

(2) 市及び県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防（都市計画課、住宅課）

(1) 防災知識の普及

市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。

また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、予め当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

(2) 住宅耐震化の促進

市は県と連携し、補助制度を活用して民間住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るなど建築物の耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物等の防災指導

市は、学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物について、防火、避難等を主とした防火・防災指導等を行う

(4) 違反建築物の指導

法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、市は、県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

市は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

建物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて、改修等を行うよう努める。市民は、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

市は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

ア 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、

啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を設置している市民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、改修や防災効果の高い緑地樹木による生け垣等を奨励する。

ウ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める技術基準によって施工するよう指導する。

3 家具等の転倒防止対策（危機管理課）

市は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレット等により、市民に対して家具の転倒防止方法等の普及啓発に努める。

市は、平成27年度から、「家具転倒防止対策事業補助金制度」を始めた。この制度の普及を図ることにより、家具の転倒、落下等による被害を軽減させていく。

4 被災建築物応急危険度判定・宅地危険度判定（都市計画課、住宅課）

市は、地震災害により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、判定活動体制の整備に努め、県が実施する応急危険度判定士等の育成に対して、建築関係団体とともに協力する。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、農林水産課

1 土砂災害・山地災害の災害予防対策（都市計画課、建設課、農林水産課）

(1) 土砂災害・山地災害における防災対策として、次の事業が積極的に推進されている。

ア 砂防事業

本市には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域等がある。災害を未然に防止するため、国土交通大臣が砂防指定地に指定し、県は、順次砂防工事を実施している。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域等がある。

県は、市と協議のうえ危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

ウ 地すべり対策事業

本市には、地滑りを発生原因とした土砂災害警戒区域等は抽出されていない。

エ 治山事業

本市には、山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区と山腹崩壊危険地の山地災害危険地区がある。

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。また、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(2) 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

(3) 市及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を市民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する市民の被害の防止に努める。

(4) 市は、土砂災害警戒区域付近の市民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等を予め定めるなど土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

(5) 県は、地震発生後の地震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。

2 液状化災害の予防対策（建設課）

(1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法などがあり、埋立地等液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、市は県とともに、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

(2) 市及び県は、埋立地等に重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水等の地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

(3) 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

(4) 市及び県は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

※ 資料編

VI - 2 - (8) 「崩壊土砂流出危険地区」

(9) 土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備

第4節 津波災害予防計画

津波等の災害を防止するため、海岸保全事業の施行により海岸保全施設等の維持、整備を図るとともに、津波に対する知識の普及、津波避難体制の整備等により津波予防対策に努める。

《実施担当》

建設課、農林水産課、危機管理課

1 海岸保全施設の整備等（建設課、農林水産課）

本市には、瀬戸内海に面した海岸線があり、市及び県がこれを管理している。

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波対策事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設等の整備を行う。

2 津波に関する知識の普及等（建設課、危機管理課）

(1) 市及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波避難計画、津波ハザードマップ等を作成するとともに、市民等に対して周知を図る。

また、津波警報や避難指示の意味合いを広く啓発し、適切な避難活動につなげられるよう努める。

(2) 市及び県は、津波危険予想地域の市民等に対して、広報紙等を活用して、津波警戒に関する次の内容の普及を図る。

ア 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手すること。

エ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所にとどまり、沿岸部には近づかないこと。

3 避難体制の整備（建設課、危機管理課）

市は、津波避難計画を策定するとともに、避難に適切な場所、避難路を指定・整備し、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど平常時から周知を図る。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を津波避難ビルに指定し、市民の避難を支援する。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

また、国や県、関係機関とも連携を図り、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努める。

4 海面監視（建設課）

地震発生後、来襲する津波に対して、津波予報や避難指示の情報が伝わらないことも想定し、強い地震を感じたら、市は直ちに海面監視を開始する。

監視場所は、津波の早期発見に適した場所で監視人の安全を確保できる場所に設定する。

第5節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

《実施担当》

都市計画課、建設課、消防本部（総務課、予防課、防災課）

1 出火防止、初期消火（予防課）

(1) 一般家庭に対する指導等

- ア 大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車等による広報等により、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- イ 市民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ウ 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ア 予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- イ 事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ウ 発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化（消防本部（総務課、予防課））

- (1) 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 消防力の整備指針に沿って、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。

3 消防水利の整備（防災課）

- (1) 震災時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水、海水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

4 火災拡大防止対策（都市計画課、建設課）

都市公園は、市民のレクリエーション・スポーツ・散策の場として、都市生活上、重要な役割を担うものであると同時に、地震発生時には、延焼防止、避難所あるいは物資の集積場所等として防災上重要な役割を担っている。

このため、市内の公園や緑地等の整備を積極的に行い、緑のオープンスペースの確保や、広幅員道路を活用した火災延焼の遮断空間としての防災スペースの確保に努める。

第6節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物、放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

《実施担当》

予防課

1 現況

(1) 石油類等の危険物施設等の現況

市には、消防法に定める危険物施設があり、特に配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質は、沿岸部に集中している。

また、毒物、劇物等の消火活動阻害物質や少量危険物施設等は、市内に散在している。

(2) 高圧ガス施設の現況

市には、高圧ガス保安法等に基づく高圧ガスの製造施設等があり、特に配慮を要する大規模施設や発火性、毒性等の危険性の高い高圧ガス施設は、沿岸部に集中している。

(3) 火薬類施設の現況

市には、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設があり、火薬類を常時貯蔵している火薬庫等は、広島に存在している。

(4) 毒物及び劇物施設の現況

市には、毒物及び劇物取締法に基づく毒物、劇物製造業者及び業務上取扱者の関係施設がある。

(5) 放射性物質等その他の保管施設の現況

市には、放射性物質等その他の保管施設がある。

2 施設の安全化指導

(1) 石油類の危険物施設等の安全化指導

ア 市

(ア) 石油類等の危険物の貯蔵・取扱をする危険物施設等については、消防法及び関係法令により、その技術基準等が定められており、市はこれにより危険物施設の新設及び変更の許可並びに危険物施設への立入検査等を通じ、地震災害に対する安全化指導をより一層推進する。

(イ) 危険物を大量に貯蔵する特定屋外タンク貯蔵所等の耐震構造の強化について、指導の徹底を図る。

イ 危険物施設の設置者等

(ア) 危険物施設の設置者等は、当該危険物施設等に係る消防関係法令の定める技術基準等を遵守することはもとより、当該危険物施設等の耐震性能について評価を行い、耐震性能の向上に努める。

(イ) 危険物施設の設置者等は、地震が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について予防規程等に定め、危険物安全週間等の機会を利用して防災訓練を実施するなど、地震被害の軽減に努める。

(2) 高圧ガス施設の安全化指導

ア 市は、管内高圧ガス施設の設置状況を、県からの通報及び消防法第4条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、地震災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ 高圧ガス関係事業者

(ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス関係法令に定める技術基準等を遵守するとともに、当該高圧ガス施設の耐震性能について評価を行い、耐震性能の向上に努める。

(イ) 高圧ガス関係事業者は、地震が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について、危害予防規程等に定め、高圧ガス保安活動促進週間の機会を利用して防災訓練を

実施するなど、地震被害の軽減に努める。

(3) 火薬類施設の安全化指導

ア 市は、火薬類施設の設置状況を県からの通報及び消防法第4条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、地震災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ 火薬類製造業者等

(ア) 火薬類関係事業者は、火薬類関係法令に定める技術基準等を遵守するとともに、火薬庫等の火薬類施設の耐震性能について評価を行い、耐震性能の向上に努める。

(イ) 火薬類関係事業者は、地震が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について、危害予防規程等に定め、火薬類危害予防週間等の機会を利用して防災訓練を実施するなど、地震被害の軽減に努める。

(4) 毒物及び劇物施設の安全化指導

ア 市は、管内毒物劇物製造所及び毒物劇物営業者に対し、施設及び設備からの毒物劇物の漏えい、流出等危害防止対策の確保について指導する。

イ 毒物劇物製造業者等

(ア) 毒物劇物製造業者等は、自衛消防組織の充実・強化に努めるとともに、被災時の施設・整備の制ぎょ方法をマニュアル化し、従業員に周知徹底しておく。

また、地震災害発生に備えて、防災訓練及び従業員に対する教育訓練の実施に努める。

(イ) 災害情報の正確かつ迅速な情報伝達に関する組織及び方法の整備を行う。

(ウ) 毒物劇物製造所等の、地震対策指針の示す点検を実施した結果、異常を確認した場合は、速やかに補修するものとするが、特に、貯蔵設備(タンク等)については、耐震性を考慮した補修・改善方法により実施する。

また、施設・設備の設置又は補修にあたっては、物性に応じた耐食性と強度を有する材料であって、地盤に接して設けるものにあつては、堅固な地盤上に施工するとともに、耐震性を十分確保する。

(エ) 施設及び設備について、毒物及び劇物危害拡散防止対策を推進し、緊急時に備え、応急資機材(除外用薬剤、土のう、照明器具、消火器、漏えい検知器、救急資機材、その他必要な資機材)の点検整備を行う。

(オ) 保管設備及び処理施設等の自主点検にあたっては、責任体制を明確化し、現況把握を行うとともに、その内容について検討を加える。

(5) 放射性物質等その他の施設の安全化指導

ア 市は、放射性物質等関連施設の設置状況を、県からの通報及び消防法第4条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、地震災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ 関係事業者

関係事業者は、地震が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について、措置マニュアル等を定め、防災訓練を実施するなど、地震被害の軽減に努める。

(6) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 自衛消防組織の充実強化等

(1) 危険物関係事業所における自衛消防組織等

ア 市は、危険物関係事業者に対し、自衛消防組織等の編成並びに実効ある災害予防規程等の作成及びこれに基づく定期点検の実施、定期的な訓練の指導を強化し、危険物関係事業所における自衛消防組織等の充実強化等を図る。

イ 危険物関係事業者

危険物関係事業者は、消防法又は高圧ガス保安法等に定める予防規定又は危害予防規

程等の災害予防規程等を作成し、これに基づき、日常は、定期点検の実施及び非常時に備えての定期的な訓練の実施並びにこれらを円滑に行うための自衛消防組織等の充実強化を図る。

(2) 毒物及び劇物製造事業者等における自衛消防組織等

ア 市

(ア) 地震防災対策に関する自衛消防組織の充実強化を指導する。

(イ) 地震防災対策に関する防災教育を実施する。

(ウ) 地震防災対策に関する防災訓練の実施の推進指導を行う。

イ 毒物劇物製造業者等

(ア) 地震防災対策並びに毒物及び劇物による危害拡散防止等に関する自衛消防組織を結成し、防災教育、防災訓練を定期的実施する。

(イ) 防災資機材の整備強化を図る。

4 防災資機材の整備

市及び事業所は、地震災害時において、危険物施設等の損壊による石油類等に係る大規模火災の発生のみならず、有害ガスの漏えい事故等も想定されることから、化学消防車、化学消火薬剤等の防災資機材の整備のほか、有毒ガスの中和剤及び化学防護服等の整備を図る。

5 防災訓練の実施

市は、関係機関、関係事業者等と連携して様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 防災知識の普及

市は、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

※ 資料編

VI - 3 - (1) 「危険物施設」

(2) 「高圧ガス関係事業所」

(3) 「火薬類関係事業所」

(4) 「毒物劇物営業者」

第7節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、市民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、市民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、平素から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

《実施担当》

都市計画課、建設課、農林水産課、四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株）、中讃ケーブルビジョン（株）

1 道路施設（建設課）

本市には、高速自動車道、一般国道、県道、市道がある。道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。

道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。

2 河川管理施設（都市計画課、建設課）

本市には、一級河川土器川水系の土器川、古子川、清水川、赤山川、二級河川の西汐入川、金倉川、中津川、大束川、落合川、台目川、姿谷川、中大束川、沖川、大窪谷川、折居川、東大束川、古川、馬指川、寺川、木山川、猫谷川並びに準用河川の西村川、中津下川があり、このうち一級河川土器川水系の指定区間内については国が、その他の一級河川及び二級河川は、県が管理している。

また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理している。

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。

また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように整備点検、補修工事等を行う。

また、主要河川において、地震災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

丸亀市の区域内の土器川においては、地震防災対策特別措置法（地震防災緊急事業5箇年計画）により、次の事業を実施した。

事業名	事業主	事業の概要	整備年度
地域防災拠点施設整備	国 丸亀市	河川防災ステーション(垂水地区)土器川河川改修事業、土地造成、レポ-ト、駐-車場、水防資材、水防セ-ター、公園整備	平成8年度 ～ 平成10年度

3 港湾及び漁港施設（建設課）

本市の港湾は、県管理港湾が1、市管理港湾が10の合計11港湾があり、漁港は5漁港で市が管理している。

(1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化する。

また、緊急物資の集積のための広場、緑地等についても整備に努める。

(2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い、安全性を確保するとともに

に、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。また、陸閘の常時閉鎖に努め、県及び市町はそのための啓発等を行うものとする。なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

4 海岸保全施設（農林水産課、建設課）

本市には、瀬戸内海に面した延長約75kmに及ぶ海岸線がある。海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。

また、整備に当たっては「流域治水プロジェクト」との連携を図る。

5 ため池等農地防災施設（農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 市は、県及び土地改良区等と連携し、地震に伴うため池の決壊等を未然に防災するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市は、県等と連携し、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施のうえ、県、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は、県の支援を受け、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

6 鉄道施設（四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株））

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 放送施設（中讃ケーブルビジョン（株））

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

8 廃棄物処理施設

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な仮集積・処分場の候補地の選定を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第8節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

《実施担当》

下水道課、香川県広域水道企業団、四国電力送配電（株）、四国ガス（株）、西日本電信電話（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社
--

- 1 電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所）
電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な設備についてバックアップ体制の整備等を図る。
また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。
- 2 都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店）
ガス事業者は、震災時のガスによる災害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。
また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。
- 3 電気通信施設（西日本電信電話（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社）
電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。
- 4 水道施設（香川県広域水道企業団）
香川県広域水道企業団は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。
- 5 下水道施設（下水道課）
市及び県は、地震による施設の被害を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。
軟弱地盤や液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため、可とう性管や可とう性継ぎ手、埋め戻し材（砕石等）等を採用し、緊急度の高い箇所から順次補強や整備を図る。市街地を中心に、下水道施設の整備を促進し、地域排水対策を図る。
下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

第9節 防災施設等整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

《実施担当》

都市計画課、建設課、ボートレース事業局、防災課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、

1 消防施設等（防災課）

- (1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助（防災）用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施により、消防救急活動の高度化を図る。

2 通信施設等（ボートレース事業局、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 市は、市の防災行政無線及び県防災行政無線により市内関係機関及び県、各市町並びに県内各消防本部等と地震災害時における情報伝達を行う。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市防災行政無線、県防災行政無線及び県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - イ 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ウ 非常通信協議会²と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等地震災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - エ 地震災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - オ 平常時から地震災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
 - カ 地震災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - キ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- (3) 市は、緊急地震速報による地震情報を防災行政無線の同報系により、至短時間に市民に伝達し、初期被害の最小化を図る体制を整備する。

² 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線を活用する。特に市民への情報伝達にあたっては、同報系無線、戸別受信機等を活用する。

(4) 市は、通信の確保のため、必要に応じて警察通信機能の使用を要請する。

3 その他施設等（都市計画課、建設課、危機管理課）

(1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画³等を積極的に活用し、それに基づく事業の推進を図る。

(2) 市は、災害応急対策に必要な各種資機材について、予め備蓄倉庫を確保して備蓄する。

(3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※ 資料編

VI - 5 - (1) 「消防本部現勢」

(2) 「消防団現勢」

(3) 「消防団分団区域表」

VI - 6 - (1) 「香川県防災情報システム」

(2) 「香川県防災行政無線施設」

(3) 「市防災行政無線」

VI - 12 「災害対策用ヘリポート」

³ 香川県地域防災計画(参考資料)17 - 12 「地震防災緊急事業五箇年計画」

また、予め関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備する。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

- (5) 市は、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、予め知事に対する要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくなど、実効性の確保に努める。

また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、また、その時の手順などについて、自衛隊と必要な意見交換等を行う。

- (6) 県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市へ派遣する体制を整備する。

3 民間事業者との連携

市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発動機、建築機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実（秘書政策課、危機管理課）

市は、耐震機能を有し、また非常用発電機の浸水対策等が強化され、かつ太陽光発電を備えた市庁舎の4階に防災中枢機能（災害対策本部室、市長室、副市長室、秘書政策課、危機管理課）を集中配置し、これを中心に効率的、かつ効果的な災害対応を実施できるよう体制等の整備、点検に努める。

各部署は、それぞれの活動の拠点機能を果たす施設、設備の充実に努める。

5 複合災害への対応

- (1) 県・市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする
- (2) 県・市及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 県・市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて、災害時の対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする

※ 資料編

IV - 2 「消防相互応援協定」

IV - 3 「香川県防災ヘリコプター応援要請」

IV - 5 「災害時の相互応援に関する協定等」

第1 1 節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において、迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、丸亀市医療救護本部の設置、応急救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定及び医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

《実施担当》

健康課、保険課、防災課、福祉課、高齢者支援課、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、綾歌郡薬剤師会

1 保健医療福祉救護体制の整備

市は、予め、県と連携して、災害が発生した場合に、災害による傷病者の治療、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備する。

市は、予め、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院（以下「救護病院」という。）等を指定するなど災害が発生した場合における保健医療救護体制を確立させる。

また、大規模災害時に、丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なう体制を整備する。

丸亀市医療救護本部の組織員は、市災害対策本部からの要請により参集するものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎4階とする。

2 初期医療体制の整備

(1) 市は、応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、応急救護や医療救護班の活動に対する自主防災組織等による支援などの自主救護体制を確立させる。

(2) 市は、島しょ部での医療体制強化のため、広島診療所、本島診療所の施設、設備の充実に努めるとともに、島しょ部への医療救護班の派遣が迅速に行えるよう、予め災害時における輸送の協力に関する協定を締結した船舶事業者に対し、臨機に協力を得られるようにしておく。

(3) 県及び関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備する。

(4) 応急救護所

応急救護所は、初期救急医療等を行うため、市が指定して設置する。

ア 設置及び組織

市は、診療所又は避難所として指定した学校等の施設のうちから適切な施設を選定し、当該施設の管理者と予め協議して、当該施設を応急救護所として指定する。

医療救護班に対する指揮命令は、一般社団法人丸亀市医師会、あるいは一般社団法人綾歌地区医師会が行い、医療救護活動にかかる連絡調整は、丸亀市医療救護本部（状況により市災害対策本部）が一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会及び関係機関等との緊密な連携のもと実施する。

応急救護所の医療救護班は、医師、看護師、補助者等をもって編成する。

市は、医師、看護師及び補助者の配置について、一般社団法人丸亀市医師会及び一般社団法人綾歌地区医師会等と予め協議して定める。

イ 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

(ウ) 救護病院等への患者搬送の支援

(エ) 助産活動

- (オ) 死亡の確認及び遺体の検案
- (カ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (キ) その他必要な事項

ウ 運営

市は災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行う。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チーム（医療救護班）を編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置と併せて行う。

3 後方医療体制等の整備

(1) 市及び県は、応急救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

(2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

(3) 救護病院

救護病院は、中等症患者の処置と収容を行うほか重症患者に対する応急処置を併せて行う。

ア 設置及び組織

(ア) 救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

(イ) 組織は既存病院の組織をもって充てる。

(ウ) 市は、救護病院の医療スタッフについて、当該管理者と予め協議して掌握する。

イ 担当業務

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者の応急処置

(ウ) 中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置

(エ) 広域救護病院等への患者搬送

(オ) 助産活動

(カ) 遺体の検案

(キ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

ウ 運営

(ア) 救護病院の管理者は、予め医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

(イ) 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市災害対策本部に報告し、被災により、その機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。

(ウ) 救護病院は24時間診療体制とする。

エ 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。なお、医薬材料、給食、給水等については、市が当該病院の管理者と協議し、予め備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

4 患者等搬送体制の確立

(1) 患者搬送

後方医療機関への搬送は、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

また、島しょ部からの搬送については、予め災害時における輸送の協力に関する協定を締

結した船舶事業者に対し、臨機に協力を得られるようにしておく。

(2) 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として、市が調達する車両等で行う。

(3) 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び応急救護所等への配送供給体制を確立する。

5 医薬品等の確保

(1) 市は、救護活動に必要な医薬品に不足が生じた場合は、一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会に要請する。

(2) 一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会は、市の要請に直ちに対応できるように、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要な体制を整備しておく。

6 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

7 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、救護班の受入れ、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

市は、国、県、医療機関と連携して、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用に努める。

【中讃広域救護病院】

施設名	病床数	所在地	電話番号
(独)国立病院機構 四国こどもとおとなの 医療センター ○ ★	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
香川労災病院 ○ ★	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
坂出市立病院	194	坂出市寿町 3-1-2	0877-46-5131
滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
回生病院 ○ ★	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

(注) 1 ○は、DMAT指定病院

2 ★は、災害拠点病院

※ 資料編

IV - 6 「災害時における医療救護活動に関する協定」

VI - 7 - (1) 「大災害時の医療救護体制」

(2) 「災害時用備蓄医薬品等の確保系統図」

(3) 「救護病院一覧表」

第12節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

《実施担当》

庶務課、建設課

1 緊急輸送路の指定等

(1) 県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努める。

また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

ア 道路

(ア) 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）

(イ) 第2次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）

(ウ) 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）

イ 港湾

(ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

(イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 市（建設課）

市は、県、県警察及び道路管理者等と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者等は、指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、地震災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2 物資輸送体制の整備

(1) 県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市町があらかじめ指定している二次（広域）物資拠点までの輸送体制を整備する。

(2) 市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備（建設課）

(1) 道路管理者等及び警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

(2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(3) 警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 道路啓開計画の策定

県は、防災機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定するものとする。

※ 資料編

- IV - 1 「災害時における海上輸送に関する協定」
- VI - 9 「交通・輸送関係」
- VI - 10 「災害救助車両」

第13節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、更には、津波、火災の延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の市民等の迅速かつ安全な避難を支援するため、地域の特性に応じた避難場所及び避難所、避難路の確保・整備、避難情報の発令基準の策定を行い、これらを市民に周知徹底するとともに、必要に応じ、防災訓練等を実施し、避難体制の整備を図る。

なお、津波浸水警戒区域については、津波からの確実な避難を可能にするため、区域内に津波避難ビルを指定し、避難が遅れた市民、要配慮者などの避難を支援するとともに、津波警報等の伝達方法や、地下駐車場、要配慮者が利用する施設からの避難要領等についても、それぞれに応じた避難要領を確立し、市民にこれらの周知徹底を図る。

《実施担当》

税務課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、人権課、都市計画課、建設課、産業観光課、危機管理課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課）、健康課、綾歌・飯山市民総合センター
--

1 指定緊急避難場所の指定、整備（危機管理課）

(1) 緊急避難場所の必要性

市は、想定される地震の諸元に応じ、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害の危険が及ばない場所又は施設を、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町に設けることも検討する。

市は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開放される管理体制を有していること。

イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

オ 場所やその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと

(3) 市が管理する施設又は場所以外を指定緊急避難場所として指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

(4) 指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、市民に周知する。

(5) 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは市長に届け出なければならない。

(6) 市長は、当該指定緊急避難場所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県知事に通知するとともに、市民に周知する。

2 広域避難地の確保

地震に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護するため、避難計画人口や周辺市街

地の状況に対応して、次のような構造・規模を有する広域避難地の確保並びに周辺の不燃化、市街地整備、防災緑化等を推進し、避難有効面積の拡大に努める。

【広域避難地の規模・構造】

既成市街地の区域又はその周辺地域における公園、緑地、広場その他の公共空地であり、地震災害時に主として丸亀市民の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するもの

ア 面積が10ha以上のもの

イ 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域と合計面積が10ha以上となるもの

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）

第4次地震防災緊急事業5箇年計画により整備中であった、丸亀市総合運動公園（防災公園）の整備が平成27年度に終わったことから、丸亀市総合運動公園を広域避難地とし、丸亀市民球場を物資の集結拠点等と指定するなど防災公園として活用していく。

3 指定避難所の指定、整備(危機管理課、生活環境課、都市計画課、建設課、教育部総務課、健康課)

(1) 指定避難所の必要性

想定される災害の状況、人口等の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のため必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、予め、基準に適合するコミュニティセンター、学校等の公共的施設等について、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとする。

学校を指定避難所と指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営における役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣の市町に設けることも検討する。

(2) 指定避難所の指定基準

ア 規模条件：被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模を有するものであること。被災者の生活の場になることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。

イ 構造条件：速やかに被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講ずる際の拠点となりうること。

オ 要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- (3) 市が管理する施設以外を指定避難所として指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。
- (4) 指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、市民に周知する。
- (5) 指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは市長に届け出なければならない。
- (6) 市長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県知事に通知するとともに、市民に周知する。
- (7) 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
- (8) 指定避難所が指定基準に適合しているかどうかは、技術的な判断を伴うため、関係課で協力し、努めて早期に指定するものとする。
- (9) 避難所には、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難生活に必要な貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を整備するとともに、ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等のほか、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、ガス設備、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等についても計画的な整備・備蓄に努める。
 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (10) 避難所の運営について、予め、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。
- (11) 予め、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保する。
- (12) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と健康課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
 また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

4 避難路の選定等（都市計画課、建設課）

(1) 避難路の指定・整備

避難路は、避難情報が発令された場合、対象地域の住民が指定緊急避難場所（指定緊急避難場所に指定された指定避難所含む）、あるいは広域避難地に避難するために使用する道路、緑地及び緑道であり、安全、かつ円滑な避難のため、十分な幅員を有すること、沿道の建築物に延焼の恐れがないこと、車両の通行量や緊急車両の活動、浸水、がけ崩れ等の危険性を考慮して、複数ルートを選定するとともに、火災危険性の高い市街地では沿道不燃化等の適切な対策に努める。

(2) 避難路の規模・構造

指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ避難をするための道路、緑道であって、次のいずれかに該当するもの

ア 県道等を主要な避難路とする。

イ 幅員が 15m以上の道路又は幅員が 10m以上の緑道

ウ 沿道市街地の土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）

5 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 避難情報の発令基準の策定（子育て支援課、生活環境課、都市計画課、建設課、防災課、危機管理課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課））

（1）津波に関する避難指示の発令基準

ア 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、直ちに避難指示を発令するよう努める。

イ 津波災害に関する避難情報の発令基準と避難行動の基準は、資料編Ⅱ-3「避難情報に関する責務及び避難行動(安全確保行動)」、Ⅱ-4「避難情報の発令基準」による。

（2）火災、あるいはその延焼拡大に伴う避難情報

防災課がそれぞれのケースに応じて、その都度検討し、消防長等が決定し、発令する。

（3）市民への周知徹底

危機管理課、その他関係課は、避難情報が円滑、迅速に対象地域の住民に伝達され、対象地域の住民が安全、かつ円滑に避難のための立退きすなわち、指定緊急避難場所へ移動するとともに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内での待避等の行動がとれるよう、避難情報の発令基準・伝達要領、災害の形態別避難要領、緊急避難場所・避難路等を出前講座等の場を活用し、住民への周知徹底に努める。

7 避難に関する広報（建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

（1）市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示及び【警戒レベル3】高齢者等避難の意味合い、指定緊急避難場所は災害の種類別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図るものとする。

（2）市は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。

なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

（3）津波浸水想定区域内に所在し、あるいは区域外にあっても津波浸水の恐れがあり、かつ一般住民が使用する施設を所管する関係各課は、それぞれの所管に基づき、施設使用時における避難に関する広報を行う。

（4）津波浸水想定区域内に所在する地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等が利用する施設については、当該施設の利用者等が災害時に安全、かつ円滑に避難できるように必要な処置を実施する。

ア 当該施設が津波浸水想定区域内にあることを広報紙や防災マップ等に表示し、施設利用者等に配布する。

イ 施設内に最寄り指定避難所等を表示したり、誘導用の標識板等を設置したりする。

ウ 防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。

（5）市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

8 避難所運営マニュアルの実効性の向上

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の避難所運営について専門性を有し

た部外支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するため、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、丸亀市避難所運営マニュアルを必要により見直す。

自主防災組織等は、丸亀市避難所運営マニュアルを参考に、各指定避難所の運営マニュアルの作成促進に努め、その実効性を向上する。

この際、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、性的少数者に配慮する。

また、マニュアルの見直し、各指定避難所の運営マニュアルの作成及び訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努める。

9 丸亀市職員初動マニュアルに基づく体制整備

指定避難所、津波避難ビルへの職員派遣の要領及び派遣職員の担当課について、「丸亀市職員初動マニュアル」に基づき、平素から体制を整備する。

10 避難計画の策定

- (1) 市は、自主防災組織と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。
- (2) 避難計画には、市が行う避難情報の発令基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- (3) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進する。
- (4) 市は、自主防災組織や関係機関と連携し、避難計画を市民に周知する。

11 防災上重要な施設の避難計画（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、教育部(学校教育課、幼保運営課)

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、予め避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期す。

12 要配慮者への対応（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 高齢者、障害者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導體制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援等関係者への負担軽減を進めるため、津波避難ビルを津波浸水警戒区域内の中心に指定するとともに、津波避難ビルの活用要領について周知を図る。
- (3) 市は、福祉関係者等の協力も得つつ、指定避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な派遣体制づくりも含めた人員確保や、障害者等の要配慮者専用の避難所設置についての検討を進める。

13 福祉避難所の選定・指定（福祉課、高齢者支援課、健康課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び関係機関は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、高齢者、障害者等の要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設を選定し、福祉避難所に指定する。

(1) 福祉避難所の選定・指定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定し、指定する。

(2) 人材の確保

社会福祉施設管理者は、高齢者、障害者等要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に

実施できる人材の確保に努める。

14 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難になり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難になった者（以下「帰宅困難者」という）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

15 児童生徒への対応

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう、促すものとする。市は、小学校就学前の子どもたちの安全な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

16 孤立地域への対応

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

17 新型コロナウイルス及び類似の感染症への対応

(1) 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策補足編(令和2年7月)」に定めるとともに、その実施に必要な準備を行う。

この際、特に以下の準備を重視する。

ア 受付でのチェックシートによる健康状態の確認及び体温測定

イ 避難者間の十分なスペースの確保：世帯間で概ね2m(最低でも1m)以上

ウ 十分な間隔を確保できない場合は、パーティションの設置に努める。

エ マスクの着用、手洗い、せきエチケットの徹底を周知

オ 定期的な換気：1時間に2回程度

カ ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等の定期的な消毒

キ 保健師等と連携した定期的な健康チェック

ク 発熱等の症状のある人が出た場合の専用スペースの確保及び保健師・市と連携した対応

(2) 市民への避難要領等の周知

ア 市民に対し、自宅が安全な場合は在宅避難及び安全な地域にある親戚・友人宅への避難についても検討するように周知する。

イ 市民に対し、避難に際して、通常の非常携行品の他に、マスク、手指消毒液、体温計の携行を周知する。

(3) 備蓄

マスク、消毒液、体温計、パーティション等の感染防止に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 避難所開設・運営訓練

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 自宅療養者等への対応

市は、中讃保健福祉事務所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

※ 資料編

Ⅱ-3 「避難に関する責務及び避難行動(安全確保行動)」

Ⅱ-4 「避難情報の発令基準」

Ⅳ-7 「災害時における避難所の使用・利用に伴う申し合わせ・協定」

- IV - 10 「災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定」
- VI - 11 「避難施設等一覧表」

第14節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。その際、物資供給事業者等と、積極的に協力のための協定を締結するとともに、平素から連携を保持することに努める。

《実施担当》

福祉課、市民課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、スポーツ推進課、香川県広域水道企業団
--

1 物資の備蓄及び集積拠点の指定（危機管理課）

- (1) 市及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておく。
この際、乳アレルギー等アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向け物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と予め協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておく。

2 食料の確保（市民課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 県は、米穀について、災害時の応急売却等に関し、協定を結んでいる米穀卸売業者と農林水産省に調達の要請を行う。
市においても、一般主食の確保方策について、米穀販売業者等と予め供給協定を締結しておく。
- (2) 市及び県は、その他の食料について、乳アレルギー等アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向け物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と予め協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、地震被害想定調査に基づき、また外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫等を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

3 飲料水の確保（危機管理課、香川県広域水道企業団）

- (1) 香川県広域水道企業団は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、地震災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と予め協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫を確保して、飲料水の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

4 生活物資の確保（福祉課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び県は、地震被害想定調査に基づき、また外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫等を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

- 5 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策用品の確保(危機管理課、健康課)
市は、新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の運営のために必要な物資の備蓄に努める。
- 6 市民による備蓄
市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度、備蓄するように努める。
また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 7 物資の集結拠点の指定（スポーツ推進課）
- (1) 県は、他県からの緊急物資等（医薬品を含む）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。
- (2) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、丸亀市民球場を、二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録した。スポーツ推進課は、二次（地域）物資拠点の開設・運営を担当する。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	サンメッセ香川	総合コンベンション施設	高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3-32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮 字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6

【二次（地域）物資拠点】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	丸亀市	丸亀市民球場	野球場	丸亀市金倉町 975

※ 資料編

IV - 14 「災害時における救援物資等の提供に関する協定」

第15節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

《実施担当》

教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、生涯学習課（図書館）

1 学校における防災対策（教育部（総務課、学校教育課））

校長等は、地震災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

ア 地震災害時において、迅速かつ適切な対応するため、外部専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、地震災害に備えて、教職員等の任務の分担、相互の連携等について、組織の整備を図る。

イ 学校等の立地条件等を考慮し、地震災害時の応急対策計画を作成するとともに、指導の方法や内容等について、明確な計画を立てておく。

ウ 地震災害時の事前措置・事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。

エ 教育委員会（私立学校等にあつては、県総務部）、警察署、消防署及び保護者への連絡網を作成するとともに、協力体制を確立する。

オ 勤務時間内外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員にその周知を図る。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立て、これに基づく訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備（教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、生涯学習課（図書館））

市は、文教施設、設備を地震災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護（文化財保存活用課）

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、浸水によって被災する可能性のある文化財をあらかじめ十分に把握し、保管場所の移動や適切な保管が可能な設備の整備による浸水対策を促進する。

第16節 ボランティア活動環境整備計画

地震災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

《実施担当》

広聴広報課、福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会

1 協力体制の確立（福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会）

- (1) 市及び県は、香川県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。
- (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援的機能の強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 ボランティア活動の啓発等（広聴広報課、福祉課、市社会福祉協議会）

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への市民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の関係団体との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等（福祉課）

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、市と連携して必要な研修、訓練を行う。

第17節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地震災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練を実施するに際しても、地域において災害時要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に十分配慮するように努める。

《実施担当》

秘書政策課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、生活環境課、市民課、防災課、幼保運営課、危機管理課

1 社会福祉施設等入所者等の対策（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課）

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 関係施設を所管する課は、それぞれが所管する施設において、要配慮者等の安全が確保されるように、施設管理者等を通じ、防災知識の普及、避難訓練の実施について必要な支援を行う。

(2) 地震災害の予防や地震災害時の迅速、的確な対応のため、予め自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。

また、地震災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。

(3) 利用者及び従事者等に対して、避難路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

(4) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。

また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。

(5) 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策（福祉課、高齢者支援課、生活環境課、防災課、危機管理課）

(1) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者の適切な避難誘導等を行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。

イ 市は、市地域防災計画に基づき、防災部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 市は、市地域防災計画に定めるところにより消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な支援主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 個別避難計画

ア 市は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先や避難支援者等について定めた個別避難計画を作成する。県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成するものとし、その範囲、目標作成期間を別途定める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 市は、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。

また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。

(4) 難病患者への対応のため、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所の指定等

(1) 市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(3) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努めるものとする。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 外国人の対策（秘書政策課、危機管理課、生活環境課、市民課）

(1) 市は、外国人に対して、地震災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握及び避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。

(2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 市及び県は、災害時にも外国人と円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国人住民のための防災訓練や通訳ボランティア等の確保・研修等を実施する。

5 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等を通じ、市にあらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

※ 資料編

IV - 10 「災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定」

第18節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、地震災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を、災害時要配慮者等に十分配慮して定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

《実施担当》

全課

1 総合訓練（全課）

市及び県は、大規模な震災を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、要配慮者も含めた市民、その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- (2) 水防、消防、救出・救助、避難誘導、避難所・応急救護所設置運営、応急医療、炊出し
- (3) ライフライン応急復旧、道路啓開（道路機能の確保）、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送
- (4) 緊急地震速報への対応

2 災害対策本部設置運営訓練（危機管理課）

市及び県は、震災時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

市及び県は、災害時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等対応を実施する図上訓練を行う。

4 避難救助訓練（税務課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、消防本部、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課））

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を行う。
- (2) 市及び県は、震災時において、避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、応急救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

5 非常通信連絡訓練（建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

市、県及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

6 非常招集訓練（職員課、危機管理課）

市、県及び防災関係機関は、地震発生時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

7 自主防災組織等における訓練（税務課、福祉課、高齢者支援課、生活環境課、消防本部）

市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

島しょ部における訓練においては、地元住民、自治会、消防団の連携をよりいっそう深めるかたちで実施し、防災行動力の強化を図る。この際、島外への応援にあたっては、応援者等の移動に要する時間的制約を認識することが重要である。

8 広域的な防災訓練（消防本部）

市は、県が他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越え

て行う広域的な防災訓練に、積極的に参加若しくは参観し、相互の連絡を密にする。
また、市は、県と連携し、緊急消防援助隊の充実強化を推進し、連絡体制の強化を図る。

第19節 防災知識等普及計画

地震災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、要配慮者等に十分配慮して、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、市民に対する防災知識等の普及にあたっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

《実施担当》

職員課、都市計画課、建設課、農林水産課、予防課、防災課、危機管理課、学校教育課

1 防災思想の普及（予防課、防災課、危機管理課）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「市民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。

また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者等を助けること、避難場所・避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修（職員課、危機管理課）

市及び防災関係機関は、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について、防災研修を行い、職員の地震災害に関する知識の習得並びに災害時における適正な判断力等を養成するとともに、災害時、あるいはそのおそれのある場合に迅速に対応できるよう、予め職場内に危機管理体制を整備する。

- (1) 地震に関する基礎知識、丸亀市地域防災計画等の概要
- (2) 南海トラフ地震の発生に伴い予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的な行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- (4) その他災害対策上必要な事項

3 市民に対する普及啓発（都市計画課、建設課、農林水産課、予防課、防災課、危機管理課）

(1) 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(2) 市及び県は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。

なお、普及啓発にあたっては、防災週間、火災予防週間等の防災運動実施時期を中心に
行う。

ア 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義

イ 南海トラフ地震が発生に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 津波・ため池決壊による浸水区域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

- エ 避難場所、避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- カ 最低でも3日分、できれば1週間程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- キ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震災害時にとるべき行動
- サ 地震災害時における家族内の連絡体制の確保
- シ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

4 学校等における防災教育（学校教育課）

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校等の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、市は、消防団員や自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、地震災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、地震災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発（予防課）

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、地震災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進（予防課、危機管理課、産業観光課）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取り組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩とし

て、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

7 災害情報の提供等（危機管理課）

市は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、県の支援を受け、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供するとともに、災害予測を示した地図を作成し、及び市民に周知する。

8 防災意識調査（危機管理課）

市は、市民の地震についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして、防災計画や市民の意識啓発計画の見直しを行う。

9 防災相談（広聴広報課、建設課、予防課、危機管理課）

市及び防災関係機関は、地震についての市民の相談に応じるため、相談窓口を定め、いつでも相談に応じられる体制を整備する。

10 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※ 資料編

- VI - 1 - (1) 「過去における県下の主な風水害等一覧」
- (2) 「過去における県下の主な地震一覧」
- (3) 「過去における主な林野火災一覧（丸亀市）」

第20節 自主防災組織等育成計画

災害時における被害の拡大防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織等の育成や活動の活性化、消防団の活性化などの努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

《実施担当》

福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、生活環境課、産業観光課、予防課、防災課、幼保運営課、危機管理課、消防団

1 地域住民等の自主防災組織（危機管理課、防災課、生活環境課）

(1) 地震災害による被害を最小限にとどめるには、行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

市民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、地域住民に対し積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

市は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進するために必要な助成並びに自主防災組織のリーダーの研修に努める。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

ア 地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。

イ 防災に関する多様な視点からの意見取入れ等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

ウ 津波浸水想定区域にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

エ 島しょ部においては、市民の高齢化現象が進んでいることを踏まえて、自主防災組織の編成と併せて、防災対策の強化推進を図る。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるとともに、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要な資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

(平常時の活動)

ア 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ア) 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

(イ) 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所、避難の経路及び方法等の確認

(ウ) 避難情報の発令基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

(エ) 災害測値図(ハザードマップ)等の作成及び地図の内容の市民への周知

(オ) 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

(カ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害時、避難途中、緊急避難場所・避難所等における行動基準を作成、周知

(キ) 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施

ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検

エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

オ 地域における高齢者、障害者等避難行動要支援者の把握
(災害時の活動)

ア 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集、伝達

イ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等

ウ 救出、救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

(4) 自主防災組織の保有すべき資機材

自主防災組織は、地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材を、小学校区単位等で備蓄する。

2 事業所の自衛消防組織等（産業観光課、予防課、防災課）

市は、市内に立地する事業所における組織的な初期対応は、大規模な地震に際し、被害の拡大を防ぐうえで特に重要であるとの観点から、事業所における自衛消防組織の育成指導を行う。

市は、各事業所が自衛消防組織等を中心として自主防災体制の確立を行うのを支援するとともに、事業所の地元地域への貢献という意味からも、自衛消防組織等を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図る。

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、予め防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、消防設備や防災設備等の整備・充実や自衛消防組織等の充実強化などの防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施をはじめ、次のことを行うなどの防災活動の推進に努める。

また、地震災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 従業員等の防災教育の実施
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災等災害予防対策の実施
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等訓練の実施
- (7) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

このため、市、県、国は、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取り組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

また、市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

3 社会福祉施設の自衛消防組織（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、防災課、幼保運営課、）

(1) 社会福祉施設は、高齢者や身体障害者及び乳幼児等、災害時要配慮者が利用することから、市は社会福祉施設の管理者を指導し、地震災害時の災害時要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

(2) 市は、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、災害時要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

(3) 社会福祉施設の管理者は、地震災害に備え、予め防災組織を整えるとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の地震防災対策について「地震防災応急計画」を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に、十分配慮する。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、市及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

4 自主防災組織協議会（防災課、危機管理課）

市は、地域の自主防災組織の区域内に、事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、市民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

5 消防団等の活性化（防災課、消防団）

消防団は、地域に密着した防災機関として、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、団員の確保対策、知識技術の向上対策等を推進し、消防団の活性化を図る。

特に島しょ部については、外部からの応援が手段的、かつ時間的に制約されることから、島しょ部での団員の確保対策を積極的に推進する。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

6 地下街等の管理者（都市計画課、建設課、予防課）

地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うように努める。

特に、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。

7 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内のコミュニティ単位の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※ 資料編

Ⅱ - 15 「自主防災組織の現況」

Ⅲ 地区防災計画一覧

第2 1 節 被災動物の保護計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所での動物の適正な飼養管理や収容保護、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から、県、関係機関や（公社）香川県獣医師会及び動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

《実施担当》

生活環境課、クリーン課、農林水産課

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

市は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定、住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努め、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 飼養動物（犬、猫等）の管理（生活環境課、クリーン課、農林水産課）

（1）放浪動物の保護収容等

災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに指定避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。

また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。

（2）死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

（3）市民の活動

- ア 自らの飼養動物に対する適正管理の継続
- イ 負傷している動物の応急処置
- ウ 放浪動物の一時保護及び通報
- エ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- オ ボランティアによる保護動物の管理
- カ その他行政への協力

第2 2節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模な地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

《実施担当》

危機管理課、広聴広報課、産業観光課、市施設所管課

1 市民への啓発

市は、市民に対して、「災害時には、むやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家庭との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方針をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾ターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が、一時的に滞在できる施設の確保を検討しておく。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など、帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

(1) 市は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。

(2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の提供を迅速に提供できるように体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(3) 市は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第23節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模な地震発生時においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。

特に首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

全課

1 市の業務継続計画

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、生活、財産の保護に係わる災害対応業務を最優先に実施するとともに、通常業務を優先度の高い業務から順次再開するため、あらかじめ非常時優先業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めるものとする。

この際、必要な人員・資源の確保・配分は、全庁横断的に調整するとともに、会計年度任用職員を含む人的資源と業務量の整合性に留意する。

また、計画の実効性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を図るものとする。

2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を確立する。

なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

《実施担当》

全課

1 全般

活動体制は、丸亀市防災会議条例、丸亀市災害対策本部運営規定及び丸亀市職員初動マニュアルで定める。

2 市の活動組織

(1) 丸亀市防災会議

市長を会長とし、丸亀市防災会議条例（平成17年条例第178号）に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、市の地域内における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を任務とする。

(2) 丸亀市災害対策本部

市長を本部長として、丸亀市、丸亀市教育委員会等各種委員会事務局及び丸亀市議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

ア 災害対策本部の設置

市長は、次の基準に該当する場合、災害応急対策を実施するため、災害対策本部を自動的に設置する。

【災害対策本部設置基準】

- 香川県西部で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 香川県に（大）津波警報が発表されたとき。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

イ 災害対策本部の解散

市長は、市の地域において災害のおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

ウ 災害対策本部室の設置場所

本部は、市庁舎4階の災害対策本部室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

エ 災害対策本部の組織

(ア) 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副本部長には副市長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の職にある者を充て、副本部長は、本部長を補佐する。

本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

(ウ) 災害対策司令部長

災害対策司令部長には市長公室長の職にある者を充て、災害対策本部長の命を受け災

害対策本部の指揮を執る。

(エ) 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、本部員として災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、都市整備部長、産業文化部長、消防長、教育部長、議会事務局長及びポートルース事業局次長をもって充てる。

(オ) 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長、災害対策司令部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・災害対応の基本方針に関すること。
 - ・動員配備体制の決定に関すること。
 - ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・自衛隊の派遣要請の要求に関すること。
 - ・他の地方公共団体等への応援要請に関すること。
 - ・災害救助法の適用要請に関すること。
 - ・各部門の連絡調整事項の指示に関すること。
 - ・その他重要な災害対策に関すること。

(カ) 本部事務局

- a 本部事務局の所掌事務は、「資料編Ⅰ-3-別表第2」のとおりとする。
- b 本部事務局は次の職員で構成する。
 - ・ 市長が予め本部事務局の要員として指名した職員
 - ・ 危機管理課及び危機管理課の兼任・併任職員

(キ) 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（市長公室、総務部、健康福祉部、市民生活部、都市整備部、産業文化部、ポートルース事業局、消防本部、教育部）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の所掌事務は、「資料編Ⅰ-3-別表第2」のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長に事故あるときは、当該部の総務担当課長の職にある者がその職務を代理する。
- d 部の活動体制は、職員初動マニュアル（各部編）で定める。

(ク) 県の現地災害対策本部との連携

県が市に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

オ 災害対策本部の設置、廃止等の通知及びリエゾン（連絡調整員）の派遣要請

(ア) 災害対策本部の設置、廃止等の通知

危機管理課長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、庁内各部、報道機関、その他関係機関及び必要により丸亀市防災会議委員に連絡する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当
庁内各部	庁内LAN、電話、防災行政無線、庁内放送	危機管理課
報道機関	口頭及び文書	広聴広報課
関係機関等	防災行政無線、電話、その他迅速な方法	本部事務局

(イ) リエゾン（連絡調整員）の派遣要請

災害対策本部の設置通知と合わせて、必要により丸亀警察署、陸上自衛隊第15即応機動連隊（連絡がつかない場合は、自衛隊香川地方協力本部）及び必要な機関にリエゾ

ン（連絡調整員）の派遣を要請する。（前記機関が、市の要請前に自主的に派遣する場合もある。）

カ その他

本部を設置したときは、本部入口に「丸亀市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(3) 現地災害対策本部

災害地において、災害対策本部の事務の一部を行う必要がある場合、現地災害対策本部をおく。

(4) 災害警戒本部

危機管理課長を本部長とし、危機管理課及び予め災害警戒本部要員に指名された職員で構成され、その所掌事務としては、地震等による被害情報の収集・処理及び災害応急活動を包括する。

ア 災害警戒本部の設置

危機管理課長は、次の基準に該当する地震災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置するとともに、その旨を市長に報告する。

【災害警戒本部設置基準】

○香川県西部で震度4の地震が発生したとき。

○香川県に津波注意報が発表されたとき。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

イ 災害警戒本部の解散

危機管理課長は、市の地域において災害のおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長に報告し、災害警戒本部を解散する。

ウ 災害警戒本部の設置場所

本部は、市庁舎4階の危機管理課（又は災害対策本部室）に設置する。

ただし、災害の規模、その他の状況により災害警戒本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

エ 各部による情報の収集及び災害応急対策の実施

各部各課において予め定められた職員は、それぞれの所管に基づき、被害等に関する情報を収集し、災害警戒本部に報告するとともに、必要な災害応急対策等を実施する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

ア 危機管理課で対応する。

イ 災害警戒本部要員及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害対策本部要員は、待機する。

3 初動体制の確立

(1) 配備基準

各部各課等は、資料編Ⅱ-1-(2)「地震発生等に伴う基準」に基づき、震度又は津波に関する情報の種類に応じて、災害警戒本部、あるいは災害対策本部の体制をとる。

(2) 災害警戒本部体制

ア 災害警戒本部の設置

勤務時間内外とも、危機管理課職員及び予め災害警戒本部要員に指名された職員は、市庁舎4階の災害対策本部室に災害警戒本部を設置し、被害状況を把握するとともに、関係課と連携して必要な処置を行う。

イ 各部の対応

(ア) 部の職員は、部長等の指示に基づき、指定された場所に参集する。

(イ) 各部各課の職員は、直ちに部所管施設・業務等の現況を把握し、当面の対応を行うとともに、把握した情報を災害警戒本部に通報する。

(3) 災害対策本部体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 勤務時間内外を問わず、設置基準に基づき、災害対策本部を自動設置する。

- (イ) 危機管理課職員、危機管理課兼任・併任職員及び市長が予め本部事務局要員として指名した職員は、市庁舎4階の災害対策本部室に参集し、災害対策本部事務局を設置して、被害状況を把握するとともに、関係課と連携して必要な処置を行う。
- (ウ) 第1回災害対策本部会議は、地震発生後1時間を目途に開催する。
- (エ) 本庁舎の守衛は、職員の出勤を確認したならば、災害対策本部事務局に自ら把握した情報を報告するとともに、今後の活動等について必要な指示を受ける。

イ 各部の対応

- (ア) 各部の職員は、部長等の指示に基づき、指定された場所に参集する。
- (イ) 各部各課の職員は、直ちに部所管施設・業務等の現況を把握し、当面の対応を行うとともに、把握した情報を災害対策本部に通報する。

4 職員の招集

地震が発生した場合の職員の招集は職員による自主参集を基本とする。

(1) 勤務時間内における職員への情報伝達

災害対策本部は、自動設置が基本だが、念のため、危機管理課長は、総務担当課を通じて、各部に災害対策本部の設置を通知する。

動員の伝達を受けた各部総務課長は、各課(かい)に伝達し、各課(かい)長は職員及び所管する出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外における課員の参集

ア 職員は、地震発生を覚知した場合は、直ちにテレビ、ラジオ、スマートホン等を視聴し、配備基準に基づき、上司からの指示を待つことなく、自主参集する。

停電等により、震度等が分からない場合は、自らの判断で参集する。

イ 参集にあたっては、参集経路上の被害状況の把握に努め、登庁後、これらを「参集途上における被害状況報告書」(第2号様式)にまとめ、所属の責任者へ報告するとともに、参集手段としては、自動車(二輪を除く)を極力使用せず、その他の手段により参集する。

ウ 参集場所

- ① 原則は、平素の勤務場所
- ② 平素の勤務場所に交通途絶等により参集できない場合は、参集可能な本庁、出先、指定避難所又は物資拠点

(3) 参集状況の報告

各部総務担当課長は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、職員課長に報告する。

※ 資料編

- I - 1 「丸亀市防災会議条例」
- 2 「丸亀市災害対策本部条例」
- 3 「丸亀市災害対策本部運営規程」
- II - 1 - (2) 「地震発生等に伴う基準」
- V - 3 「丸亀市防災会議委員名簿」
- 4 「参集途上における被害状況報告書」

第2節 広域的応援計画

地震災害時において、市単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県外を含めた防災関係機関等に応援要請を行い、当該機関との連携・協力のもと、防災活動に万全を期す。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、職員課、福祉課、防災課

1 市の応援要請等（本部事務局、職員課）

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）⁴を要請する。

ア 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要な事項

イ 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

ア 市は、市内に地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施⁵を要請する。

(ア) 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

a 災害の状況

b 応援を要請する理由

c 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

d 応援を必要とする活動内容

e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各部局において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、市長は要請した旨を知事に報告する。

(イ) 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

a 派遣を要請する理由

b 派遣を要請する職員の職種別人員数

⁴ 災害対策基本法第 67 条（応援要請）、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項（職員の派遣）

⁵ 災害対策基本法第 68 条（応援要請）、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項（職員の派遣）

- c 派遣を必要とする期間
 - d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - e その他必要な事項
- イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。(災害対策基本法第 30 条第 2 項 (職員派遣のあっせん要求))
- なお、職員派遣の斡旋の要請は、次の必要事項を記載した文書で行う。
- (ア) 派遣のあっせんに要請する理由
 - (イ) 派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣のあっせんを必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他必要な事項
- ウ 市が、被災によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急処置の全部又は一部を県が、市に代わって実施することがある。
- (3) 指定地方行政機関、特定公共機関に対する応援要請
- 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣⁶を要請する。
- なお、職員の派遣は、次の必要事項を記載した文書で行う。
- ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請
- 市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。
- (5) 相互応援協定市等への応援要請
- 市は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。
- 市は「大規模災害時の相互応援に関する協定」(平成 9 年 3 月 27 日 16 市長 1 町長締結)により、相互応援を行う。

2 消防機関の応援要請 (本部事務局、防災課)

市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

(1) 消防相互応援協定

- ア 香川県消防相互応援協定 (昭和 61 年 12 月 1 日 5 市長 38 町長 6 組合管理者締結)
- イ 中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定書 (昭和 49 年 6 月 1 日 2 市長、1 町長、2 消防組合管理者)
- ウ 消防相互応援協定書 (昭和 50 年 6 月 1 日 丸亀市長、坂出市長)
- エ 香川県消防相互応援協定に基づく高速自動車道等に関する覚書 (平成 15 年 3 月 30 日 1 消防局長、7 消防長)
- オ 高松自動車道 (徳島県境～愛媛県境) における救急業務、火災消火業務に関する覚書 (平成 15 年 3 月 30 日 1 消防局長、7 消防長、1 公団)

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市は、自らの市の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、次に掲げる事項を記入した緊急消防援助隊応援要請連絡 (緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱別記様式 1-2) により、県知事に応援要請を行う。

⁶ 災害対策基本法第 29 条第 2 項 (職員の派遣の要請)

⁷ 緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法第 4 4 条に基づき行う。

なお、県知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に応援要請を行い、事後速やかに、県知事に応援要請を行った旨を連絡する。この際、併せて、高松市消防局に応援要請を行った旨を連絡する。

被害の状況等、第1報では十分連絡できない情報又は応援部隊の変更等があれば、同様式により速やかに追加又は変更として連絡する。

応援等の要請は電話により直ちに行い、書面による連絡は状況把握後を基本とする。

ア 応援要請第1報時に必要な情報

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別・状況

(エ) 人的・物的被害の状況(推定・予測)

(オ) 応援要請日時及び応援要請者職氏名

(カ) 必要な部隊種別

(キ) その他の参考事項(添付書類)

(気温、積雪などの気象情報、それによるチェーン装着、防寒着等の装備の必要性等)

イ 明らかになり次第追加的に連絡を要する情報

(ア) 応援部隊の隊数・資機材

(イ) 応援の内容

(ウ) 現地指揮本部の連絡先

(エ) その他の参考事項

[消防庁連絡先]

応急対策室		宿直室(夜間休日)	
Tel 03-5253-7527	Fax 03-5253-7537	Tel 03-5253-7777	Fax 03-5253-7553
メール fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp (時間問わず)			

3 応援受入体制の確保(本部事務局、広聴広報課、職員課、福祉課)

市は、応援等の要請にあたっては、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

特に、ヘリコプターの応援要請については、臨時着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入態勢を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設(市民体育館等)を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設(丸亀市総合運動公園陸上競技場(丸亀城石垣の石保管場所として使用中)、丸亀市民球場、土器川河川敷公園等)も設置する。

4 他都道府県等への応援(本部事務局)

(1) 相互応援協定に基づく応援

県、市町等は日子、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(2) 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援

県から応急対策職員派遣制度に関する要綱(平成30年3月23日総務省策定)に基づき要請を受けた場合には、早急に応援できる体制を整備するものとする。

5 緊急災害対策派遣計画(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾン(連絡調整員)や各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。

災緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるものの他、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

※ 資料編

IV - 2 「消防相互応援協定」

IV - 3 「香川県防災ヘリコプター応援要請」

IV - 5 「災害時の相互応援に関する協定等」

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

《実施担当》

本部事務局、庶務課

1 災害派遣要請要求の基準（本部事務局）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本市、県及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による部隊等の派遣を自衛隊に要請するよう知事に要求する。

2 災害派遣要請の手続等（本部事務局）

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

(1) 災害発生が予想される場合の連絡

災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は県に、自衛隊に対する災害派遣要請を行うよう求めるとともに、県及び第14旅団に対して、災害派遣の円滑な実施に必要な情報を提供する。

また、必要に応じて、第14旅団にリエゾン（連絡調整員）の派遣を求める。

(2) 市長による災害派遣要請の実施⁸

市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう知事に求めるとともに、第14旅団に対し、現在の被害状況等を通報する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は、その旨を速やかに県に通知する。

【香川県連絡先】

	危機管理（NTT）	危機管理課 （防災行政無線：地上）※1		危機管理課 （防災行政無線：衛星）※2	
平日	Tel 087-832-3187 又は 3192	Tel 200-5062	Fax 200-5802	Tel 037-200-001	Fax 037-200-002
休日・ 夜間	Tel 087-831-1111 （守衛室）				

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

	第3部（NTT）※3	第3部 （防災行政無線：地上）※1		第3部 （防災行政無線：衛星）※2	
平日	Tel 0877-62-2311 Fax 0877-62-2311	Tel 466-502	Fax 466-581	Tel 037-466-001	Fax 037-466-002
休日・ 夜間	Tel 0877-62-2311				

※1 防災行政無線電話機による。

※2 衛星電話機による。

※3 NTT回線は、上記の善通寺駐屯地の代表番号にかけ、自衛隊の交換台で内線に接続

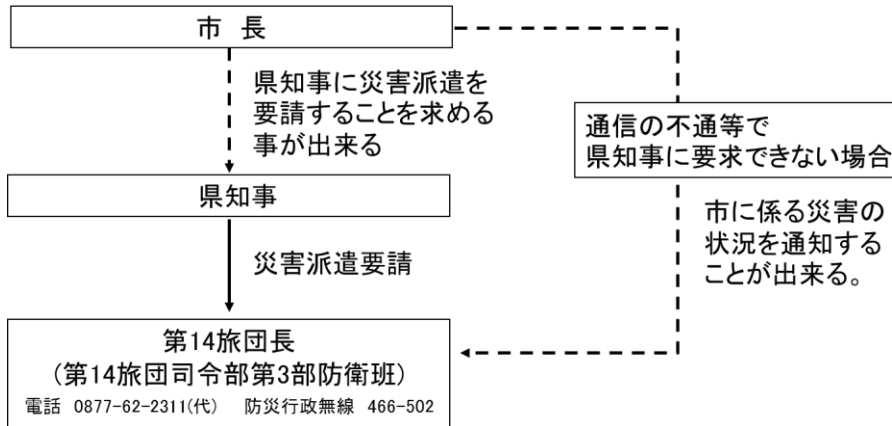
⁸ 自衛隊の自主派遣については、自衛隊側が判断する事項なので、此处には記載していない。なお、概要は資料編Ⅱ-14「自衛隊の活動」を参照

(3) 県知事による災害派遣の要請

県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、文書を第14旅団に提出し、自衛隊の派遣を要請する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

【災害派遣要請の手続き】



3 派遣部隊の受入れ (本部事務局)

市は、派遣を受ける場合、次に掲げる事項に留意して受入体制を準備し、派遣部隊が円滑、かつ効果的に活動できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう、必要な資機材を準備する。
- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地 (宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所 (室) を確保する。

4 撤収要請 (本部事務局)

市は、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県、派遣部隊等と協議し、県に対して、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

5 経費の負担 (庶務課)

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材 (自衛隊装備に係るものは除く。) 等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し、生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

※ 資料編

Ⅱ - 14 「自衛隊の活動」

Ⅳ - 13 「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」

第4節 地震、津波情報等伝達計画

地震及び津波に関する情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター

1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報（本部事務局、建設課）

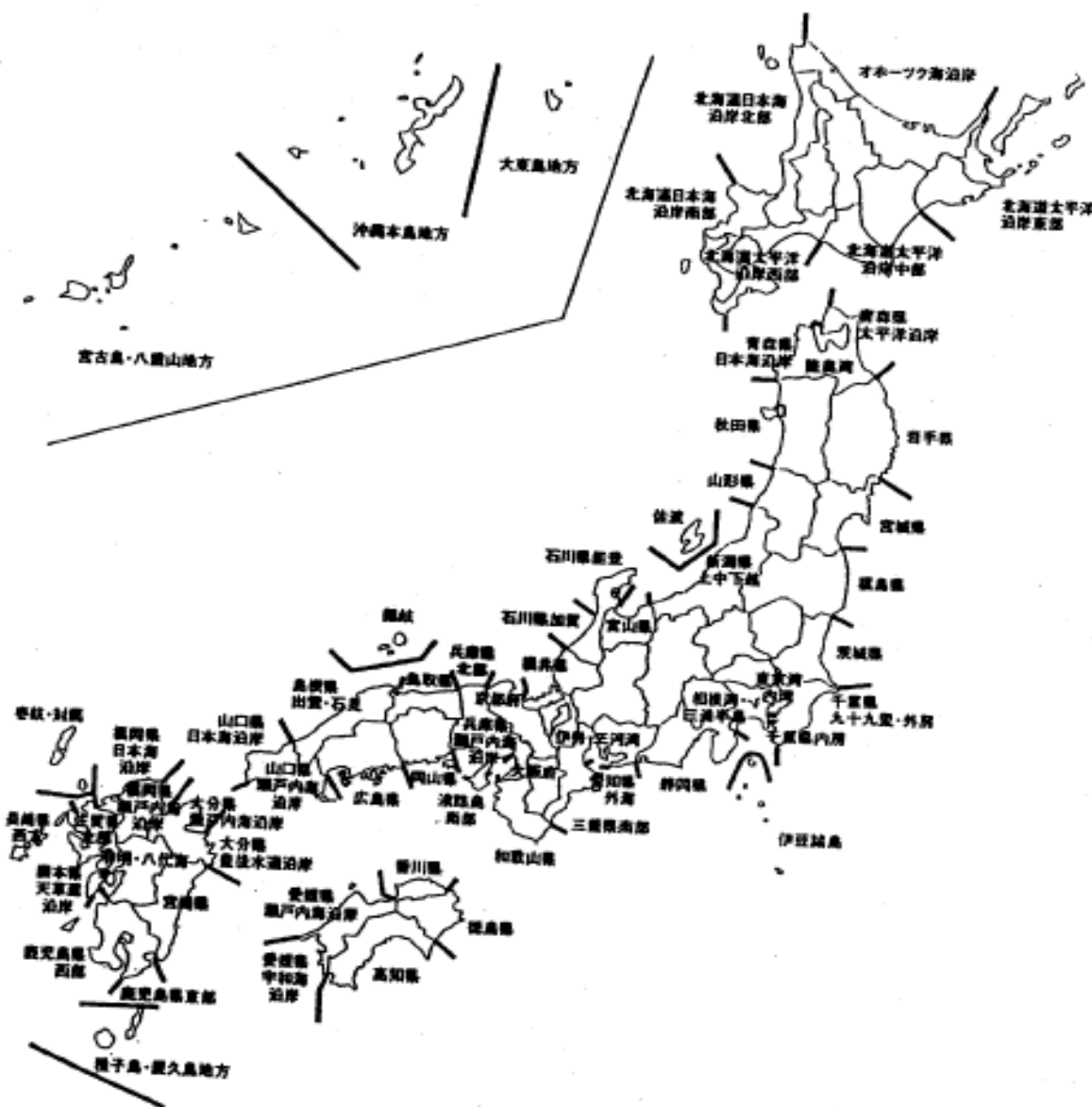
高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

ア 津波予報区

津波警報等の発表は、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。

香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

【津波予報区】



イ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失、し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 3 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 4 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

高松地方气象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

	発表基準	発表内容
津波 予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

【津波予報発表の例】

ツチツナミヨホシ 9 ヲマツ

令和12年 9月29日 13時13分 高松地方気象台

13時12分に津波予報が発表されましたのでお知らせします。

当気象台管内に関係する予報区；
徳島県 津波の津波警報
愛媛県宇和海沿岸 津波注意の津波注意報
愛媛県瀬戸内海沿岸 津波注意の津波注意報
高知県 大津波の津波警報
発表された津波予報文は次のとおりです

津波予報
平成12年 9月29日 13時12分 大阪管区気象台
津波予報をお知らせします

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
<大津波>
*高知県
<津波>
*徳島県
これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください
津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです
<津波注意>
大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、
愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸
以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます
高知県
***** 津波予報の解説 *****
<大津波>
高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください
<津波>
高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください
<津波注意>
高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

(3) 津波警報・注意報の伝達系統図

資料編 II - 11 「津波警報等の伝達系統図」を参照

(4) 津波に関する情報

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ ※XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)における満潮時刻や津波の到達予想時刻
	津波観測に関する情報	沿岸(高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所)で観測した津波の時刻や高さ ※沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ※最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ(津波予報区単位) ※沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ※最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報(警報)は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上が予想される地域(香川県東部、香川県西部)又は長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、気象庁が発表する警報である。

震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、若しくは長周期地震動階級1以上と予想されたときに緊急地震速報(予報)を発表する。

気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会(NHK)に伝達される。またテ

レビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、県や市町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機含む）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

【緊急地震速報入手時のとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段に殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことをしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキはさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震及び津波に関する情報を関係機関に通知する。

【地震情報の種類、発表基準と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 ※(参考)令和4年度後半からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半~2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部 (カガリケントウブ)	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部 (カガリケンセイブ)	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

【地震情報で用いる丸亀市の震度観測点等】

震度観測点名称	震度観測点所在地	所 属
丸亀市大手町	丸亀市大手町 2-4-11 丸亀市役所敷地内	香川県
丸亀市綾歌町	丸亀市綾歌町栗熊西 1638 丸亀市綾歌市民総合センター敷地内	
丸亀市飯山町	丸亀市飯山町川原 1114-1 丸亀市飯山市民総合センター敷地内	
丸亀市新田町	丸亀市新田町 1-1 (丸亀市総合運動公園内)	防災科学技術研究所

【津波情報で用いる香川県の津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所在地	所 属
高松 (高松検潮所)	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
坂出市与島港 (与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港 (多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

(3) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表された時、県内で震度4以上の地震が観測された時及び社会的に影響の大きい地震が発生した時又は関係者の依頼があり特に必要と認められる時は、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

3 県の情報収集伝達体制等

- (1) 県は、震度情報ネットワークシステムの活用により、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

4 関係機関の伝達

- (1) 警察本部は、津波警報等に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等、津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に通知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在船舶、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

5 市民等への伝達等 (本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター)

市は、津波警報・注意報等の通知があれば、市民等に対して、防災行政無線、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、有線放送、CATV、広報車等を活用し、周知する。

その際、対象者にもれなく、要配慮者にもわかりやすい伝達を心がける。また、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときには、直ちに、市民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、赤と白の格子模様の旗 (津波フラッグ) などあらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

6 異常現象発見者の通報義務等 (本部事務局、秘書政策課)

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県 (危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、市民、団体等に周知する。

7 市における予警報の伝達要領

(1) 市本庁における措置

- ア 県(気象台)から市に通報される津波警報等、地震情報及び津波に関する情報等は危機管理課及び建設課が受領する。夜間においては、消防本部受付、守衛が受領し、危機管理課に連絡する。
- イ 危機管理課長は津波予報及び地震情報・津波情報を受領した場合、速やかに市長、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、都市整備部長及び消防長に報告するとともに関係各部課に伝達する。
- ウ 危機管理課等から伝達を受けた関係各部課は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先等へ伝達する。
- エ 危機管理課は、津波予報及び地震情報・津波情報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、市役所正面玄関に標示を行うとともに庁内放送等所要の措置を行う。
- オ 危機管理課長及び建設課長は、上司の命令があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行う。
- カ 前各項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間に警報等の受領伝達その他の取り扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておく。

(2) 綾歌・飯山市民総合センター及び関係出先における措置

綾歌・飯山市民総合センター等及び関係出先の長は、津波予報及び地震情報・津波情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、放送局の放送により当該気象その他の状況を聴取するよう努める。

※ 資料編

- Ⅱ - 12 「地震及び津波に関する情報の伝達系統図」
- Ⅵ - 4 - (3) 「気象庁震度階級関連解説表」
- 6 - (1) 「香川県防災情報システム」

第5節 災害情報収集伝達計画

地震災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、福祉課、市民課、防災課 綾歌・飯山市民総合センター、市施設所管課

1 情報の収集伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

ア 市は、地震発生後、速やかに概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。

ウ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

エ 市は、丸亀市防災情報連絡員を活用し、地域別重要な箇所の情報を収集して、被害状況を早期に把握する。

オ 市は、ドローンにより空中から被害状況を把握する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

ア 市は、被害情報の収集にあたっては、報告・通報を待つのではなく、職員等を積極的に現地に派遣し、直接情報の把握に努める。

この際、職員が登庁間に把握した情報及び丸亀市防災情報連絡員の活用に努めるとともに、職員の現地派遣にあたっては、現地での救助活動の支援等を職員が要請される場合を想定し、複数の職員を同一場所に派遣する等の処置をとる。

イ 人的被害の数（死者・行方不明者の数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。市は、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被災規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。当該情報が得られた際、県は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁に被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

ア 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を速やかに県に連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。

イ 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 安否情報の提供等

ア 市は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という）について、照会者や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由等を明らかにして照会があったときは、当該照会者に対して運転免許証などの当該照会者が本人であることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより照会者が本人であることを確認するものとする。安否情報の照会を受けた市長は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き照会者と照会に係るものと間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供することができるものとする。

上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を回答することができる。

イ 市は、安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

ウ 市は、安否情報の回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市は、安否情報の回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、香川県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(5) ライフライン機関からの情報収集

- ア 四国電力送配電株式会社
- イ 四国ガス株式会社
- ウ 西日本電信電話株式会社
- エ 四国旅客鉄道株式会社
- オ 高松琴平電気鉄道株式会社
- カ 琴平参宮電鉄株式会社
- キ 西日本高速道路株式会社 等

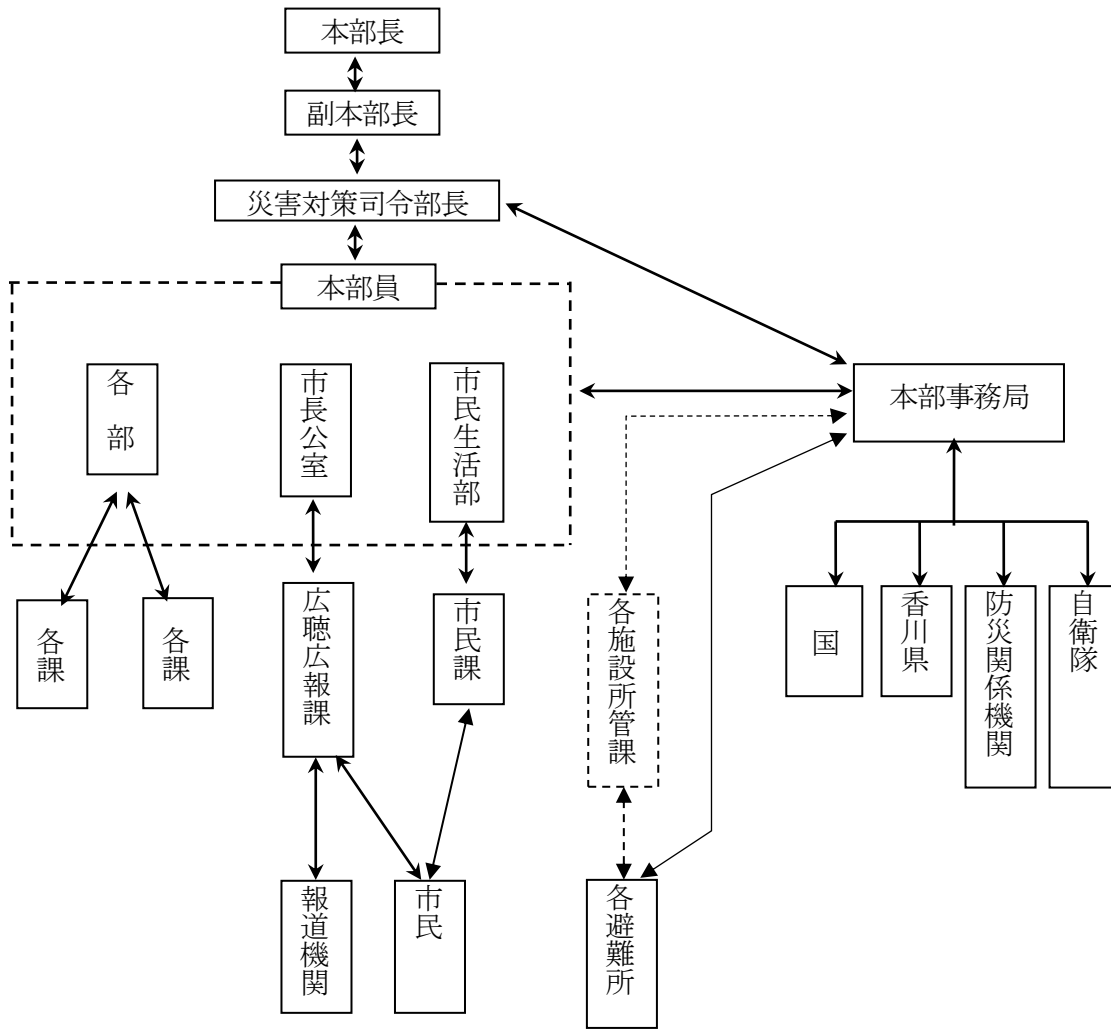
(6) 情報収集手段

- ア 電話（携帯電話含む）による聞き取り収集
- イ 香川県防災行政無線電話による関係市町等からの情報収集
- ウ 市防災行政無線・車載及び携帯無線機を利用したの現地情報収集
- エ テレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集

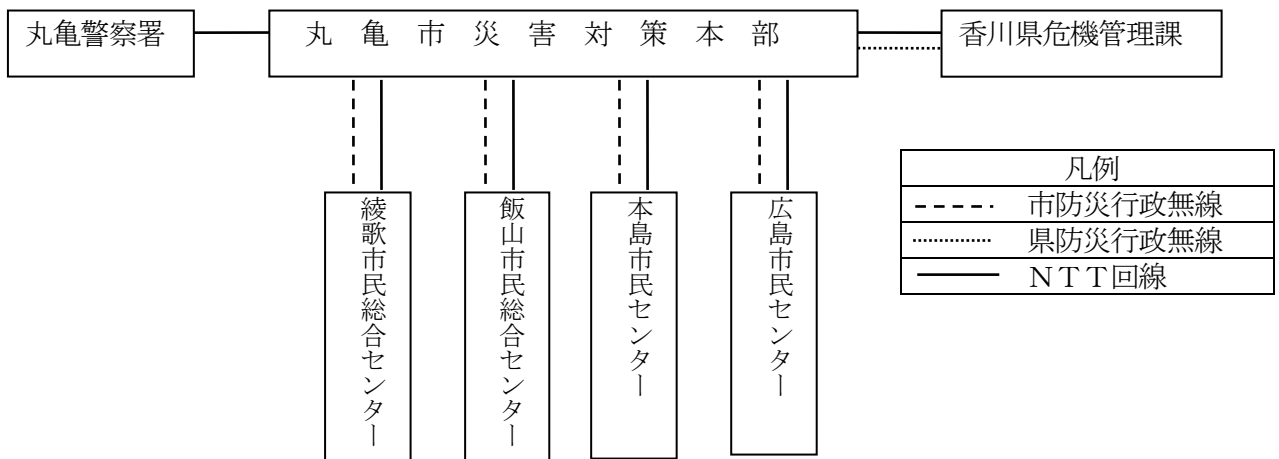
(7) 伝達系統

- ア 次図のように各部各課で収集した情報を本部事務局に報告する。
- イ 避難所に関する情報の収集伝達は、災害対策本部事務局、あるいは施設の所管課を通じて行う。
- ウ 国、県及び防災関係機関等との連絡は、本部事務局が行い、災害応急活動が円滑に実施されるように努める。
- エ 市民及び報道機関に対する被害情報等の広報は、広聴広報課を通じて行う。
- オ 市民等からの要望事項等を把握するとともに、各種問合せに対応するための広聴活動は市民課を通じて行う。

【伝達系統図】



【情報伝達通信系図】



2 県等に対する報告（本部事務局、福祉課、防災課）

(1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、市が県等に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告する。

また、報告すべき災害の基準は、原則として、次のとおりである。

ア 一般基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が 2 県以上にまたがるもので 1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

イ 個別基準

(ア) 地震

地震が発生し、市の区域内で震度 4 以上を記録したもの。

(イ) 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

「ア 一般基準」、「イ 個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告の方法

ア (1) の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 報告要領

ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第 1 次情報の収集伝達）

市は、「災害概況即報」により人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。なお、震度 4 以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30~18:15)		宿直室 (左記以外)	
	電話	Fax	電話	Fax
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛 通信	200-048-500	200-048-500	200-048-500	200-048-500
	※1 -90-49013	-90-49033	-90-49101	-90-49036
ネット ワーク	048-500	048-500	048-500	048-500
	※2 -90-49013	-90-49033	-90-49101	-90-49036
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp (時間問わず)			

※1 防災行政無線電話機による。

※2 衛星電話機による。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達）

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

(ア) 市は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。

(イ) 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ 確定報告

災害が終了して被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

エ 被害状況調査担当

調査事項	調査担当課
人的被害	消防本部（防災課）
住家被害	税務課
非住家被害	関係各課
市庁舎等の被害	庶務課
社会福祉施設等の被害	福祉課、子育て支援課、高齢者支援課
農林水産施設被害 農地・土地改良施設被害	市民総合センター（綾歌、飯山）、農林水産課
文教施設被害	産業文化部（産業観光課、文化課）、教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、生涯学習課（図書館）
病院被害	健康課
道路・橋りょう被害	建設課
河川・港湾施設被害	都市計画課、建設課
砂防被害	都市計画課、建設課
清掃施設被害	クリーン課
崖くずれ被害	建設課
鉄道不通	都市計画課
船舶被害	生活環境課、農林水産課
下水道被害	下水道課
危険物施設被害	消防本部（予防課）
電話、電気、ガス （ライフライン被害）	建設課
ブロック塀等被害	都市計画課、住宅課
被災世帯数・被災者数	本部事務局
火災発生被害	消防本部（予防課）

3 直接即報基準に該当した場合の報告（本部事務局、防災課）

市が行う火災・災害等の報告は、県に対して行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものについては、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を県に加え、直接消防庁にも報告する。

(1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ア 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ウ 危険物等に係る事故・原子力災害等

(2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

(3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ア 地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの。（被害の有無を問わない。）
- イ 津波により死者または、行方不明者が生じたもの。

(4) 武力攻撃災害即報に該当するもの

4 被害の認定及び罹災証明の発行（危機管理課、税務課、都市計画課、住宅課）

(1) 市は、災害の発生に備え、災害による被害の程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という）の交付に必要な業務の実施体制を確保する。更に、災害時の被害状況の調査に備え、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保し、その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2) 市は、罹災証明書の発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 25 年 6 月内閣府（防災担当）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等）に基づき、迅速かつ適切に実施する。

※ 資料編

- Ⅱ - 7 「被害状況等情報収集伝達系統図」
- V - 1 「火災・災害等即報要領」
- 2 「災害報告取扱要領」
- VI - 6 - (1) 「香川県防災情報システム」

第6節 通信運用計画

防災関係機関は、通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

《実施担当》

本部事務局、建設課、綾歌・飯山市民総合センター

1 地震災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、市防災行政無線、県防災行政無線、県防災情報システム等を利用して行う。また、県及び市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、多様な緊急通報手段の確保、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市防災行政無線の運用

市は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用し、市民等へ必要な情報を提供する。この際、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

(2) 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、市防災行政無線の陸上移動系を使用する。

3 県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、このシステムの専用端末を利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

4 電気通信事業者の設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、予め西日本電信電話(株)香川支店に申請し、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(2) 孤立防止用衛星電話装置の利用

市は、災害時において開設された避難所等の通信が孤立した場合、西日本電信電話(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

(3) 災害対策用移動電源車の利用

災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき、または困難なときは、総務省の災害対策用電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器の電源の確保を図るものとする。

5 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

6 非常通信の利用

(1) 有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、本市と県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

(2) 市及び県は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

7 放送の要請

市及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

8 最新の情報通信関連技術の導入

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※ 資料編

- Ⅱ - 9 「香川県地方通信ルート」
- 10 「災害時通信連絡系統図」
- 16 「非常通信の基礎知識」
- Ⅵ - 6 - (1) 「香川県防災情報システム」
- (2) 「香川県防災行政無線施設」
- (3) 「市防災行政無線」

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター

1 被災者等への広報活動（本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、綾歌・飯山市民総合センター）

（1）市の広報活動

ア 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、市民に関係ある次の事項について広報を行う。

- （ア）災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- （イ）被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- （ウ）二次災害の危険性に関する情報
- （エ）安否情報（死者・安否不明者等の氏名公表に対する家族の意向確認及び住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認等に基づく県への氏名等の提供を含む）
- （オ）道路交通、交通機関に関する事項
- （カ）民心の安定に関する事項
- （キ）防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- （ク）避難情報、避難路・緊急避難場所・避難所の指示、避難所開設状況等
- （ケ）応急救護所開設状況
- （コ）給食、給水等実施状況
- （サ）電気、ガス、水道等の供給状況
- （シ）被災者生活支援に関する情報
- （ス）一般的な市民生活に関する情報
- （セ）その他必要な事項

イ 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。

その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳、多機能な携帯電話（携帯電話メール、受信メールを読み上げる電話）等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者について十分配慮する。

- （ア）ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- （イ）戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、CATV、放送設備等による広報
- （ウ）広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- （エ）広報車による広報及び避難場所・避難所への広報担当者の派遣
- （オ）自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- （カ）県防災情報システムによるメール配信
- （キ）Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（2）防災関係機関の広報活動

ア 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

イ 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動（広聴広報課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び防災関係機関は、地震発生後速やかに、被災地市民の要望事項等を把握するとともに、市民等からの各種問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

市は、市民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を市民生活部市民課に設置する。

※ 資料編

IV - 12 「災害時における放送要請に関する協定」

VI - 9 - (4) 「広報車・無線搭載車の状況」

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

《実施担当》

本部事務局、福祉課

1 適用基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は丸亀市の場合、被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯が100世帯以上の場合⁹

イ 県下の滅失世帯数が、1,000世帯以上の場合で、50世帯以上の住家が滅失した場合

ウ 県下の消失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を滅失した1世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 市による適用手続

(1) 市は、市における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災した住宅の応急修理

(7) 学用品の給与

(8) 埋葬

(9) 遺体の捜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

⁹ 丸亀市の場合、市民10～30万人に該当することから、100世帯が住家を滅失した場合

4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

5 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣（内閣府）と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

6 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

※ 資料編

VI - 14 - (1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第9節 救急救助計画

地震災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、防災課

1 市の活動

(1) 救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し、救急活動を実施する。

(2) 単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

(3) 救助活動

ア 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。

(4) 救急活動

ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。

イ 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

ウ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

(5) 行方不明者の捜索活動

ア 行方不明者の捜索にあたっては、消防本部が丸亀警察署及び地域住民と協力して実施する。

イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。

ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等の円滑化を図る。

エ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。

オ 遺体を発見した場合は、速やかに丸亀警察署に連絡する。

(6) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

2 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

3 市民及び自主防災組織、事業者の活動

(1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたる。

(2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

第10節 医療救護計画

地震災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、健康課、防災課、福祉課、高齢者支援課、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会 丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、綾歌郡薬剤師会
--

1 保健医療福祉活動の総合調整

必要に応じて、市災害対策本部に丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なうものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎4階とする。

2 現地医療体制

(1) 医療救護班の派遣

ア 市は、医療救護が必要と認めたときは、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会等に医療救護班の派遣等を要請する。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。

イ 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町等に広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

ウ 市は、島しょ部へ医療救護班を派遣する際は、災害時における輸送協定書に基づき、船舶事業者に対して迅速に輸送の協力を要請する。又は、競艇事業部が所有する船舶を使用して対応する。

エ 市は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、香川県医師会災害医療チーム(JMAT 香川)、日赤救護班、広域医療救護班等の派遣、あるいは自衛隊による医療救護に係る応援を必要とする場合、県に対して要請する。

また、必要により AMDA に医療チームの派遣を要請する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接それぞれの機関に要請するとともに、第14旅団に対してはその旨を通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

(2) 応急救護所の設置

ア 市は、医療救護を行うため、各コミュニティセンターに応急救護所を設置するとともに、地域の実状等に応じて避難所等に設置する。

イ 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置

(ウ) 救護病院等への患者搬送の支援

(エ) 助産活動

(オ) 死亡の確認及び遺体の検案

(カ) 医療救護活動の記録と災害対策本部への措置状況等の報告

(キ) その他必要な事項

3 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

ア 市は、予め定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

イ 救護病院は、次の活動を行う。

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者の応急処置

(ウ) 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

(エ) 広域救護病院等への患者輸送

(オ) 助産活動

(カ) 遺体の検案

(キ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

(2) 広域救護病院等の医療救護

ア 市は県に対して、県が定める広域救護病院からの応援を依頼する。

- イ 広域救護病院は、次の活動を行う。
- (ア) トリアージ
 - (イ) 重症患者の受入及び処置
 - (ウ) 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - (エ) 広域医療救護班の派遣
 - (オ) 県内医療搬送の支援
 - (カ) 遺体の検案
 - (キ) 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送する。

- (1) 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対し、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）、防災ヘリコプター及び自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、車両等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対し、巡視船艇による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品等の確保

- (1) 市は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、予め定めている計画に基づき調達する。
なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する。
- (2) 一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品等を確保し、市からの要請により提供する。
- (3) 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。

6 輸血用血液の確保

- (1) 血液の確保体制
 - ア 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。
 - イ 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、保有する在庫を踏まえつつ、血液を供給する。
また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- (2) 血液の輸送
 - ア 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
 - イ 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

※ 資料編

- IV - 6 「災害時における医療救護活動に関する協定」
- VI - 7 - (1) 「大災害時の医療救護体制」
- (2) 「災害時用備蓄医薬品等の確保系統図」
- (3) 「救護病院一覧表」

第1 1 節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、市民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

《実施担当》

本部事務局、防災課

1 消防活動（防災課）

市は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を行う。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難所及び避難路を確保する消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
- (5) 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。

2 応援要請（本部事務局、防災課）

市は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する（第2節「2 消防機関の応援要請」参照）。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法第44条の規定により、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

3 出火防止、初期消火

市民、事業所等は、地震による火災発生を最小限にとどめるため、地震の揺れから身を守った後、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火を直ちに消すとともに、電源のブレーカーを落とし、出火防止に努める。

また、万一出火した場合は、市民、自主防災組織及び自衛消防組織が協力して、初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

第12節 緊急輸送計画

地震災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するために緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

《実施担当》

本部事務局、庶務課、福祉課、健康課、生活環境課、スポーツ推進課、市民課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター

1 輸送の対象（庶務課、福祉課、健康課、生活環境課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター）

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 地方協力団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保（本部事務局、庶務課、綾歌・飯山市民総合センター）

(1) 市が運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

- ア 市有車両の活用
- イ 災害時における輸送協定を締結した船舶事業者に対し輸送の協力要請
- ウ 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、船舶事業者の協力を県に要請
- エ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- オ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

(2) 市は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

3 緊急輸送路の確保（生活環境課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター）

(1) 市は、国、県及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。

(2) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。

また、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行うとともに、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車

両の撤去を行う。

- (3) 車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防吏員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

- (4) 市民は、災害時にはできる限り車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 海上交通の確保（本部事務局、建設課）

(1) 情報の収集

市は、船舶事業者、漁業協同組合等の協力を求め、丸亀港を中心に被害状況、航路等、異常の有無等の情報収集を行う。

(2) 海上交通確保の措置

市は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

なお、丸亀港については、管理者である県と連携をとり対応する。

5 航空輸送の確保（防災課）

市は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

6 輸送拠点の確保（庶務課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター）

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県が指定する一次（広域）物資拠点、一次（広域）物資拠点支援施設に連携して、丸亀市総合運動公園内の丸亀市民球場を、二次（地域）物資拠点と指定し、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。二次（地域）物資拠点は、スポーツ推進課が、開設・運営を担当する。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

※ 資料編

- VI - 9 - (1) 「緊急通行車両の標章及び確認証明書」
- (2) 「緊急輸送路」
- (3) 「自動車の保有状況」
- (4) 「広報車・無線搭載車の状況」
- (5) 「緊急用車両一覧表」

第13節 交通確保計画

地震災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、庶務課、生活環境課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター、丸亀警察署

1 陸上交通の確保（庶務課、生活環境課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター、丸亀警察署）

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という）は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (イ) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (ウ) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (オ) 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

イ 交通規制の実施

(ア) 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。

また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

(イ) 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6 条第2項第4項

ウ 交通規制のための措置

- (ア) 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- (イ) 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (ウ) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。
- (エ) 警察は、交通規制にあたっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- (オ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ 交通マネジメント

市は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることが必要な場合に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、県に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

(3) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(4) 発見者等の通報

地震災害時の道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、その路線管理者、又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(5) 規制実施の要領

市は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見し、又は通報等により承知した場合において、その道路施設の管理者に通報して規制をするいとまのないときは、避難の指示や、警戒区域を設定して、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地域への立入りを禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合、でき得る限り速やかに道路管理者又は丸亀警察署に連絡し、正規

の規制を行う。

(6) 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

ア 規制の標識等

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。

標示の様式は、次のとおりである。

(ア) 規制標識

- a 道路法第47条の5（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）によるもの
- b 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）によるもの

(イ) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

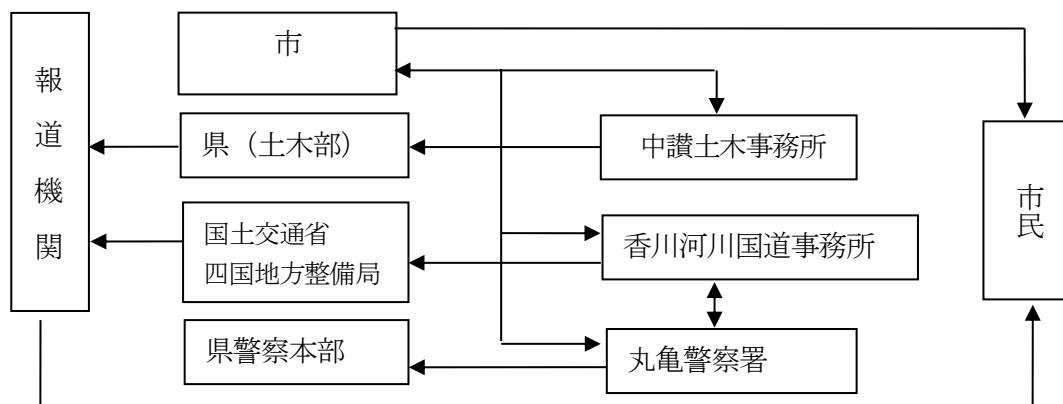
- a 禁止制限の対象
- b 区間
- c 期間
- d 理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適切な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(7) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統



イ 報告事項

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 区間
- (ウ) 期間
- (エ) 理由
- (オ) 迂回路、その他の状況

(8) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行い、道路機能の確保に努める。

ア 路上の障害物の除去について、道路管理者等、警察、消防、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通

- 行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- ウ 国又は県は、道路管理者等である、市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- エ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害においては除雪を含む）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(9) 車両の運転者のとるべき措置

- ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- イ 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ウ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(10) 緊急通行車両の確認

- ア 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。この確認を行った場合、当該車両の使用に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- イ 県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、予め災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。
- この交付を受けた車両について、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2 海上交通の確保（本部事務局、建設課）

市は、県が行う港湾等の被害情報、航路等の異常の有無等、海上交通の安全確保に必要な情報の収集に協力する。

※ 資料編

- IV - 1 「災害時における海上輸送に関する協定」
- VI - 9 - (1) 「緊急通行車両の標章及び確認証明書」
- (5) 「緊急用車両一覧表」

第14節 避難計画

地震災害時において、津波、あるいは土砂災害、火災の延焼等に対し、地域の市民等の安全を確保するために、迅速、かつ適切に避難情報を発令し、住民の避難を支援するとともに、指定避難所を開設し、運営する。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、広聴広報課、職員課、人権課、税務課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、生涯学習課(図書館)、クリーン課、文化課、防災課、教育部(総務課、学校教育課、幼保運営課)、綾歌・飯山市民総合センター

1 避難情報の伝達

(1) 避難情報

避難情報には次の四つの種類がある。(警戒レベルは、津波には適用しない)

- ア 【警戒レベル3】 高齢者等避難
- イ 【警戒レベル4】 避難指示
- ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

(2) 避難情報の検討・決定

ア 災害対策本部は、本部会議等において、地震動、津波浸水、あるいは土砂災害等に関わる避難情報の検討を行い、避難情報の発令（時期と範囲）を決定する。

その際、必要に応じ、国や県の現場事務所等（高松地方気象台、香川河川国道事務所、香川県中讃土木事務所など）の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(避難指示の発令対象区域の設定例)

大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

なお、避難情報の解除を検討する際にも、必要に応じ、国や県の現場事務所等の専門家の助言を活用するものとする。

イ 火災の延焼拡大に関わる避難情報は、消防本部が検討し、消防長等が決定する。

ウ 検討結果に含まれる要素

- (ア) 避難情報を発令する対象地域
- (イ) 避難情報を発令する時刻
- (ウ) 避難情報を伝達する地域及び対象

(3) 避難情報の周知

ア 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む）、CATV、広報車等により、次の事項を明らかにして、市民等に避難情報の周知を行う。

また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図るとともに、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

- (ア) 避難を必要とする理由
- (イ) 避難の対象となる地域
- (ウ) 避難先（緊急避難場所、避難所）
- (エ) 避難路
- (オ) その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）

イ 市は、避難情報を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

ウ 周知の手段

- (ア) 防災行政無線端末による周知
- (イ) 広報車による広報、サイレンの吹鳴
- (ウ) ホームページ、中讃ケーブルビジョン、マスコミ各社の利用
- (エ) 県防災情報システム（防災情報メール）Lアラート（災害情報共有システム）
- (オ) 緊急速報メール（エリアメール）の配信
- (カ) 電話等の利用 → （自治会長等）

エ 避難情報の信号

(ア) 避難指示

災害により危険区域内の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせる信号

は、次のとおりとする。

【基本】

避難指示の発令地域に、防災行政無線で拡声放送する。

【必要により】

警鐘信号 ○——○——○——○——○——○——○ (乱打)

サイレン信号 ————— ————— —————
(余いん防止付) 約1分吹鳴 約1分吹鳴 約1分吹鳴
約5秒休止 約5秒休止

(イ) 緊急地震速報

サイレン信号 ————— ————— ————— 15回繰り返し
(余いん防止付) 1秒吹鳴 1秒吹鳴 1秒吹鳴
約1秒休止 約1秒休止

オ 市は、必要に応じ避難に関する放送を県に要請し、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオ並びにインターネットによる放送を要請する。

なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に次の事項を明らかにして放送を要請する。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

2 避難誘導

市は、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。

その際、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達や、装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての「退避のルール」を定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、必要に応じて「退避のルール」の見直しに努める。

但し、大規模な地震が発生した際、消防機関は、倒壊家屋からの救出や火災の消火活動等に資源を集中することから、避難誘導ができない場合もあるので、自治会、町内会、職場、学校、自主防災組織等を単位として独自に避難することが望ましい。

(1) 避難誘導

防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の市民等に逃げ遅れがないよう、自治会、町内会、職場、学校、自主防災組織等を単位とした避難誘導を行う。特に高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者を優先して緊急避難場所に誘導する。

(2) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(3) 避難経路

ア 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

イ 学校、事業所等その他多数に人が集まる場所において避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

3 避難方法

市民は、次の要領で避難する。

(1) 津波からの避難

津波が予想される時は、一刻も早く、津波浸水想定区域外へ避難する。

この際、時間的余裕がない場合、あるいは要配慮者など避難に時間がかかることが想定される場合は、最寄りの指定された津波避難ビルに避難する。

但し、大規模な地震が発生した際には、停電により津波避難ビルのエレベーター等は使用不能となることが想定されるため、避難行動要支援者を津波避難ビルの2階へ避難させるためには、多数の避難支援等関係者が必要となることを考慮しなければならない。

(2) 火災からの避難

地震の二次災害による火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路を使用して、緊急避難場所へ避難する。

(3) 避難にあたっての留意事項

- ア 避難は、高齢者、障害者など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難する。
- イ 避難は、原則として徒歩で行い自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。但し、停電等により、津波避難ビルの2階への避難が困難な場合において、避難行動要支援者を自動車により避難させることの是非について検討していくものとする。
- ウ 自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

4 指定緊急避難場所

- (1) 市の指定緊急避難場所は、東汐入川けんこう公園を除いて指定避難所と同一施設であり、発災当初から指定避難所として開設する。
- (2) 地震動により、土砂災害やため池堤防の決壊のおそれがある場合は、土砂災害やため池決壊の影響の無い指定避難所及び東汐入川けんこう公園（指定緊急避難場所）を開設・開放して、市民に立退き避難を呼びかける。

5 津波避難ビル

- (1) 本部事務局は、津波避難ビルの管理者に対し、市民が津波からの緊急避難する旨を連絡するとともに、市民の当該ビルへの緊急避難の受入れを依頼する。
- (2) 津波避難ビルへの職員の派遣要領及び派遣担当課は、「丸亀市職員初動マニュアル」で定める。

6 指定避難所の開設

(本部事務局、職員課、人権課、税務課、子育て支援課、福祉課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、生涯学習課(図書館)、クリーン課、文化課、教育部(総務課、学校教育課、幼保運営課))

大地震が発生し、基本的に地震、津波浸水、土砂災害、ため池決壊等による建物の安全上等の被害がない全ての指定避難所を開設する場合を記述する。

(1) 全般

指定避難所の開設・運営は、市職員、施設管理者及び自主防災組織が協力して実施する。

指定避難所の開設・運営要領は、「丸亀市避難所運営マニュアル」で定める。

(2) 市職員の派遣

指定避難所への職員の派遣要領及び派遣担当課は、「丸亀市職員初動マニュアル」で定める。

(3) 指定避難所の開錠

当該施設の施設管理者、事前の取り決めで鍵を預かっている自主防災組織役員又は市で保管している鍵を使用して市派遣職員により開錠する。

(4) 施設の安全点検、ライフラインの確認

ア 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

イ ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 指定避難所内のエリア設定

ア 地域コミュニティを考慮した居住スペースの配置とする。

イ 要配慮者の専用エリアを設定する。

ウ 女性等のプライバシー、安全に留意する。

エ 衛生面に留意しつつ、ペットの収容エリアを設定するように努める。

(6) 避難者の受入

ア 入り口に受付を設置して避難者名簿に記入してもらい避難者を把握する。

イ 要配慮者を把握して専用エリアに案内するとともに、必要な者は福祉避難所や医療機関への移送措置等を行う。

(7) 避難者の現況把握

ア 市は、自治会、自主防災組織、避難者等の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、自治会、町内会別等避難者数を把握して避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるとともに、地域住民特に要配慮者の安否確認を行う。

イ 民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(8) 要配慮者のため福祉避難所を開設するものとする。

(9) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(10) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

(11) 指定避難所開設の優先順位等

ア 指定避難所として開設する優先順は、各コミュニティセンター、市立小・中学校、市立保育所・幼稚園とし、県立の施設、国等の施設は、市の施設で避難者が収容しきれない場合に開設する。

イ 学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、一般教室は努めて使用しない。

また、代替施設の確保に努めるなどにより、できるだけ早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

ウ 必要な場合は、補助的避難所の活用及び旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、必要な避難所の確保に努める。

適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

(12) 指定避難所開設時の処置

ア 市は、速やか開設した指定避難所を周知し、避難者を誘導・保護する。

イ 市は、次の事項を直ちに県に報告する。

(ア) 指定避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

7 指定避難所の運営

(税務課、福祉課、人権課、子育て支援課、健康課、生活環境課、市民課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課）、綾歌・飯山市民総合センター)

(1) 全般

ア 指定避難所の運営は、市職員、施設管理者及び自主防災組織が協力して、「丸亀市避難所運営マニュアル」に基づいて実施する。

イ 出来るだけ早期に住民による自主運営体制に移行する。

ウ 避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営するよう努めるものとする。

エ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することに努めるものとする。

(2) 避難者名簿の作成

市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。

(3) 避難者自身での役割分担

基本的に避難者が分担して情報伝達、食料・物資の配布、清掃等を行う。

(4) 食料・物資の配布

ア 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

イ 食料・物資は、各指定避難所からの避難者数等の報告・要請に基づき、市災害対策本部で準備し配布する。

(5) 良好な生活環境の確保

ア 照明、換気、食事、トイレの設置、プライバシーの確保及び各種情報の伝達に留意する。

イ 高齢者、障がい者等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ、社会福祉施設及び病院等との連携を図る。

ウ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、市は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

エ 避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合は、警察官を配置する。

(6) 避難者の健康・保健衛生管理

ア 保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施する。

イ 所要の避難所内、又はその周辺に応急救護所を設置する。

ウ マスクの着用、手洗いの徹底、トイレの消毒等により、感染症予防、食中毒予防に留意する。

(7) 専門家等との定期的な情報交換

市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

8 指定避難所の統廃合・閉鎖

(1) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、指定避難所の早期解消に努める。

(2) 市は、地震情報、ライフラインの復旧状況、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況、指定避難所への避難人数等を勘案し、逐次、指定避難所を統廃合・閉鎖する。

(3) 学校においては、教育再開のため教室の復旧を優先する。

9 指定避難所外避難者への配慮

(1) 市は、在宅避難者、車中避難者等の指定避難所外避難者に対して、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(2) 指定避難所外避難者に対する食料等の物資及び情報の提供等は、基本的に指定避難所外避難者を指定避難所の避難者名簿に登録して、当該指定避難所を通じて実施する。

(3) 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力するとともに、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

10 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

11 広域一次滞在

市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

12 在宅の要配慮者対策（福祉課、高齢者支援課、健康課、防災課）

(1) 市は、地震災害発生直後、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障害者、難病患者等について「避難行動要支援者名簿」などを利用するなどして、自力で避難することが困難で特別の支援を必要とし、居宅に取り残された要支援者の円滑かつ迅速な発見に努め、援護活動を図る。

(2) 市は、要支援者を発見した場合には、避難所への移動、避難所や居宅での生活が不可能であると認められるときは本人の了解を得て緊急入所施設等への入所措置、居宅での生活が可能場合には在宅福祉ニーズの把握等を行う。

(3) 市は、県等の応援を得ながら、避難所に移動した要配慮者に対し、速やかに組織的・継続的な要配慮者特有の保健福祉サービスの提供を開始できるよう努める。

そのため、地震災害発生後、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

13 障害者に係る対策（福祉課）

(1) 市は、障害者に係る対策として、次の点に留意しながら行うものとする。

ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障害者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車いす、障害者用携帯便器等障害の状態に対応した機器や物資等の提供

ウ ガイドヘルパー等障害者のニーズに応じたマンパワーの派遣等

(2) 市は、在宅の被災障害者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な提供を行う。

14 児童に係る対策（子育て支援課）

市は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

(1) 避難所の管理者・リーダー等を通じ、避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について把握するとともに、児童相談所に通報する。

(2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

15 要介護者等の福祉施設における緊急受入れ（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課）

(1) 地震災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応するものとし、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行う。

(2) 市は、管内施設の受入可能状況を把握し、県に報告する。

(3) 市は、要介護高齢者、障害者、要保護児童、母子等の要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ、適切な処置を行う。

(4) 社会福祉施設の管理者は、平常時から地震災害時の受入可能人数を検討、把握する。

(5) 社会福祉施設の管理者は、要入所者を極力受入れられるようオープンスペースの活用等を積極的に図るとともに、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い避難者を優先し、施設への受入れに努める。

(6) 社会福祉施設の管理者は、施設の受入可能状況について市及び県へ逐次報告を行う。

16 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策補足編(令和2年7月)」に定める。

この際、特に以下を重視する。

ア 受付でのチェックシートによる健康状態の確認及び体温測定

イ 避難者間の十分なスペースの確保：世帯間で概ね2m(最低でも1m)以上

ウ 十分な間隔を確保できない場合は、パーティションの設置に努める。

エ マスクの着用、手洗い、せきエチケットの徹底を周知

オ 定期的な換気：1時間に2回程度

カ ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等の定期的な消毒

キ 保健師等と連携した定期的な健康チェック

ク 発熱等の症状のある人が出た場合の専用スペースの確保及び保健師・市と連携した対応

(2) 3密防止及び感染者対策のための避難所の拡大

ア 学校は、居住エリアとして体育館以外に教室等を使用する。

イ 必要により補助的避難所及びホテル等を活用する。

ウ 必要により新型コロナウイルス感染者専用避難所を設置する。

(3) 市民への避難要領等の周知

ア 市民に対し、自宅が安全な場合は在宅避難及び安全な地域にある親戚・友人宅への避難についても検討するように周知する。

イ 市民に対し、避難に際して、通常の非常持ち出し品の他に、マスク、手指消毒液、体温計の携行を周知する。

(4) 指定避難所への物資の配布

指定避難所に、市で備蓄しているマスク、消毒液、体温計、パーティション等を配布する。

※ 資料編

II - 13 「避難情報の実施」

IV - 7 「災害時における避難所の使用・利用に関する申し合わせ・協定」

VI - 11 「避難施設等一覧表」

第15節 食料供給計画

地震災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、市民課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター、
教育部総務課

1 食料の調達（事務局、市民課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 市は、予め供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
市は、被災者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、指定避難所以外で炊事ができない者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努め、食料保有者から緊急食料を調達する。
また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
なお、配給対象者、配給のために支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法に定める基準に準じて行う。
- (2) 市は、二次（地域）物資拠点（市民球場）を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (3) 調達要領
 - ア 一般主食は、原則として、予め供給協定を締結した米穀販売業者の手持量の立替引渡しを受け、事後において市から県に応急食料を請求し、立替業者に返済する。
 - イ 乾パンは、県備蓄の乾パンの引渡しを受ける。
 - ウ 主食でなお不足する場合は、製造業者に生パンの必要数量を連絡し、緊急に製造する。
 - エ 副食は、各青果物取扱業者から購入する。
 - オ 燃料は、各燃料取扱業者から購入する。
- (4) 県は、必要に応じ、又は市から要請があったときは、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、予め供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。

2 炊出しその他による食料の供給（教育部総務課）

- (1) 対象者
 - ア 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
 - (ア) 指定避難所に避難している者
 - (イ) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (ウ) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - イ 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ウ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品
 - ア 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - イ 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ウ 乳児に対しては、粉ミルク、液体ミルクを供給する。
- (3) 炊出しの実施
 - ア 市は、学校給食センター、指定避難所又はその付近の適切な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

イ 市は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、市から要請があれば、次の措置を行う。

(ア) 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。

(イ) 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。

(ウ) 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣については、関係団体に対し協力を要請する。

(エ) プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

(オ) 自衛隊に対して派遣要請を行う。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう、努めるものとする。

※ 資料編

IV - 14 「災害時における救援物資等の提供に関する協定」

第16節 給水計画

地震災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、水道施設の被害状況に基づいて避難者や断水地域の把握を行い、水道施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料水が確保できない場合は、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、香川県広域水道企業団、生活環境課

1 給水の確保等（本部事務局、香川県広域水道企業団、生活環境課）

- (1) 香川県広域水道企業団は、被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水拠点へ給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 市及び県は、家庭用井戸水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施（本部事務局、香川県広域水道企業団）

- (1) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
 - ア 水道施設に被害がない場合は、水道水の供給を継続する。
 - イ 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ウ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。給水拠点での給水は、市民自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域にあつては、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。
給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。この際、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - エ 市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- (2) 市は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ア 応急給水を実施する場所を決定し、香川県広域水道企業団に飲料水等の輸送を依頼する。
 - イ 香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ウ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - エ 市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
- (3) 県は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
 - ア 市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - イ 香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ウ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
 - エ 自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避

難者に対しても供給されるよう努める。

第17節 生活必需品等供給計画

地震災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、急場をしのげない被災者に対して、生活必需品の供給又は貸与を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、福祉課

1 生活必需品等の調達（福祉課）

市は、原則として予め供給協定を締結した市内の民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して次の事項を示して調達又は斡旋を要請する。

- (1) 必要な生活必需品の品目及び数量
- (2) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (3) その他参考となる事項

物資供給の対象者、配給品目、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

2 生活必需品等の配分（本部事務局、福祉課）

- (1) 対象者は、次のとおりとする。

ア 地震災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 地震災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

ア 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

イ 外衣 洋服、作業着、子供服等

ウ 肌着 シャツ、パンツ等の下着

エ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等

オ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

カ 食器 茶碗、皿、はし等

キ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等

ク 光熱材料 マッチ、プロパンガス等

- (3) 市は、避難所の収容人員を確実に把握した上で配給品目、数量等を決定して配分計画を作成し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。

- (4) 市は、二次（地域）物資拠点（市民球場）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

- (5) 市は、物資の配分にあたっては、事前に地域住民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。

- (6) 市は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

- (7) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

- (8) 県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

- (9) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※ 資料編

IV - 14 「災害時における救援物資等の提供に関する協定」

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、福祉課、高齢者支援課、生活環境課、農林水産課、幼保運営課、危機管理課、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、綾歌郡薬剤師会

1 防疫対策（健康課、生活環境課、危機管理課）

市は、被災後、速やかに、防疫班を編成し、状況に応じた防疫活動を行うとともに、県の指示により必要な防疫措置を実施する。

- (1) 県は、被災地の状況を把握するとともに、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新感染症（以下「感染症等」という。）の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、必要な調査を実施し、当該感染症等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対して健康診断を行う。必要に応じ、四類感染症、五類感染症についても、積極的疫学的調査を行う。
- (2) 感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると県が認めたときは、県の指示を受けて市は、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。
- (3) 市及び県は、感染症等が発生したときは、速やかに発生状況、防疫対策等について広報、啓発を行う。
- (4) 県は、感染症等が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関（緊急やむを得ない場合は知事が適当と認める医療機関）に入院勧告等を実施するとともに、(2)と同様な措置を講じる。
- (5) 県が感染症予防上必要と認めたときは、市は県の指示により、臨時の予防接種を実施する。
- (6) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。
県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。
- (7) 市民は、飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、地域周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、感染症の発生を防止する。
- (8) 市は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、健康課と危機管理課が連携して、発熱等病状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康課は、危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。

2 保健衛生対策（健康課、福祉課、高齢者支援課、幼保運営課）

(1) 保健医療福祉活動の総合調整

必要に応じて、市災害対策本部に丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なうものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎4階とする。

(2) 健康相談等

ア 市は、県と連携し、定期的に保健師等による避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ 市は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(3) 精神保健相談等

ア 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

(ア) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

(イ) 子ども、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

(ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

(エ) ボランティアなど救護活動に従事している者

(オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関及び他の都道府県に対して、応援要請を行う。

(4) 栄養相談等

ア 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、市保健福祉センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

(ア) 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導

(イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

(ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導

(エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

(オ) その他必要な栄養相談・指導

イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3 食品衛生対策（健康課）

(1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

4 薬剤及び資機材の備蓄、調達（生活環境課）

(1) 市は、応急救護所等で使用する防疫用薬剤及び資機材を調達確保する。

(2) 市は、防疫用医薬品、資材等が不足したときは、卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

※ 資料編

VI - 8 - (1) 「精神科医療機関」

第19節 廃棄物処理計画

地震災害時において、大量に発生するごみ、災害廃棄物及びし尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、市民生活の確保を図る。

《実施担当》

本部事務局、生活環境課、クリーン課、下水道課

1 処理体制（本部事務局、生活環境課、クリーン課）

- (1) 市は、県の行う地震に伴う被害想定等に基づき、ごみ及び災害廃棄物の排出推定量を定め、廃棄物の応急処理計画を作成する。
応急処理計画には廃棄物等の処理のための連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等が含まれる。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況を迅速に把握し、復旧措置を行うとともに、被害状況に応じ、応急処理計画を適宜に修正する。
- (3) 市は、応急処理計画に基づき、自治会、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (5) 市民、自治会、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法（生活環境課、クリーン課、下水道課）

(1) ごみ処理

ア 市

- (ア) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、市民に周知する。
- (イ) 自治会等に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から市が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (ウ) 自治会等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、予め選定した処理場に運搬、処理する。
- (エ) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、市が直接仮集積場及び処分場に運搬する。
- (オ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に收拾処理する。この際、消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を市民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (カ) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。処分は、原則として焼却処分とし、不燃性又は焼却できないものは埋立処分する。
- (キ) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

イ 自治会等

- (ア) 地域ごとに、市民が搬出するごみの仮置場を選定し、市民に周知する。
- (イ) 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理を行う。
- (ウ) ごみは定められた日時に、市の協力を得て、仮置場より仮収集場へ運搬する。

ウ 市民

- (ア) 自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出する。
- (イ) ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

(2) し尿処理

ア 市

- (ア) 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について市民に周知する。
- (イ) 市民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、予め、仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- (ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。
- (エ) し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- (オ) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道課と調整する。

イ 自治会等

自治会等を中心に仮設トイレの設置及び消毒を行う。

ウ 市民

市からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレ等を使用する。

(3) 産業廃棄物処理

ア 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。

イ 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

ア 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

ウ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

エ 石綿など有害な廃棄物に関する処理方針を定める。

3 災害廃棄物処理計画の策定

(1) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、発生量予測等の基礎的データ及び災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等を示した「大規模災害時における災害廃棄物処理計画」により、適性かつ迅速に処理を行う。

(2) 市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 廃棄物処理施設の復旧（クリーン課）

(1) 市

ア 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。

イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。

ウ 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、市民、県及び関係団体に、速やかに通知する。

また、復旧の時期についても、随時、市民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

(2) 産業廃棄物処理施設設置者

産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

5 住民への周知

市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

6 倒壊家屋の解体

(1) 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) 市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

※ 資料編

VI - 8 - (2) 「一般廃棄物処理施設」

(3) 「一般廃棄物収集車両」

(4) 「緊急時トイレ兼用マンホール設置状況」

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

地震災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、福祉課、市民課、防災課、消防団

1 遺体の搜索（消防本部（防災課）、消防団）

（1）市は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。

（2）遺体の搜索は、警察、高松海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は船艇器具等

エ その他必要な事項

2 遺体の処置等（福祉課、市民課）

（1）市は、遺体について、医療救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

（2）警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。

（3）市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（4）市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬ができない場合等においては、適切な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬（市民課）

（1）市は、地震災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。

（2）市は、棺、骨つぼ等の埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

（3）市は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は遺体の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプターの数等を示して、県に応援を要請する。

県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

※ 資料編

VI - 8 - (5) 「火葬場一覧（公営）」

第21節 住宅応急確保計画

地震災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、入居に際して利便を図る。

《実施担当》

本部事務局、税務課、建設課、住宅課

1 被災住宅の調査（税務課、住宅課）

(1) 市は、地震災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における市民の動向及び市の住宅に関する要望事項
- ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- オ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 市が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設（住宅課）

災害救助法が適用された場合、県は、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、宅地建物取引業者の媒介により民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定するものとする。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、県は、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

市は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 住宅の応急修理（住宅課）

災害救助法が適用された場合、県は、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知する。

(1) 応急修理の内容

ア 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、次により緊急の修理を行う。

イ 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の部分の修理を行う。住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の応急修理を行う。

(2) 対象の選定

応急修理の対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(3) 修理方法

応急修理は、建築事業者団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(4) 修理範囲

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、市の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去（本部事務局）

(1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 市は必要に応じて県に応援を要請する。

(3) 状況に応じ、これを市において実施するよう通知する。

県は、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊等の協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用

市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

6 民間賃貸住宅の借り上げ

県は、市及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として、民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、県からの会員業者（(公社)香川県

宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部)の情報を提供する。
被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

8 応急仮設住宅以外の収容施設

市は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティセンター、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定する等適切な措置を行う。

※ 資料編

IV - 9 「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」

第2 2節 社会秩序維持計画

地震災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、秘書政策課、丸亀警察署、高松海上保安部

1 市民への呼びかけ（広聴広報課、秘書政策課）

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 陸上における防犯（丸亀警察署）

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

3 海上における防犯（高松海上保安部）

高松海上保安部は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締り等を行い、速やかな安全確保に努める。

第23節 文教対策計画

地震災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）

1 児童生徒等の安全確保（学校教育課）

- (1) 市及び県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、地震災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等に対し避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、教育委員会等に報告する。

イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じるとともに、保護者等と連絡をとり、学校としての今後の措置等を伝える。この際、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

2 学校施設・設備の応急措置（教育部（総務課））

- (1) 公立学校等の校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な体制を確立する。
また、私立学校等においても、可能な限り同様の対応に努力する。
- (2) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (3) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施（学校教育課）

学校等の施設・設備等が地震災害により被災したときは、教育施設が使用可能な場合及び不可能な場合の措置等を明確にして、可能な限り応急教育を実施し、教育活動の維持・推進を図る。

応急教育は、施設・設備の被災程度、復旧の状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して実施し、市は、所管する学校等を指導及び支援し、応急教育に関する対応を促進する。

(1) 教育施設が使用可能な場合の措置

ア 校長等は、教育活動再開にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと丸亀市教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。

イ 校長等は、教職員を掌握するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者等に連絡する。

ウ 校長等は、教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期するよう留意し、指導にあたっては、地震災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点をおくようにする。

(2) 教育施設が使用不可能な場合の措置

ア 校長等は、災害復旧にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと丸亀市教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。

イ 校長等は、学校管理に必要な教職員を確保するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者等に連絡する。

ウ 校長等は、教職員を動員し、施設・設備の応急復旧を行い、授業再開に努める。

エ 校長等は、応急教育計画に基づく教育活動を学校等及び地域の復旧状況に即して行う。学校等に児童生徒等を収容しきれない場合は、丸亀市教育委員会等に連絡をし、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。

また、避難所に学校等を提供したため、学校等が使用不可能な場合は、丸亀市教育委員会等に連絡し、他の公共施設の確保を図り、速やかに授業の再開に努める。

オ 校長等は、他地域へ避難した児童生徒等について応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(1)ウに準じた指導を行う。

カ 校長等は、災害復旧状況の推移を十分把握し、丸亀市教育委員会等と緊密な連携のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その実施時期については、速やかに保護者等に連絡する。

(3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うように努める。

4 就学援助等（教育部（総務課、学校教育課））

(1) 授業料の減免等

市は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の給与

市は、災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受け、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行う。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行う。

(3) 学校給食の実施

市は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校等又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努める。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意する。

エ 物資確保については、市及び県学校給食会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努める。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

(1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者等の有無、被害状況の把握に努める。

(2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。

(3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行う。

6 文化財の保護（文化財保存活用課）

（1）被災時の応急措置

国・県・市指定文化財の所有者又は管理者は、地震、津波により被害が発生したときは、速やかに丸亀市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

（2）被害状況の調査

被害状況の調査は、丸亀市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

（3）復旧対策

県教育委員会は、丸亀市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策（文化財保存活用課）

（1）丸亀市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

（2）市及び県教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第2 4 節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、地震災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、予め被害状況の把握及び応急復旧を行う体制・資機材を整備するとともに、特に、人命に関わる重要施設に対しては早期に復旧できる体制等を強化し、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、クリーン課、都市計画課、建設課、農林水産課、幼保運営課、中讃ケーブルビジョン（株）、四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株）

1 道路施設（建設課）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定されている路線等を優先する。

2 河川管理施設（都市計画課、建設課）

(1) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

(2) 河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ、水門、陸こう等を閉鎖し、工事中の場合は工事の中断等の措置を構じる。

3 港湾及び漁港施設（建設課）

(1) 海岸管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

(2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ、水門、陸こう等を閉鎖し、工事中の場合は工事の中断等の措置を構じる。

4 海岸保全施設（建設課、農林水産課）

(1) 海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

(2) 海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合にのみ水門、陸こう等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を構じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（都市計画課、建設課）

市及び県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や市民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設（農林水産課）

市及び県は、治山施設、林道施設について、地震災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

- 8 鉄道施設（四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株））
鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。
また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。
- 9 病院、社会福祉施設等公共施設（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、幼保運営課）
市は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、地震災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。
- 10 廃棄物処理施設（クリーン課）
（1）市は、地震災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の早期の確立、仮集積場の迅速な選定等を行う。
（2）県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。
（3）市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。
なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。
- 11 放送施設（中讃ケーブルビジョン（株））
（1）放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
（2）放送事業者は、県、市と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用にも努める。
また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。
- 12 海域関連施設
市又は県は、津波により、大量のごみや流木等が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう市、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

※ 資料編

- IV - 4 「鉄道災害時の安全対策に関する覚書」
- 12 「災害時における放送要請に関する協定」

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、地震によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、下水道課、香川県広域水道企業団、四国電力送配電（株）
四国ガス（株）、西日本電信電話（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社

1 電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所）

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 地震災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想される時又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店）

- (1) ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、市民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。

今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、市民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設（西日本電信電話（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社）

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、地震災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - エ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。
- (4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要

請するものとする。

4 水道施設（香川県広域水道企業団）

- (1) 香川県広域水道企業団は、地震が発生したときは、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関に状況を報告する。
 - ア 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - イ 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ア 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - イ 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - ウ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。
また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- (3) 市は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要なに応じて協力する。
- (4) 香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5 下水道施設（下水道課）

市は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管きよ施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きよの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。
施設からの漏水や薬品、消化ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。
これらの施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜、ため池等に対して、的確な応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター

1 農業用施設等に対する応急措置

各施設の管理者は、地震発生後速やかに管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 市は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は、県種子協会に対し、転用種子などの再播種用種子の確保について斡旋指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努める。
- (3) 市、農業団体等は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県と密接に連携して防除指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 市は、畜産関係の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもとに行うほか、次の関係機関の協力を求める。
 - ア 農業共済組合
 - イ 農業協同組合
 - ウ 開業獣医師
- (2) 市は、家畜の診療について、必要に応じて西部家畜保健衛生所等が実施する場合に協力するが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療員詰所を設け、係員を常時待機させ、診療に協力する。
- (3) 市及び畜産関係団体は、県が家畜及び畜舎の被害状況を把握し、地震災害時の家畜の管理について行う指導に協力する。
- (4) 市は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、県が行う家畜等の消毒、予防注射等に協力する。
また、家畜伝染病が発生したときは、県が行う家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 市、森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う際に協力する。
- (2) 市、森林組合等は、県が森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫等の防除等について、必要な技術指導を行う際に協力する。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。
 - ア 管内漁業協同組合
 - イ 海上保安部
 - ウ 保健所
 - エ 警察署
- (2) 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (3) 市、漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。
- (4) 市は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し、調達を要請する。

6 ため池施設（農林水産課）

ため池等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報する。
ため池施設が被災した時は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等の浸水被害の発生、拡大を防止する応急措置を講じる。
また、市に対し、必要に応じ市民に避難の指示をするよう要請する。
さらに、被災施設の重要度等を勘案し、また市との協議を行い、応急復旧工法を検討して、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を実施する。

第27節 二次災害防止対策計画

地震の被害¹⁰を最小限にとどめるため、地震又は降雨等による水害・土砂災害や地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。

《実施担当》

本部事務局、生活環境課、都市計画課、建設課、住宅課、農林水産課、市施設所管課

- 1 土砂災害対策（本部事務局、建設課、市施設所管課）

市及び県は、地震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により土砂災害警戒区域等の応急危険度判定を行う。

その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。
- 2 被災建築物等への対応（都市計画課、建設課、住宅課）
 - (1) 市は、被災した建築物や宅地等について、地震による建物の倒壊や宅地の崩壊等により、人命に係わる二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定を行い、市からの支援要請を受けた場合には、県は各判定士の派遣等により、積極的に市町の活動を支援する。
 - (2) その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
 - (3) 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、付属物の落下等の危険がある建物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかない。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努める。
 - (4) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 3 高潮、津波等の対策（建設課、農林水産課、市施設所管課）

市、県等は、高潮、津波、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事等、必要な応急対策を行うとともに、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。
- 4 環境汚染への対策（生活環境課）

市は、県から事業所等の有害物質の漏えい及び石綿の飛散による大気汚染、水質汚濁についての情報が提供された場合は、周辺地域の市民に対して広報するとともに、必要な処置を行う。

¹⁰ 地震発生時の被害ではなく、地震、地震発生後の降雨等により発生する被害を指す。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、市民課、生活環境課、消防本部（総務課、予防課、防災課）、消防団、市施設所管課
--

- 1 事業者の応急対策（生活環境課、消防本部（総務課、予防課、防災課））
 - (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
 - (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
 - (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

- 2 市の応急対策（本部事務局、税務課、健康課、生活環境課、市民課、消防本部（総務課、予防課、防災課）、消防団）
 - (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。また、危険区域を指定して、警察、県等の関係機関と協力して交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
 - (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
 - (3) 負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出勤を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
 - (4) 事故発生地及びその周辺地域の市民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。
 - (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急停止命令等の適切な応急対策を講じる。
 - (6) 被害の規模が大きく、市で対処できない場合は、県又は他の市町に応援を要請する。
また、必要に応じて、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

- 3 石油類等の危険物施設の応急措置（消防本部（総務課、予防課））
 - (1) 緊急点検の実施
市は、危険物施設等の関係事業者に対し、地震が発生した場合には、次の項目について関係施設の緊急点検を直ちに実施するよう指導する。
なお、市は、震度4以上の地震の場合は、緊急点検の実施結果を、実施後直ちに消防本部に対し報告するよう指導する。
 - ア 危険物等の漏えいの有無
 - イ 関係施設の損傷の有無
 - ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
 - エ その他必要な事項
 - (2) 異常現象発生時の応急措置
危険物施設等の関係事業者は、地震発生時には上記緊急点検を直ちに実施するとともに、その結果等により、危険物等による火災、危険物等の漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講ずるとともに、その旨を消防本部、警察署等の関係行政機関に通報する。
関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、直ちに消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難情報の発令、避難誘導等の応急対策を講じるとともに、消防本部は事故等の状況を県に報告する。

なお、消防本部は、状況に応じて消防法第12条の3の規定に基づく緊急使用停止命令等の措置を遅滞なく行うとともに、県に速やかに報告する。

4 高圧ガス施設の応急措置（消防本部（総務課、予防課））

(1) 異常現象発生時の応急措置

高圧ガス施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の緊急点検を実施するとともに、その結果等により、可燃性ガス等による火災、ガスの漏えいその他の異常現象を発見した場合は、直ちに、地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

ア ガスの漏えいの有無

イ 関係施設の損傷の有無

ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無

エ その他必要な事項

(2) 関係行政機関は、上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難の指示等、避難誘導等の応急対策を講ずる。

5 火薬類施設の応急措置（消防本部（総務課、予防課））

(1) 異常現象発生時の応急措置

火薬類施設の関係事業者は、地震発生時には、直ちに次の緊急点検を実施する。

ア 火薬庫等の損傷（警報装置等を含む）の有無

イ その他の関係施設の損傷の有無

ウ 火薬類の盗難、変質等の異常の有無

エ その他必要な事項

点検の結果、火薬庫の損傷、火薬類の盗難、紛失、変質、その他の異常現象の発生を把握した場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を消防本部（火薬類に係る爆発若しくは火災の発生又はその恐れがある場合に限る。）、警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

(2) 関係行政機関は、事業者から上記通報を受けた場合は、消火活動等の被害拡大防止措置、救急救助活動、広報活動、避難の指示等、避難誘導等の応急対策を講ずる。

6 毒物及び劇物施設の応急措置（本部事務局、消防本部（総務課、予防課））

市は、被害状況の把握に努め、必要に応じ市民に対し避難情報の発令を行う。

(1) 毒物劇物製造業者等は、施設及び設備等の被災状況を把握し、関係機関にその状況を連絡するとともに毒物及び劇物の漏えい、流出の拡大を防止する。

(2) 毒物劇物製造業者等は、関係機関と連携し、自衛消防組織により、毒物及び劇物による火災発生を防止する。

7 放射性物質等その他の施設の応急措置（消防本部（総務課、予防課））

市は、放射性物質等その他の危険物の貯蔵、取扱施設の関係事業者に対し、地震が発生した場合、これら特殊な危険物の貯蔵、取扱施設についての異常の有無を点検するとともに、異常が発見された場合は、直ちに地震災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を警察署等の関係行政機関に通報するよう指導する。

※ 資料編

VI - 3 - (1) 「危険物施設」

(2) 「高圧ガス関係事業所」

(3) 「火薬類関係事業所」

(4) 「毒物劇物営業者」

第29節 ボランティア受入計画

地震災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、広聴広報課、福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会

1 受入体制の整備

- (1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。
- (2) 県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと市の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (3) 市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を開設し、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (4) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (5) 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ア 災害ボランティア情報の収集、発信
 - イ ボランティアと県等との連絡、調整
 - ウ 活動資材の調整
 - エ 災害ボランティア支援センターへの支援
 - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

- (2) 災害ボランティアセンターの主な役割
 - ア 被災地のボランティアニーズの把握
 - イ 被災地へのボランティアの派遣
 - ウ 災害ボランティア情報の収集・発信
 - エ ボランティアと市等との連絡、調整
 - オ 災害ボランティアへの対応
 - カ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(3) ボランティアの活動

- ア 救援物資等の整理、搬送
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 炊出し
- エ 応急手当
- オ 交通案内
- カ 安否調査
- キ 医療救護活動
- ク 避難所での世話
- ケ その他

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種協力要請などを行う。

第30節 要配慮者応急対策計画

地震災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市及び関係機関は、地域住民、自治会、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった、要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、秘書政策課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、市民課、防災課、幼保運営課、綾歌・飯山市民総合センター

- 1 高齢者、障害者、難病患者等対策（福祉課、高齢者支援課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター）
 - (1) 市は、地震災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
保健所は、難病患者への対応のため、市と連携を図る。
 - (2) 市は、援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所等の措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
 - (3) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。
また、車いす、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
 - (4) 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
 - (5) 市及び県は、地震災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等、情報伝達手段を確保する。
また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
 - (6) 市は、被災により居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- 2 児童対策（子育て支援課、幼保運営課）
 - (1) 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
 - (2) 市及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
 - (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
 - (4) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。
- 3 外国人対策（秘書政策課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター）
 - (1) 市は、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
 - (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、地震災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人

は、行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。

- (3) 市は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握する。
- (4) 県は、市からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請する。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。
- (6) 市は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応（福祉課、高齢者支援課）

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、市町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保等、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム(DWAT)

- (1) 市は、大規模災害が発生した場合、必要により、県にDWATの派遣要請を行う。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援
 - ⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項（秘書政策課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、市民課、幼保運営課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した災害時要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 避難準備（要配慮者避難）情報の伝達や、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力等による円滑かつ迅速な避難誘導
- (3) 避難所での健康状況の把握
- (4) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (5) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、液体ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (6) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (7) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (8) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (9) 応急仮設住宅への優先的入居
- (10) 高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等
- (11) 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

第3 1 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多く生ずることが予想される。

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

《実施担当》

本部事務局、生活環境課、農林水産課

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講ずるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるとともに、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力支援する。

また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

《実施担当》

全課

1 原状復旧

- (1) 市は、予め定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 市又は県は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (6) 市は、市長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (7) 市及び県は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 市は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障害

者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市は、地震に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

市は、津波に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地使用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビルを含む）等、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。
- (4) 市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実体把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方自治体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度の地震災害防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

《実施担当》

全課

1 災害復旧事業の種別

市は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 公営住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立医療施設災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査して県に報告し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、罹災証明書の交付、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

この際、被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画し、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（災害ケースマネジメント）を行う。

《実施担当》

本部事務局、税務課、福祉課、市民課、保険課、産業観光課、農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター、市社会福祉協議会
--

1 生活相談（市民課、福祉課、綾歌・飯山市民総合センター）

- (1) 市は、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。
- (2) 市は、被災者等が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 被災証明・罹災証明書の交付（本部事務局、税務課）

(1) 早期交付のための体制の確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、市に映像配信を行うなど、市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、市及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、災害による住家被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

(3) 体制確立に向けた平時の取組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

3 被災者台帳の作成（本部事務局、市民課、福祉課、税務課、保険課）

- (1) 市は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率

的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という）を積極的に作成するものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付状況、被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先等のほか
- (3) 市は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のため内部で利用することができる。
- (4) 市は、被災者台帳の作成に必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (5) 市は、次の各号のいずれにかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という）をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (6) 台帳情報を市以外の者に提供する際、台帳情報の提供を受けようとする者は台帳情報の使用目的など必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉課）

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市の条例等に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市に助言、助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会）

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

6 被災者生活再建支援金の支給（福祉課）

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって市民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

7 税の減免及び納税の猶予等（税務課）

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険税等の減免等（税務課、保険課）

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で次の措置を適切に運用する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を消失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の提示その他実情に即する簡易の確認方法を持って、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

(イ) 事情やむをえないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合にあっては、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険又は損害保険の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払い込みについては、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

オ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

カ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

10 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

香川県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、就職相談及び職業紹介を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにも関わらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料の納付の猶予措置を講じ、また、延滞金や追徴金の徴収免除を行う。

11 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

12 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。これにより得られた情報は、適宜、広報紙等を通じて県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

(4) 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

13 被災中小企業者の復興支援（産業観光課）

(1) 市は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

14 被災農林漁業者の復興支援（農林水産課）

市は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、国・県が行う天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

※ 資料編

VI - 14 - (1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

(2) 「被災者生活再建支援制度の概要」

第4節 義援金等受入配分計画

市及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

《実施担当》

財政課、福祉課

1 義援金等の受付及び保管（財政課）

(1) 市

- ア 市は、義援金・義援物資の受入体制を確立する。
- イ 市に寄託される義援金等は財政課が受付窓口を開設して受け付ける。
- ウ 義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- エ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。
- オ 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(2) 県等

- ア 県は、県に寄託された義援金品及び知事あての見舞金の受付を行い、義援品については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等（福祉課）

(1) 市

- ア 義援金等については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - (ア) 配分方法
 - (イ) 被災者等に対する伝達方法
- イ 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

(2) 県等

- ア 県は、受け付けた義援金の市に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。また、義援物資について、市に対する配分を決定し、市の指定する場所まで輸送し市に引き渡す。
- イ 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市に対する配分を、配分委員会で決定する。

3 義援金・義援物資の募集など

市は、災害により被災したとき、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関等を通じて国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するように努める。

国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行う。

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総 則

1 推進計画の目的

この「地震防災対策推進計画」は、本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（平成26年3月31日内閣府告示第21号）を受けていることから、並びに、南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（平成25年法律第26号）第3条第1項の規定に基づく、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定を受けていることから、南海トラフ巨大地震に伴い発生する地震動、並びに、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章総則「第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」参照

3 南海トラフ巨大地震の特徴

南海トラフ巨大地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つ以上の巨大地震が発生する可能性が高いことである。

本市に直接影響を及ぼす恐れのある南海トラフ巨大地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界における極めて広い領域を震源とする大規模な地震であって、マグニチュード9クラスの大地震である。

南海トラフ巨大地震に伴う、地震・津波の被害想定は、香川県が平成25年3月と8月に公表した。それによる丸亀市の被害は、震災対策編第1章第3節「被害想定」による。

第2節 丸亀市災害対策本部の設置等

1 丸亀市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（東南海地震、あるいは南海地震が単独発生した場合を含む。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに丸亀市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎4階の災害対策本部室とする。

ただし、災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認められた場合は適宜移動する。

(3) 解散

本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき解散する。

2 丸亀市災害対策本部の組織及び所掌事務（震災対策編第3章第1節に準ずる）

(1) 組織及び所掌事務

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長が充たる。

(イ) 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長には副市長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の職にある者を充て、副本部長は、本部長を補佐する。

本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

ウ 災害対策司令部長

災害対策司令部長には市長公室長の職にある者を充て、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の指揮を執る。

エ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(イ) 本部員は、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、市民生活部長、都市整備部長、産業文化部長、消防長、教育部長、議会事務局及びボートレース事業局次長の職にある者を充てる。

オ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、災害対策司令部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議決定する。

(ア) 本部会議の協議事項

- a 災害対応の基本方針に関すること。
- b 動員配備体制の決定に関すること。
- c 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- d 自衛隊の派遣要請の要求に関すること。
- e 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- f 災害救助法の適用要請に関すること。
- g 各部間の連絡・調整事項の指示に関すること。
- h その他重要な災害対策に関すること。

(イ) 本部会議の開催

- a 本部会議は特別な指示がない限り、市庁舎4階の災害対策本部室で開催する。
- b 各本部員はそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を予め本部事務局まで提出しなければならない。
- c 各本部員は必要により課内の所要の職員を伴って、会議に出席することができる。
- d 各本部員は会議の招集が必要と認めるときは、事務局長にその旨を申し出る。
- e 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

カ 本部事務局

- (ア) 災害対策本部の事務を処理するため、本部事務局を置く。
- (イ) 本部事務局の組織及び所掌事務は、「資料編Ⅰ - 3 - 別表第2」のとおりとする。
- (ウ) 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

キ 部

- (ア) 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置く。
- (イ) 各部の組織及び所掌事務は、「資料編Ⅰ - 3 - 別表第2」のとおりとする。
- (ウ) 部長等は、本部長の命を受け、部等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
なお、部長等に事故あるときは、当該部等の総務担当課長の職にある者がその職務を代理する。

ク 出先機関

出先機関は、管内あるいは施設周辺で災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び市民の安全確保等、災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ケ 現地災害対策本部

(ア) 設置

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。設置場所は、本部長が指定する場所とする。

(イ) 解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき、現地災害対策本部を解散する。

(ウ) 構成

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(エ) 所掌事務

- a 地域内の応急対策に関すること
- b 地域内の市民の支援に関すること
- c 地域内の被災状況等、各種災害情報の収集に関すること
- d 災害対策本部との連絡・調整に関すること
- e その他地域内の市民への対応に関すること

(2) 災害対策本部の設置の通知等

災害対策本部を設置したときは、報道機関、ホームページ等を通じて公表するとともに、県、その他防災関係機関にその旨を通知する。

3 動員配備体制（震災対策編第3章第1節2、3に準ずる）

(1) 配備基準

職員は、「資料編Ⅱ - 1 - (2)地震発生等に伴う基準」に基づき、震度又は津波注意報・警報の種類に応じて、災害対策警戒本部、あるいは災害対策本部体制をとる。

(2) 平素の準備

ア 各部各課は、応急救助の実施の円滑を期すため、予め、資材その他災害物資の調達についての計画を立て、地震災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係課との連絡を密にしておく。

イ 物資その他の輸送については、原則として、市有各車両を使用するものとするが、不足の場合は民間の車両を借り上げることができるよう、予め、庶務課において措置しておく。

ウ 職員課長は、災害応急対策活動に支障のないよう、課員の確保及びその配置について、常に必要な措置をしておく。

エ 各部、課長は、各部、課の実情に即して、課員を遺憾のないよう、配置しなければならない。

(3) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

職員課長は、庁内放送、庁内電話及び庁内LANにより、職員の動員を行う。

庁内放送、庁内電話及び庁内LANが使用できないときは、職員課長は課員の使送により、各部総務課長へ動員の伝達を行い、職員の動員を行う。

動員の伝達を受けた各部総務課長は、各課(かい)に伝達し、各課(かい)長は職員及び所管する出先機関に伝達する。

イ 勤務時間外における課員の招集

(ア) 職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員配備の基準により自主参集する。

(イ) 参集にあたっては、参集場所までの被害状況を把握し、これらを「参集途上における被害状況報告書」(第2号様式)により所属の責任者へ報告するとともに、参集をより確実にするため、参集手段として自動車(二輪を除く)を極力使用しないようにする。

(ウ) 道路の寸断等、交通の状況により勤務場所に登庁できない場合は、次により参集する。

a 本庁又は所属する部の出先機関

b 最寄りの避難所

なお、いずれの場所にも登庁することができない場合、その旨を可能な限りの手段を使って、上司又は同僚に連絡する。

(4) 動員の報告

各部総務課長は、出先機関も含めた職員の出勤状況を速やかに把握し、職員課長に登庁人員数等を報告する。

(5) 職員の動員配備と活動

第1次から第3次までの動員配備は、次による。

ア 災害警戒本部体制

災害警戒本部を自動的に立ち上げる。

配備の要員に定められている職員は、遅滞なく所定の配置につき災害応急対策活動に当たることとするが、地震直後の活動は次のように定める。

☆ 地震直後の活動

- ・ 各所において被害の有無を確認、把握する。

☆ 津波への対応

- ・ 市民、漁協、港湾関係者等に津波注意報を伝達し、注意を呼びかける。また、海浜のレジャー客(釣り人、遊泳者等)に対して、避難の伝達を行う。
- ・ 海面の監視等を行い、津波の発生が予想されるときは、市民等に対して、避難の勧告等必要な対応を行う。

イ 災害対策本部体制

全職員は、直ちに所定の配置につき災害応急対策活動に当たることとするが、地震直後の活動は次のように定める。

☆ 地震直後の活動

- ・ 来庁者・収容児童・職員等の安否確認と避難誘導、負傷者を救援
- ・ 庁内の火気・危険物等の点検
- ・ 庁舎・施設の被害状況の把握
- ・ 安全を確認後、災害対策本部設置準備

☆ 津波への対応

- ・ 直ちに、市民、漁協、港湾関係者、海浜のレジャー客等に対して、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達（震災対策編第3章第5節に準ずる）

ア 被害情報等の収集・伝達

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

また、消防団等の巡視活動を通じ、被害状況を把握するとともに、119番通報等の状況の情報を収集する。

各部・課において収集した情報は、本部事務局に集約する。情報の伝達は、関係各課との連携を図って、本部事務局、秘書政策課、広聴広報課が行う。

(ア) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県へ報告できないときは、直接、消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

また、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁へ報告する。

これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(イ) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市は、県及び防災関係機関とともに積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

(ウ) 収集する情報の種類

【災害発生直後】

項目	収集内容	担当
概括的被害情報	人的被害や住家被害の発生状況	本部事務局、消防本部（防災課）
	二次災害危険の状況	住宅課、消防本部（予防課）
	道路、港湾、交通機関の被害状況	生活環境課、都市計画課、建設課
	丸亀市防災情報連絡員、自治会、自主防災組織からの情報	市民課、生活環境課、消防本部（総務課）、綾歌・飯山市民総合センター
ライフライン被害	下水道	下水道課
	その他ライフラインについては、香川県広域水道企業団、関連会社からの情報(上水道、電話、ガス、電力等)	本部事務局
医療機関の死者、負傷者の状況	丸亀市医師会、綾歌地区医師会からの情報	健康課
119番通報等の状況	119番通報状況	消防本部
	市民からの通報状況	本部事務局
その他	各避難所の避難者の状況	本部事務局
	本市施設、設備の損壊状況	本部事務局、各施設の所管課
	その他災害拡大防止措置	各部

【その後の段階】

項目	収集内容	担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉課、消防本部（防災課）
	負傷者の状況	健康福祉部 消防本部（防災課）
住家被害	全壊、半壊等の状況	税務課
	浸水の状況	
	火災の状況	消防本部（防災課）
非住家被害	公共（市有）建築物	庶務課
	その他	税務課
被災者	被災者、被災世帯数	本部事務局
	生活必需物資の配布状況	健康福祉部
	応急救護所の設置・開設状況	
避難状況	高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定状況	本部事務局
	避難所の設置状況	
	避難者の状況	
火災	火災の発生状況	消防本部（予防課）
ライフライン	下水道の復旧状況	下水道課
	上水道、電話、ガス、電気の復旧状況	本部事務局
その他	農林水産施設被害の状況 農地・土地改良施設被害の状況	農林水産課
	文教施設の被害状況	教育部（総務課、学校教育課） 生涯学習課（図書館）
	病院の被害	健康課
	道路、橋梁の被害及び復旧状況	建設課
	河川、港湾の被害等の復旧状況	都市計画課、建設課
	がけ崩れの状況	都市計画課、建設課
	公共交通機関（鉄道、船舶等）の状況	生活環境課、都市計画課
被害額	市有施設	庶務課
	農林水産施設・設備	農林水産課
	農林業、商工業被害 農地・土地改良施設被害	農林水産課、産業観光課
	公共土木施設	都市整備部

(2) 防災関係機関

市内の防災関係機関は、その所管する施設等で被害が発生した場合、及び災害応急対策実施上重要な情報を入手した場合は、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況、応急対策実施状況、復旧見込み等について、市及び県災害対策本部へ遅滞なく報告する。

(3) 地震災害時の通信連絡（震災対策編第3章第6節に準ずる）

災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ確かな手段を利用するものとし、市防災行政無線が使用できないときは、状況に応じ、次の通信手段のうち、いずれかを利用して行う。

- ア 県防災行政無線、県防災情報システム専用端末
- イ 加入電話（携帯電話）
- ウ 消防無線
- エ 警察無線
- オ アマチュア無線

カ その他防災関係機関の無線設備

※ 資料編

- II - 9 「香川県地方通信ルート」
- II - 10 「災害時通信連絡系統図」
- VI - 6 - (1) 「香川県防災情報システム」
- (2) 「香川県防災行政無線施設」
- (3) 「市防災行政無線」

(4) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被害状況等の把握に努める。

(5) 二次災害の防止（震災対策編第3章第27節に準ずる）

地震等による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）や宅地、危険箇所等が安全であるかどうかの応急危険度判定を行う。

本市で対応できない場合は、県へ要請し、応急危険度判定士等の協力を得て実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(6) 消火、救急・救助活動（震災対策編第3章第9節、第11節に準ずる）

ア 消火活動

延焼火災の状況、消防ポンプ自動車など通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、消防活動を実施する。

イ 応援要請

市長は、市の消防力では対応できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、県を通じて、国へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 救急・救助活動

救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。

また、被害状況、救急救助活動状況等を把握し、県を通じて、国に報告する。

(7) 医療救護活動（震災対策編第3章第10節に準ずる）

ア 現地医療体制

(ア) 医療救護班の派遣

健康課は、医療救護が必要と認めたときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に医療救護班の派遣等を要請する。

医療救護班は応急救護所において医療救護活動を行う。

本部事務局は、単独では十分に医療救護活動ができないと判断したときは、県、他の市町等に広域医療救護班の派遣等の応援を要請する。

島しょ部へ医療救護班を派遣する際は、災害時における輸送協定書に基づき、船舶事業者に対して迅速に輸送の協力を要請する。又は、ボートレース事業局が所有する船舶を使用して対応する。

資料編IV - 6 「災害時における医療救護活動に関する協定書」を参照

(イ) 応急救護所の設置

本部事務局は、医療救護班による初期応急医療、傷病者の重症度の判定等を行うため、応急救護所を地域の実状に応じて避難所等に設置する。

イ 後方医療活動

(ア) 救護病院

健康課は、救護病院に対して医療救護の実施について要請する。

救護病院は、応急救護所における医療救護班で対応できない重症患者の処置と収容を行うほか、中等症患者に対する処置を行う。

(イ) 広域救護病院

県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

ウ 傷病者の搬送

傷病者の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部(防災課)が救急車で行う。救急車が確保できない場合には、市又は医療機関が確保した車両等により行う。

エ 医療品及び救護資機材の確保

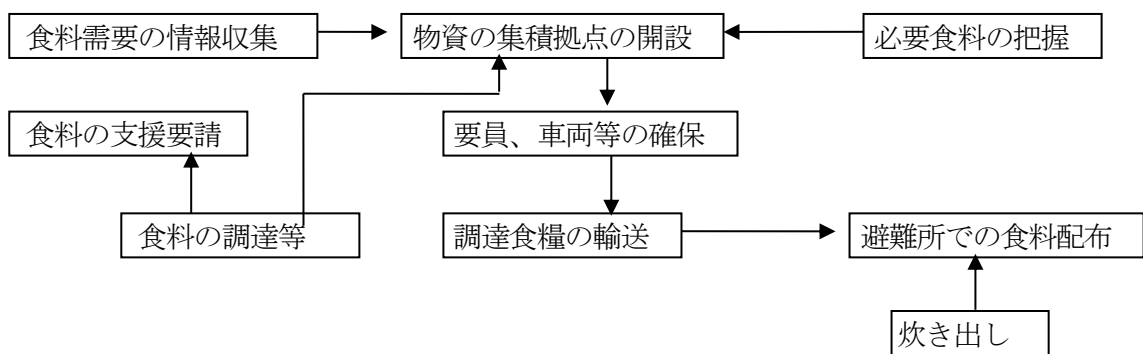
応急救護所等から医薬品等の要請があった場合は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会等との調整のもと、必要な医薬品等を調達する。

なお、更に医薬品等の不足が生じた場合は、県に調達又はあっせんを要請する。

(8) 物資調達及び配分

ア 食料品の調達・配分等(震災対策編第3章第15節に準ずる)

(ア) 食料の供給の手順



(イ) 食料需要の把握

避難者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、在宅避難者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努める。

(ウ) 食料品の供給

食料品は、被災者が直ちに食することができる精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン等の主食、缶詰、漬物等の副食を供給する。

なお、配給対象者、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

(エ) 食料品の調達・要請

市民課は災害応急食料を市内の小売業者等から調達し、必要量が確保できないときは、県に応援を要請する。

調達食料品は物資の集積拠点で引取り、配分し、市民課が各避難所に搬送する。

(オ) 炊出し

災害の状況が落ち着きをみせ、炊出しが行える体制が整うなどの状況を勘案して、学校給食センターが実施する。

炊出しは、学校給食センター、避難所又はその付近の適切な場所で行う。炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。

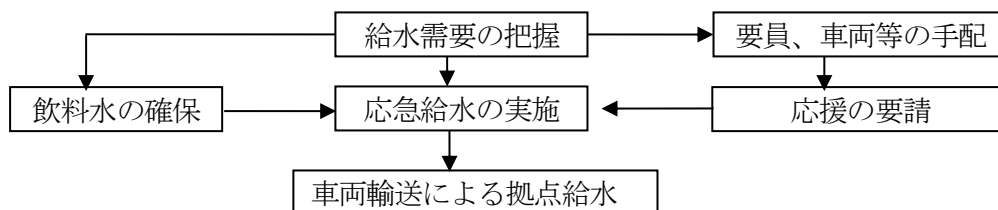
自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て実施する。

ボランティア等による炊出しの申し出があった場合、学校給食センターが関係機関と調整して随時実行する。

ガス供給設備が被害を受けた場合、LPガス取扱機関にガス器具及び燃料の供給を要請する。

イ 飲料水の供給（震災対策編第3章第16節に準ずる）

(ア) 応急給水の手順



水道施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料水が確保できない場合は、飲料水の供給を行い、人心の安定を図る。

(イ) 飲料需要の把握

水道施設の被害状況に基づき、避難者や断水地域の把握を行う。

(ウ) 給水の確保

被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水拠点へ給水車又は容器により運搬して確保する。

(エ) 給水量の基準

飲料水については、生命維持のための最低必要量として、1人1日3リットルの給水を基準とする。

(オ) 給水拠点の設定

飲料水の確保が困難な地域に給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。市民に対して給水活動に関する広報を行う。

(カ) 応急給水の方法

☆ 給水拠点での給水

給水拠点での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

☆ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

ウ 生活必需品の調達・配分等（震災対策編第3章第17節に準ずる）

(ア) 生活必需品の供給の手順

食料供給に準ずる手順により、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、急場をしのげない避難者に対して、生活必需品を供給又は貸与する。

物資供給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

(イ) 調達・要請

福祉課が市内の大規模小売店舗等の民間業者等から調達する。なお、不足が見込まれる場合は、本部事務局が県に対し応援を要請する。

物資の供給は、避難所の収容人員を確実に把握したうえで配給品目、数量等を決定し、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

(ウ) 住民等の協力

物資配給の実施にあたっては、自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(エ) 供給品目

寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事用具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

(9) 緊急輸送活動（震災対策編第3章第12節、第13節に準ずる）

ア 輸送の対象

輸送の対象とするものは、次のとおりである。

- (ア) 災害応急対策要員として配備される人員、物資
- (イ) 医療、助産その他救護等のため搬送を必要とする被災者
- (ウ) 医薬品、血液及び医療用資機材
- (エ) 食料、飲料水及び生活必需品
- (オ) 被災者を収容するための資機材
- (カ) 公共施設等の応急対策用資機材
- (キ) その他必要と認められるもの

イ 輸送車両等の確保

運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

- (ア) 市有車両の活用
- (イ) 運送業者等（香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、船舶業者等）、燃料確保のための関係業界への協力要請
- (ウ) 県へ応援車両等の派遣要請
- (エ) 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- (オ) 知事へ自衛隊の輸送車両等の派遣要請

ウ 陸上交通の確保

- (ア) 情報の収集
県、関係機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、主要な道路及び道路施設の被害状況、復旧見込み等の緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- (イ) 道路交通規制等
道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努めるとともに、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
市災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送路を選定する。

エ 海上交通の確保

四国運輸局、高松海上保安部、県、船舶事業者、漁業協同組合等の協力を求め、被害状況、航路等の異常の有無等の情報収集を行い、その状況を県に報告する。

カ 航空輸送の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

※ 資料編

VI - 12 「災害対策用ヘリポート」

キ 輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うために、丸亀市総合運動公園内の丸亀市民球場を、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点として確保する。

(10) 保健衛生（震災対策編第3章第18節2、3に準ずる）

ア 健康相談等

- (ア) 県と連携し、定期的に保健師等による避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者、障害者など災害時要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (イ) 県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

イ 精神保健相談等

県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物

療法等)等を行う。

ウ 栄養相談等

県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健福祉センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

エ 食品衛生対策

(ア) (社)香川県食品衛生協会食品衛生指導員の協力を得て、食品営業施設の被害状況を把握するとともに、被災地での食品営業施設の実態把握及び食品の衛生的取扱いの指導を行う。

(イ) 食中毒が発生したときは、速やかに原因究明のため食品衛生監視員を中心として調査等を行う。

(11) 防疫対策 (震災対策編第3章第18節1に準ずる)

ア 被災後、速やかに被災地の状況を把握するとともに、状況に応じた防疫活動を行う。

イ 感染症(一類、二類、三類及び新感染症)が発生したときは、県が速やかに調査を行い、必要に応じて感染症指定医療機関に入院勧告等を行うとともに、県の指示を受けて市が感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を実施する。また、感染症等の予防、又はまん延を防止するため必要があると認められた時も同様に、消毒、駆除等を実施する。

ウ 速やかに発生状況、防疫対策等について広報、啓発を行い、被災地の状況に応じて、周辺の清掃や飲料水の消毒など衛生の確保について、市民及び自主防災組織に協力を求めるとともに、的確な衛生指導に努める。

エ 県の指示に従い、臨時の予防接種を実施する。

オ 防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務は、他の市町又は県に応援を要請する。

(12) 文化財保護 (震災対策編第3章第23節6、7に準ずる)

地震により文化財の被害が発生したときは、速やかに被害調査を実施し、県教育委員会等とともに、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じるとともに、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保を行う。

イ 県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて、県へ人員の派遣を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、丸亀市地域防災計画に定める災害応急及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請等（本部事務局、職員課、消防本部(防災課)）

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

応援協定名、締結年月日	協定内容	協定締結先
中讃地区広域市町村圏 消防相互応援協定 昭和49年6月1日	丸亀市、善通寺市、多度津町、仲多度南部消防組合の区域内で災害等が発生した場合、相互の消防力を活用して災害を防除し、被害を軽減する。	善通寺市、多度津町、仲多度南部消防組合
消防相互応援協定 昭和50年6月1日	丸亀市と坂出市の区域内で大規模な災害等が発生した場合、相互の消防力を活用して災害を防除し、被害を軽減する。	坂出市
香川県消防相互応援協定 昭和61年12月1日	県下の市町及び一部事務組合が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援を行う。	県下の市町及び一部事務組合
香川県防災ヘリコプター応援協定 平成6年4月1日	県下の市町及び一部事務組合が災害等による被害を最小限に防止するため、県所有の防災ヘリの応援を求める。	県下の市町及び一部事務組合
大規模災害時の相互応援に関する協定 平成9年3月27日	協定市町において、大規模災害の発生時、救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市町間の応援を迅速に遂行する。	伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、三国町、箕面市
災害時の相互応援に関する協定書 平成23年11月22日	香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力する	県内の市町及び県
丸亀市・石巻市災害時相互応援協定書 平成24年11月21日	いずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法第67条第1項の規定に基づく被災した側の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定める。	丸亀市と石巻市
災害時における情報交換及び支援に関する協定書 平成23年10月26日	丸亀市の区域において災害が発生し、又はおそれがある場合の情報交換及び支援について、必要な事項を定める。	国土交通省四国地方整備局長と丸亀市長
災害時の情報連絡体制に関する了解事項 平成22年7月30日	平成22年5月27日から気象警報が市町村単位で発表されるようになったことを踏まえ、首長と気象台長との間の情報連絡体制を定めた。	高松地方気象台と丸亀市

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定等に従い、応援要請等必要な処置を行う。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請等

地震災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、震災対策編第3章第3節自衛隊災害派遣要請計画により、災害派遣要請を行う。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のための施設等の整備等は、次の内容とともに、震災対策編第2章第4節津波災害予防計画による。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め訓練の実施に努める。
また、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、下水道、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 津波により孤立が懸念される島しょ地域の臨時ヘリポートの離着陸場を確保する。
- (5) 市民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報系無線等の防災行政無線の整備等に努める。
- (6) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

※ 資料編

VI - 12 「災害対策用ヘリポート」

2 津波に関する情報の伝達等

津波予報、地震及び津波に関する情報収集、伝達は震災対策編第3章第4節「地震、津波情報等伝達計画」により行う。

3 避難対策等

震災対策編第3章第14節「避難計画」に準ずる。

(1) 津波避難対象地区

ア 香川県が作成した津波浸水想定図を基本として、津波避難対象地区を次のとおり指定する。

参照 「丸亀市防災マップ」

イ 当該地区について、重点的に自主防災組織の結成に努める。

ウ 指定された避難対象地区内の市民等は、緊急避難場所、津波避難ビル、指定避難所、避難路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努める。

(2) 次の事項について、関係地区住民に予め十分周知を図る。

ア 想定される危険の範囲

イ 指定緊急避難場所（屋内、屋外の種別）

ウ 津波避難ビル

エ 指定避難所

オ 避難所に至る経路

カ 避難の勧告又は指示の伝達方法

キ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

ク その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 津波避難計画、訓練（全課）

津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、避難指示の発令基準を作成するとともに、緊急避難場所、津波避難ビル、指定避難所、避難路、避難の勧告又

は指示の伝達方法等、避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項等を定めた津波避難計画を作成し、住民に予め十分周知する。

また、この計画に基づき、自主防災組織等の単位ごとに避難訓練を実施する。

(4) 避難の勧告又は指示

予め定めておいた発令基準に基づき、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、有線放送、広報車、市ホームページ、防災行政無線等により、住民等に対して避難の勧告又は指示を行う。

また、放送局、警察、消防団、自治会、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の災害時要配慮者に対しては、自治会、民生委員などその特性に応じた手段で伝達を行う。

(5) 避難誘導

警察、消防機関等の防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の市民等の逃げ遅れがないよう、避難誘導を実施する。

特に、老人、子ども、病人、障害者等災害時要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

介護等を要する者に対しては、次の点に留意する。

ア 自治会は、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、避難の勧告又は指示が行われたときは、①に掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の家族が行い、消防団、自治会、自主防災組織等が支援する。

(6) 避難所の運営

4 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動（震災対策編第3章第11節「消防活動計画」に準ずる）

市等は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項について予め消防体制を整備しておく。

なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図る。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策

エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ 救助・救急等

カ 緊急消防援助隊等応援部隊の部隊調整等

(2) 水防活動

水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次のような措置を講じる。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 ライフライン等

震災対策編第3章第25節「ライフライン等応急復旧計画」に準ずる。

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇

所については、道路管理者に報告の上、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。
ウ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

(2) 下水道

市は、早急に被害状況を把握し、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先して応急復旧を行う。

ア 管きょ施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

イ ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。

施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

(3) 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のために必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(4) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるガス栓閉止等の措置に関する広報を実施する。

(5) 通信

通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

(6) 放送

放送事業者は、県、市町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や市民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

放送事業者は、地震発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を行い、その具体的内容を定める。

6 交通対策

震災対策編第3章第13節「交通確保計画」に準ずる。

(1) 陸上交通の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら、交通の安全確保に努める。

(2) 海上交通の確保

ア 高松海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(オ) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(カ) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに周知するとともに、標識の復旧

に努める。

イ 高松海上保安部、県及び市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的内容を定める。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じる。

(4) 乗客等の避難誘導等

事業者又は施設管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成する。

7 本市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

本市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- ・ 津波警報等の入場者等への伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防用設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、保育所等

- ・ 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- ・ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部を本市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ巨大地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 整備方針等

(1) 施設等の整備にあたっては、その施設等の必要性及び緊急性に従い、年次計画を作成し、その計画に沿って実施する。

特に、市及び県は、地震防災上緊急に整備する施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

(2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

2 市有の公共建築物の耐震化（震災対策編第2章第2節に準ずる）

(1) 防災上の重要建築物について、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判断された施設については、計画的に耐震補強工事を実施する。

(2) 災害時に避難所として利用する小中学校等について、計画的に耐震診断及び耐震補強工事を実施する。

3 市有の公共構造物等の耐震化（震災対策編第2章第7節に準ずる）

(1) 道路施設

緊急輸送路として指定されている道路及び重要度の高い道路施設について、耐震点検結果に基づき、対策工法を決定し、緊急度の高いところから、速やかに対策工事を行うとともに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、道路機能の確保を図る。

(2) 河川管理施設

河川施設について、耐震点検の結果に基づき、必要な箇所を指定し、その重要度、緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

また、堰、水門、ポンプ場など防災上重要な施設については、地震発生に際して大きな被害がでないよう整備点検、補修工事等を行う。

(3) 港湾・漁港施設

港湾施設について、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、耐震性を補強するとともに、漁港施設について、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、「漁港構造物標準設計法」により、設計・施工を行い、安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等と併せて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施する。

(4) 海岸保全施設

海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。

4 指定緊急避難場所、指定避難所（避難地）、避難路の整備（震災対策編第2章第13節に準ずる）

市は、要避難地（津波危険予想地域、山・崖崩れ危険地域など地震災害発生のおそれが高い地区）の住民のため、耐震性を考慮して指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定を行い、誘導用の標識板等の設置を行うとともに、住民への周知に努める。

(1) 避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等を図るため、避難路の整備・確保に努める。

(2) 避難所及び避難路の安全性を確保するため、緑化の推進、建物の不燃化の促進、落下物及び障害物の除去対策等を計画的に進める。

(3) 大地震による災害は、火災、津波等の二次災害が発生しやすく、被害が大規模かつ広域的になるおそれがあるので、広域的な緊急避難場所を丸亀市総合運動公園として設定す

る。

広域緊急避難場所は、要避難地区の住民が収容でき、火災の延焼、山・がけ崩れ、津波等の危険がない場所とする。

5 消防施設の整備等（震災対策編第2章第5節、第6節、第9節に準ずる）

- (1) 消防署、消防団の人員、消防ポンプ自動車等の水害現場においても活動可能な消防施設等の計画的な整備充実努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (2) 市消防本部は、地震災害時には消火栓及び水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、消火栓のみに偏らない計画的な水利配置を行う。
- (3) 河川水、海水等の自然水利の活用や、水泳プール、ため池等の効率的利用についても調査・検討し、消防水利の確保に努める。
- (4) 地震災害時には、危険物施設等の損壊による石油類等の大規模な流出及び火災の発生のみならず、有毒ガスの漏出事故等も想定されることから、市及び危険物関係事業所等は、化学消防車等の車両、化学消火薬剤等の防災資機材の整備のほか、有毒ガスの中和剤、化学防護服等の整備を図る。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備（震災対策編第2章第7節3、第12節に準ずる）

(1) 道路

ア 市は、県、県警察及び道路管理者と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、地震災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

イ 道路管理者及び警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

(2) 港湾

港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、耐震性の補強等を実施する。

(3) 漁港

漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、安全性の確保等に努める。

7 通信施設の整備（震災対策編第2章第9節2に準ずる）

- (1) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
- (2) 地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、市防災行政無線等の活用を図る。

8 緩衝地帯として設置する緑地等の整備

都市公園は、市民のレクリエーション・スポーツ・散策の場として、都市生活上、重要な役割を担うものであると同時に、地震発生時には、延焼防止あるいは広域緊急避難場所として防災上重要な役割を担っている。

このため、市は、市内の公園、緑地等の整備を積極的に行い、緑のオープンスペースの確保や広幅員道路を活用した火災延焼の遮断空間としての防災スペースの確保に努める。

第6節 防災訓練計画

地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとし、毎年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難情報による避難、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を可能するため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部各課、機関ごとに行い、その内容には次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 市民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、県の助言を受け、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容には次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

ア 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識、特に津波災害が想定される地区の住民に対して、津波警戒に関する心得の普及を図る。

- ・ 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても、長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発令されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 正しい情報をテレビ、ラジオ、広報車等を通じて入手すること。
- ・ 津波注意報でも危険があるので、海水浴や海釣りは行わないこと。
- ・ 津波は繰り返す襲ってくるので、津波予報が解除になるまで気を緩めないこと。

ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

エ 正確な情報入手の方法

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地域における津波浸水想定地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識

キ 各地域における指定避難所及び避難路に関する知識

ク 避難生活に関する知識

ケ 平素、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (2) 市は、すべての市民が南海トラフ巨大地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

特に、自主防災組織の結成、住宅（昭和56年5月以前建築）の耐震診断や耐震改修の実施については、自主的・主体的な取り組みが促進されるよう留意する。

- (3) 市は、南海トラフ巨大地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に市民が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努める。

(4) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対してパンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うように努める。

3 児童生徒等に対する教育

(1) ホームルーム活動や学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動及び災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。

(2) 避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。

(3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転者に対する教育

市は、県及び県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 窓口相談の設置

市は、県と連携し、南海トラフ巨大地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。